

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和5年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	社会福祉法人 北区さつき会													
	開所曜日	月曜日から金曜日まで(年末、祝日を除く)													
	開所時間	9時00分から17時30分まで													
	同一場所以て実施している その他の事業	指定特定相談支援、指定一般相談支援 指定障がい児相談支援													
	事業所の特長	個々の相談員がこれまでの経験を活かし、丁寧にケースに対応しています。障がいを抱える人々を 地域の一構成員として捉えた上で、社会資源をフル活用し、ネットワーク作りに重点を置いた取り組 みをしています。													
1-2 職員の状況															
			常勤職員	非常勤職員	計										
	専任		0	0	0 人										
	兼務		5	0	5 人										
	計		5 人	0 人	5 人										
1-3 専門資格の保有状況															
		社会福祉士 3名 精神保健福祉士 4名													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名	実施曜日	実施時間											
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		常に当事者目線に立ち、障がい者自身及び家族の感情を押し量りながら、適切な支援をチームで 行なうことを基本方針としています。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
	①相談者数	月当たり相談者数							年間実相談者数						
		22.7名							272名						
	②相談受付件数	月当たり相談受付件数							【参考】業務委託における想定件数						
		127.8件							75件						
	③受付件数の 内訳	福祉 サービス	障がい 理解	健康・ 医療	不安解 消	保育・ 教育	家族・人 間関係	家計・ 経済	生活 技術	就労	社会 参加	権利 擁護	その他	計	
	身体 障がい	視覚	68	0	1	7	0	3	0	0	0	1	0	3	83
		聴覚	8	0	1	2	0	0	1	0	2	1	2	0	17
		肢体	61	4	32	31	0	3	12	4	14	5	0	13	179
		内部	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	2	7
		計	138	4	34	41	0	6	14	5	16	7	3	18	286
	難病	1	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	15	
	重症心身障がい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	知的障がい	51	2	7	0	0	3	12	7	7	7	0	2	98	
	精神障がい	202	20	93	79	0	20	33	14	64	4	13	60	602	
	発達障がい	20	7	10	8	0	0	2	10	5	0	0	8	70	
高次脳機能障がい	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	6			
その他	60	1	3	4	4	1	4	0	4	0	2	6	89		
合計	476	34	147	134	4	30	66	50	96	18	18	94	1167		
④受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計								
	836 件	236 件	101 件	299 件	17 件	45 件	1534 件								
2-2 相談支援に関する分析															
		精神障がい者の相談対応が毎年多く、福祉サービス利用に関する相談以外に、生活困窮や生活全 般に対する不安など多岐にわたっています。身体障がい者からの相談では65歳以上の高齢障がい 者や生活保護受給の2号被保険者など、介護保険との併用のケースや重度訪問介護の事業所が 見つからないなど、当事者からの需要と社会資源の供給バランスが合っていないことによる相談が 多かったように思います。 また、障がい児の親からの相談では、障がい児支援事業所の支援の不適合や学校の障がい特性 に対する無理解を訴えるなどの相談が目立ちました。													

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	相談員は全員、国家資格だけではなく実務経験を踏まえており、その専門性を相談業務に最大限に発揮し個別ケースに取り組むことが出来ました。	個別ケースにおいては、定型は無く、他事業所との連携の中で創意工夫が必要とされます。実務経験を活かしたマネジメント能力をさらに向上させていく必要があると感じています。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	毎月実施しているミーティングや復命を通じて共有を図っており、他の専門分野の知識も取り入れた相談業務が出来るよう心掛けています。	研修で得た知識が具体的な相談支援の場で効果的に活用されるためには、表面的な理解だけでは難しく、研修内容を自らの知識技術として身につけるための深化を日頃から意識していきたいと思っています。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	原則、諸会議への参加は一名の待機当番を置いています。担当者が不在で急な対応が必要な場合は、職場携帯で常に連絡が取れるようにしています。	担当相談員への引継ぎ内容を整理して伝えるよう工夫していますが、そのためには各々のケースに関する概要を記録や報告を通じて理解しておく必要があり、朝礼での業務報告の内容などからセンター職員全体で支援しているという意識をさらに強化していきたいと思っています。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	マニュアルで対応や処理の流れを整理しており、意識して業務にあたるよう促しています。	マニュアルに記載している流れの行間を理解し、個々のケースに合わせたマニュアルの活用が出来るように意識づけする必要があると感じています。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	医療ケアの必要な方や高齢障がい者など、障がい福祉だけでは対応できないケースも増えてきているため、常日頃から顔の見える関係を維持するために定例の連絡会を開催し、事業所マップを配付した際に関係機関との情報交換するなど実施しています	ケースを通じてつながりを深める場合が多く、他の関係機関と交流する場をより積極的に活用していきたいと考えています。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	比較的に支援が難しいケースが多かったこともあり、長期間関わるケースが多かったように思います。そのようなケースにはセンター内で事例検討を行ない、今後の支援の進め方などの意見交換を行ないました。	一つひとつの相談を大切に対応しながら、アウトリーチ等を行なって、さらに障がい者の支援向上に努めたいと思います。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	例年開催している聴覚障がい者対象の勉強会や障がい者対象の防災講座を企画実施するなど、当事者との交流を通じてコミュニケーションの配慮などの工夫をしています。実際に関わる場面を設定することによって障がい特性に対応出来る技術の向上を図ることが出来ました。	普段から障がい特性に対する配慮を意識して対応できるよう、折に触れて学びを継続していきたいと思っています。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	福祉に関する制度だけでなく、医療や教育、司法など他の専門機関やインフォーマルサービス等の協力を得る必要があるケースが多くありました。学ぶという姿勢を持ち、そのつながりを別のケースに活かすことが出来ました。	協働して解決を図るチームアプローチを意識して、基幹センターの職員としてのマネジメント力を高める努力が必要だと感じています。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	調査票などを精査し、相談支援専門員の特徴や活動分野を突合させる選定を意識して実施した結果、相談支援の変更なども減っています。	相談支援専門員の数が絶対的に少なく、かつ障がい特性を理解できる相談支援専門員も少ないため、相談支援専門員を増やししながら障がい特性に配慮出来るように勉強会を開催する必要を感じています。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援事業所に対する後方支援(主として助言)を行なう機会が増えてきています。必要によって、関係機関へのつなぎ支援を行なったりしました。また、今年度も事業者情報をまとめて北区の社会資源情報を毎月配付しました。	相談支援連絡会に参加しない事業所が増えているため、個々の相談支援専門員の意識を高めるための別の工夫が必要と感じています。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	北区内のインフォーマルの社会資源との関わりが増えました。それを基に就労系事業所に作業を依頼したり、事業所に赴いていただいて勉強会をすることも盛んになってきています。	北区で充足できないサービスなどもあり、広域の福祉サービスなどの協力をさらに深める必要を感じています。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター		
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	高齢障がい者が増加する中で、ケアマネジャーから障がい者福祉サービスの活用に関する相談が増えているように思います。「つながる場」で障がい者支援を伝えることもありました。	直接包括支援センターやランチと連絡会を設置する必要があると感じています。介護保険との併用に関して、困難さを感じているケアマネジャーも多く、勉強会などを開催していきたいと思います。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	コロナ禍の終息とともに、部会やイベント活動が盛んになりました。参加者のアンケートからはグループワークによる情報交換の場が再開されたことで学びが多くなったとの回答が多く見られました。	北区の社会資源がさらに有機的に交流し、共に助け合える取り組みを考えていきたいと思っています。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	事業所活動が通常に戻ったことで、イベントや部会活動を通じて、協力しながら事業運営を検討するなど活発になってきています。	自立支援協議会活動に積極的に関わる事業所と、そうでない事業所の格差が大きくなってきています。どの事業所にとっても有意義な自立支援協議会活動になるよう工夫が必要と考えています。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	地域移行支援の実績はありませんでした。	地域移行の1ケースの終了までには、かなりの時間を割く必要があります。一般相談支援事業所の勉強会を開催し、相談があれば計画相談同様に取り組める体制づくりが必要だと思います。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	基幹センターが関わるケースというよりも、終結後のフォローとして継続的に関わっています。家族間のパワーバランスが変化する中で、常に寄り添ってリスク発生を抑えることが出来ました。	日頃から虐待につながるサインを見落とさず、北区全体で連絡、相談が出来る体制づくりを検討したいと思います。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別と気づかないケースもあり、お互いが歩み寄る姿勢を持つ大切さが必要であると従事者研修などを通じて啓発しました。	発見や解決が難しくなっているため、虐待同様に連絡や相談が出来る体制づくりが必要だと思います。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	5	相談支援連絡会を通じて、相談支援業務の資質向上を図るための勉強会、事例検討などを行ないました。また、初任者研修や現任研修の受講者に対するインターバル研修では、受講者自身の資料を踏まえた助言を心掛け、理解が深まる工夫をしました。相談支援専門員養成研修にもファシリテーターとして参加しており、人材育成の技術的な質の向上も図っています。	今年度からようやく初任者研修修了者が計画相談を行なう例が増え、事業所数も増えました。今後は新人育成にも力を入れていきたいと思っています。
3-9 その他の取組み			災害に関する障がい者への勉強会を今年度も複数回開催しました。年度末には自然災害発生時にどのような状況になるのかを理解してもらうため「災害シミュレーションゲーム」を制作し、各事業所でもBCP訓練が実施できるよう全事業所に配付しました。	
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		● 障がい者支援に従事する人材が慢性的に不足している上、中程度、重度の障がい者に対応できる通所系事業所が少ない。合わせて、重度訪問介護のサービス提供も難しく、障がい特性に対応できる社会資源の不足が顕著である。職員の質を高め、重度障がい者の支援の姿勢をレクチャーするなど、研修が必要と感じている。 ● 高齢障がい者が障がい福祉サービスを利用することが多くなっているが、ケアマネジャーが障がい福祉サービスの利用調整することが難しく、連携が難しい。特に訪問介護系の連携は目的にそぐわないサービス提供も目立ち、コーディネートしづらい現状がある。介護保険事業所との勉強会も企画して、年齢でサービスの質が低下することのないようにしていくことが必要と思われる	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		北 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和6年7月30日
出席者 からの 意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	高齢障がい者は確実に増えている実感がある。その時に、介護支援専門員が障がい特性について見識がなく、障がいを誤解されている一面がある。もっと積極的に高齢者分野に対して、障がい者理解を深めてもらえるための活動をお願いしたい。 北区には障がい者が一人で安心して暮らせるグループホームなどの生活拠点が少ないように思う。
	3	業務に対する自己評価について	障がい者虐待に対する取り組みについて、昨年度どれくらいの通報を処理したのかについて質問 → 基幹センターがコア会議に出席したケースは2件のみであり、警察からの通報の案件のほとんどが区福祉課単独で処理されていたため、区福祉課担当者より報告されました。令和5年度18件。 障がい者の防災対策をはじめ、基幹センターの取り組みには熱意を感じている。実際に災害が発生した際に成果が見られることを期待している。
	4	区における地域課題について	北区内の事業所は家賃が高いため、老朽化の進んだビルなどで運営していることが多い。防災対策においても、老朽化したビルでは倒壊の恐れもあって移転したいが家賃の占める割合が高くなり、予算的に成り立たないため、障がい者の避難対策なども考慮し、重点的に家賃の補助などを検討してもらえないか。 北区内に在住する重度障がいを抱える区民が利用できる生活介護や重度訪問介護の事業所が全く足りず、他区まで送迎してもらって利用している現状がある。かといって、バリアフリーの整備されたビルは非常に少ないため、新たな事業所も立ち上げにくいのではないか。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		今年度は受託機関の最終年度であったため、地域での生活に積極的に取り組んできました。そのことが今回委員様からの意見に多く反映されており、活動の成果が浸透しているように感じる事が出来ました。 次年度以降は、各委員から出されたご意見を踏まえ、より一層自助、共助のきっかけを地域の中に作る取り組みをしていこうと感じました。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			都島区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要			令和5年度													
1-1 実施状況について																
	法人名称	特定非営利活動法人ある														
	開所曜日	月～金														
	開所時間	9:00～17:30														
	同一場所以て実施しているその他の事業	居宅介護事業、生活介護事業														
	事業所の特長	自立生活センターとしての活動背景があり、障がい当事者自身が主体となって事業所運営、活動、取り組みなど行っている。区保健福祉センターと近い距離にあり連携もやすく、相談者にとっても訪問や相談しやすいセンターである。														
1-2 職員の状況																
					常勤職員		非常勤職員		計							
			専任				3		3人							
			兼務		3		1		4人							
			計		3人		4人		7人							
1-3 専門資格の保有状況																
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
			障がい名		実施曜日		実施時間									
			脳性麻痺		月～金		10:00～17:30									
			脳血管障害		月・水・木・金		10:00～17:30									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			◎これまでの活動を通じて構築してきた支援ネットワークの中核的役割を担うため、支援方針の見立て、支援のチーム作りを大切に、専門的知識を必要とする困難ケースや、地域の障がい者の緊急の事態にも対応していくよう努めています。 ◎地域の相談支援事業所にも情報提供や、後方支援をできるよう努めています。そして、行政機関、福祉サービス事業所、地域包括支援センターや子ども支援機関、医療機関、地域の支援の方々とも、さらに連携を強化していきます。 ◎区自立支援協議会では専門部会を中心に活動していますが、引き続き様々な取り組みを通じて、地域の関係機関・団体と共働し、地域の障がい者が安心安全にいきいきと暮らせるよう取り組んでいきます。 ◎これまで当センターで取り組んできた入所施設や精神科病院からの地域移行取り組みの経験を活かし、今後さらに地域移行が進むよう、地域移行支援のコーディネート取り組みも進めています。 ◎権利擁護の取り組みとして、引き続き養護者による障がい者虐待の通報・届出の受理、そして被虐待者および虐待者の支援に努め、また障がい者差別の解消に向けた取り組みとしての相談対応にも引き続き取り組んでいきます。 ◎以上の取り組みを、障がい当事者が主体となって運営するセンターとして、障がい者の権利が守られ、社会参加ができるよう、障がい者の立場に立ちきって進めていきます。													
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
①相談者数			月当たり相談者数				年間実相談者数									
			約18人				220人									
②相談受付件数			月当たり相談受付件数				【参考】業務委託における想定件数									
			約194件				概ね75件以上(都島区)									
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
身体障がい	視覚	36	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	39		
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	肢体	85	5	10	0	0	0	0	1	3	1	0	14	119		
	内部	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26		
	計	147	5	10	3	0	0	0	1	3	1	0	14	184		
難病		27	9	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3	42		
重症心身障がい		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3		
知的障がい		161	13	17	50	1	4	14	0	12	0	14	48	334		
精神障がい		667	162	203	80	21	30	49	3	10	2	1	161	1389		
発達障がい		149	30	41	16	4	13	5	1	7	0	0	46	312		
高次脳機能障がい		10	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	14		
その他		36	0	3	5	1	0	1	0	0	0	0	4	50		
合計		1198	222	275	156	27	48	69	6	32	3	15	277	2328		
④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			1540件		115件		185件		403件		77件		8件		2328件	
2-2 相談支援に関する分析																
			基本相談(委託相談支援)から一定期間を経て計画相談に移行となるケースが多いですが、サービスに繋がらず委託相談で長期で関わっているケースもあります。計画相談は区からの依頼や特別なケース以外は増やさないようにし、計画相談支援事業所に繋ぐまでや計画相談支援の対象にならないケースを取り組むようにしています。地域の方(障害を持つ子の親)からのケース、病院からのケース、地域包括支援センターや見守り相談室、都島オレンジチームからのケース、都島区から子育て支援室からの児童ケースや精神保健福祉相談員からのケース、就業・生活支援センターなど、相談の入り口は様々です。障害種別の割合としては精神障害の方が過半数を占めています。													

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		都島区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	3 より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するため、医療的ケア児者や精神障がい者及び強度行動障がい者を伴う方に対する障がい特性の理解及びこれに応じた支援技法などに関する研修は受講し、相談支援に活かせるように努めています。 またそれらを達成する為、積極的に業務整理を行いながら新たに相談員の求人、採用活動を開始しました。主任相談支援専門員の配置もしております。	根本的にマンパワー不足の解消が出来ていないので、昨年度に引き続き、極力研修には参加出来るよう業務整理の一環として計画相談ケースの委託、各職員の役割分担や業務量の可視化についても引き続き行っていく必要があります。 また採用活動は既存職員の専門性の向上や、専門性の高い人材の直接確保に繋がる為、より綿密な計画を立てて精力的に取り組んでいこうと考えております。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4 障害特性の理解や支援について、また制度に関することや虐待防止研修も含めて、テーマに応じて各種研修に積極的に参加するよう努めています。そして、研修を受けた職員はスタッフ会議等で内容を共有できるようにしています。また地域包括支援センターと共催で研修会を開催しました。府の相談支援従事者研修では初任研・現任研やピアサポート研修での受講者へファシリテーターを担い、相談支援に関する資質向上に努めています。	新人相談員には内部・外部研修に参加できるようにし、現職員については業務整理を行いながら、相談支援専門員として努めていくようにしていきます。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	3 職員間でスケジュールの共有を行い、職員が当センターに居るよう努めています。また、やむを得ず不在となる場合は区保健福祉センターにも伝え、そして夜間・休日・年末年始等の緊急対応は、携帯電話へ転送するなどし、24時間対応の体制を整えています。	職員それぞれが多忙を極め、訪問等で外出していることも多いですが、センター内が誰もいなくなることの無いよう、他部署職員とも連携を取りながら対応をしています。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3 各種マニュアルを整備しており、職員間で定期的に共有し、該当する事案が発生した際にはマニュアルに沿った対応をし、適切な記録を残し、事後も職員間で共有するようにしています。 個人情報の取扱いに関しても使用同意書を交わすことは引き続き徹底しております。	今後も引き続き最新のマニュアルを整備しておく必要があります。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4 3障がい及び難病患者等のケースに関して、その障がい特性に詳しく実際に支援されている方等のスーパーバイズも受けながら、決して自分たちだけで抱え込むのではなく、支援のチーム作りをして取り組んできました。 ケースを通じて、関係機関のネットワークの構築と連携、支援のノウハウを獲得してきました。地域の相談支援事業所より多職種連携の方法に対しての相談が幾つかありスーパーバイズをおこないました。	障害があるということがわからずこれまで何の支援も受けられず、生活が困窮状態に陥ったことで行政と漸くつながることができたケースであったり、高齢の親と障害のある本人だけの孤立した世帯のケースの相談も年々増えてきている状況です。そのため、専門機関との連携の強化もより一層必要となってきています。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4 相談の対応方法は様々ですが基幹センターとして継続して支援にあたっているケースだけでなく、毎月10件前後の新規ケースもあり、月当たりの平均相談件数は200件以上となっています。 既存の事業所との連携も密にとっており、事業所側で支援方法に対して検討しているケースも相談を受けて基幹センターとして介入することも増えました。	引き続き見守り相談室や包括センター等の他支援機関や区役所とも連携し、ニーズの取りこぼしが無いようにしていく必要があると考えます。ただし区役所からの相談は特定の職員からの相談で偏りがあり、依然として地域に埋もれているケースは多数存在すると考えられます。	
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3 文字盤やピクトグラムの活用、筆談やUDT（アプリ）、必要な場合は手話通訳派遣を依頼し、本人が理解できるコミュニケーション方法を用いています。必要に応じて、情報保障として拡大文字やルビ表示などの情報提供を行っています。	日本語でのやり取りが難しいケースも増えてきており、円滑にコミュニケーションを図るため通訳アプリ等を用いた方法も検討しています。	
3-3 困難ケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4 支援の困難なケースに関して、アセスメントをしっかりと行い、支援方針の見立てをし、支援関係機関や支援者のチームを作り、支援方針を共有しながら相談対応を進めていけるようリーダーシップを取り、支援者間の連携、支援ネットワークを一層強化できるよう取り組んできました。 介護保険との併給ケースで都島オレンジチームや包括支援センター等からの相談、見守り相談室から複合的な課題を抱えたケースの相談が多くありました。 またつながる場、地域ケア会議、要対協ケース会議に積極的に参加し、複合ケースや困難ケースについて検討を行ってきました。	ケース状況によってはケアマネジャーや地域包括支援センター、医療機関や教育機関、行政機関等様々な支援機関との連携した支援が必要です。複合的な課題や問題が長期化している事例に関しては、相談支援部会やつながる場を積極的に活用することで課題の整理や支援のネットワーク構築に努めていく必要があります。そのためには区との更なる連携が必要と考えます。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4 一昨年度より毎月1回、都島区役所にて選定会議を開催しています。会議には区役所の支給決定担当者にも出席していただき、疑問点が逐一解消でき、且つ区内の現状を区役所にも知っていたり機会となっています。 選定会議以外でも緊急性が認められるケースや障害特性等の内容に応じては選定会議を bypass して選定する場合もありますが、中立・公平性の観点から充分留意した上で選定にあたるようにしています。	区内の事業所は当初に比べると増加はしており選定会議も開催できるようになりましたが、閉鎖される事業所や一人体制となる事業所もあり、新規ケースの受け入れ困難な事業所も多くあります。 現在選定会議を開いても出席していただいている事業所は全体の半数ほどなので、多くの事業所に参加していただける方法を考えていかなければならないと思います。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			都島区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域の指定相談支援事業所から制度利用や障害特性に応じた支援について相談があった場合、情報提供や対応方法について提案・助言を実施。ケースによっては関係機関や相談者との間に入る等の対応も行ってきました。また、相談支援従事者研修(初任者・現任者研修)のインターバル対応や、受講生に対して個別のケースや福祉サービスの活用方法などに対する助言・情報提供をおこないました。	相談員のバーンアウトや採算が取れない等により事業所の閉鎖を余儀なくされてしまう事を防ぐ必要があると考えます。またその為には大阪市の相談支援体制も新規開設補助を設置し基盤拡充並びに相談支援を総合的にバックアップする仕組みや、相談支援事業所単体で事業が行えるよう、まだまだ報酬の見直しが必要と考えます。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	個別ケースを通じて、行政(障害福祉、生活支援ワーカー、生活困窮者相談窓口、子ども相談支援センター)、医療機関(医師、訪問、PT、MSW等)、地域生活定着支援センター、見守り相談室、成年後見人、あんしんサポート、サービス提供事業所等の方々と、また地域の取り組みや会議を通じて、区社協、学校(福祉教育)、地域福祉コーディネーターやオレンジチーム等にも障害者相談支援の立場として年々連携を深めており、各機関や地域の方たちとのネットワークから、地域の障害者のニーズ把握に努めています。	自然災害時に支援が必要となる障害者のニーズ把握が進んでおらず、市・区・関係機関・地域でともに進めていく必要があります。また、災害対策基本法の改正で、個別避難計画の作成が努力義務化され、福祉専門職と連携した実際の障害者のニーズに沿った個別避難計画の作成の推進を進めていく必要があります。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域福祉コーディネーター連絡会にて地域福祉コーディネーターや地域包括支援センターおよびランチの方々や連携が取れており、中野まちづくり協議会(地域活動協議会)、都島区社会福祉施設連絡会(高齢・こども・障害)役員会に参画し、他分野の相談支援機関等との連携強化に努めています。複合的課題があるケースや困難ケースに関して「総合的な相談支援体制の充実事業(つながる場)」や「支援会議」を積極的に活用し、地域の支援者全体で役割分担しながらケースの支援を進めていくことが出来ました。昨年度はこれまで関わることの無かったケースに関しても、つながる場に出席することで、状況整理や今後の支援が円滑に行えるよう一緒に考える機会を多く持つことが出来ました。	障害者が65歳に到達し、介護保険と障害福祉サービスを併用するケースや介護保険サービス利用者が新たに障がい福祉サービスを併給することになったケースなど年々増加していることから、より一層の地域包括支援センターやオレンジチーム、見守り相談室等との連携にあたり、区基幹センターと包括支援センターの交流の場や勉強会を継続しながら、高齢と障害の双方の制度の理解を深め、支援方針のすり合わせ等もより密に行っていく必要があります。
3-5 地域自立支援協議会の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	都島区地域自立支援協議会では委員長や部会長を一部担い、区事務局と協力してその運営をおこなっています。本会議・運営会議と、4つの専門部会(相談支援部会・地域当事者部会・こども部会・事業所部会)の取り組みを中心に活動しています。対面の取り組みを再開し、地域当事者部会では、福祉教育プログラムとして区内の小中学校に訪問し障害啓発活動をおこないました。また、「なかまをつなげる地域の輪」を昨年より再開し、地域の方とポッチャで交流することが出来ました。相談支援部会では、ケース検討や事業所が抱える課題共有など取り組んでいます。また、これまで事業所数が少なく開催できていなかった選定会議も昨年度から対面で毎月開催しています。	自立支援協議会のホームページにおいては、各部会の取り組みの報告やお知らせをもっとタイムリーにしていきたいと思います。また、その内容としても具体的な活動内容や自立支援協議会そのものを区民へ周知していきたいと考えます。「自立支援協議会だより」を年3回作成しており、都島区社協や、区役所保健福祉センターなどに設置し周知活動をしているが、さらなる区民への周知が必要である。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	相談支援部会にて、相談事業所向けに地域生活支援拠点の説明会をし、登録を推進しました。また、地域当事者部会として京橋地区の再開発に向けての課題の洗い出しの実地調査を行いました。京橋地区交通バリアフリー基本構想の見直し検討会では、自立支援協議会の委員として参加し、調査内容を基に意見を出しています。障害者が社会参加しやすいまちづくりに努めています。	地域生活支援拠点の登録に推進に向け、案内や講演などの取り組みをしていく必要がある。バリアフリーに関しては、京橋周辺だけでなく、区内の実地調査や課題整理と改善、見直しのサイクルを引き続き行いながら、当事者の声を聴く、届ける仕組み作りにより強化して取り組んでいきます。
3-6 地域移行の推進に向けた取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	4	2023年度は相談支援部会の無い月に区内の相談支援事業所向けミニ学習会として様々な内容で研修会をおこないました。その中の一つとして「地域移行について」の学習会を行いました。実際の取り組みを2事例紹介しその重要性を伝える場を持ちました。	相談支援事業所に任せるだけでなく、基幹センターとしても適切な後方支援をすることで、地域移行をより進めやすくする体制を構築する必要があります。また、障害者支援施設に入所されている方や施設職員に障がい者の地域生活を知ってもらうための取り組みが必要であり、各区の基幹センターや関係団体、行政とも連携し取り組んでいきたいと思います。
3-7 権利擁護の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	職員は虐待防止研修を定期的に受けるようにしており、都島区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議にも参画し、意識の高揚とともに、関係機関とのネットワーク作りにも努めています。また、区保健福祉センター障害福祉課長および課長代理と、休日・夜間の緊急時に迅速な対応が出来るよう連絡先の交換をしています。	8050問題等の高齢の親が障害のある子を抱えているケースは、親は気付いていないが介護放棄(ネグレクト)状態になっていることがあり、今後こういったケースは更に増えてくると考えられます。また、支援拒否によるセルフネグレクトの方への支援は他機関が連携し支援をおこなっていけるような体制構築がより一層必要になってくると考えます。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			都島区障がい者基幹相談支援センター		
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障害者差別解消に関連する相談では、相談者本人は差別と感じていなくても嫌な思いをしたなどの相談もあり、より丁寧に関き取りするよう心がけています。	府条例でも事業者による合理的配慮の提供が義務化されましたが地域の中ではまだまだ知られていないため事業者への啓発をより一層すすめていく必要があります。
	3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	昨年度は地域包括支援センターと共催で介護保険分野と障がい分野の垣根を越え連携・交流ができるよう研修会を開催いたしました。 大阪府の相談支援従事者研修ではファシリテーターとして現任研・初任研修に協力しインターバルの際には研修受講者の受け入れをおこないました。 年に1度おこなっている都島オレンジチームとの交流会は昨年度も開催することが出来ました。継続しておこなうことで互いの業務を知る機会となりケースの連携を円滑・迅速に取れるようにしています。	なかなか区内の相談支援事業所が増えない中、研修会や事例検討会を開催することで新規事業所の新設や既存の事業所に対しても、職員増員の働きかけをおこなっていく必要性を感じています。 相談支援従事者研修のインターバルでは、主任相談支援専門員、区役所、基幹センターが連携して対応をおこなう必要があると考えます。
	3-9 その他の取組み				
			■福祉教育 地域の小中学校で、実際に障害当事者が学校訪問し、車いす体験やレクリエーションスポーツ「ポッチャ」や当事者の地域生活の様子を伝えるなど、都島区社会福祉協議会と協働し、学校生徒・教員との交流を継続しています。 ・関西大学…6/22に訪問。 対象者:2回生 障害者の自立生活(地域での一人暮らし)や当事者活動で大切にしていることなどを中心に90分程度講話。 ・都島中学校…6/23に訪問。 対象者:2年生(約90名 3クラス) クラスごとに別れ障害者の自立生活やバリアフリーについての質疑応答等を中心に90分程度講話。 ・四条畷学園大学…10/12に訪問。 対象者:2回生(約20名) 内容:障害者施設での経験談や障害者の自立生活を中心に90分程度講話。 ・中野小学校…12/4に訪問。 対象者:3年生 内容:ポッチャを通しての交流や障害者の自立生活についての話を5グループに分かれて行いました。 口広げよう地域の輪(報告) 日時:2/3(土) 14:00～16:30 場所:都島小学校 参加者:当事者を中心に19名 昨年に引き続き開催の、障害者が参加する防災訓練です。内容としては受付訓練・地域の方たちによる避難所運営訓練の見学・福祉避難室への移送訓練の参加・ワークショップと盛りだくさんの構成でした。 ワークショップでは、能登半島地震に関する動画視聴と障害別に必要な支援を考えよう、日ごろから準備しておくものは?もし避難所生活になったら必要なものは?在宅避難になったら必要なものは?をテーマにグループワークを実施。 ■基幹センターだより(ある箱) 地域の障害者や家族、関係機関に向けた情報提供のため機関紙「ある箱」の発行を行いました。その中で、基幹センターだよりとして、障害福祉の制度や有用な情報を掲載しています。 ・2023年夏号(vol.81)2023年6月21日発送 ・2023年秋号(vol.82)2023年10月18日発送 ・2024年冬号(vol.83)2024年1月24日発送		
4	区における地域課題について				
		区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
			都島区内のサービス提供事業所の数にはばらつきがあり、グループホームも少しずつ増加はしていますがまだまだ充足していない事、ショートステイなどの生活の場はまだまだ足りない状況は続いています。そのため、強度行動障害のケースや緊急対応が必要なケース・医療的ケアが必要な方の受け入れ対応となると対応できる事業所が限られている現状があります。 指定相談支援事業所の個所数は、まだまだ一人体制の事業所も多く、選定会議の出席や新規ケースの受け入れ可能な事業所に偏りが生じてしまうといった現状もあります。区自立支援協議会の相談支援部会や事業所部会などとも連携しながら社会資源の新規創設および育成に区全体としても取り組んでいく必要があります。 区自立支援協議会においては各専門部会の取り組みがおこなわれており、事業所間の情報交換や関係機関とのネットワークも深まり、障害福祉サービスへの繋ぎやニーズの掘り起こし、地域課題に少しずつ取り組んできました。都島区基幹相談支援センターと区保健福祉センターとの連携や、医療機関、地域包括センターや地域福祉コーディネーター、就労支援機関との連携もこれまで年々深まっており相談支援対応にも活かされてきています。生活困窮者自立支援事業、要援護者見守りネットワーク強化事業においても課題整理を共に行い、さらに区内相談支援体制の充実につながるよう連携を深めていきます。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		都島区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		2024/8/16	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	・相談受付の多くが精神障がい者ということもあるため、社会には精神障がいの方はかなり多い。そのため福祉教育等の啓発活動においては、これまでの身体・知的障がいの分野の話だけでなく、精神、発達障がいについても何からの形で啓発をしていくべき。
	3	業務に対する自己評価について	・「3-7 権利擁護の取組」について、相模原事件から8年経ったが、優性思想に近い考えを持つ人や、旧優性保護法に関する最高裁判決に納得いかないような人がインターネット上には多くいるように感じるため、差別意識に対する啓発活動を基幹として地域に行っていってもらいたい。
	4	区における地域課題について	・災害時の個別避難計画について。 形式的には計画が立てられ地域の了承も得ている、ということであるが現実的に当事者と支援者との間で信頼関係が構築されていない中で、当事者のことを何も知らない人（面識のない班長や民生委員）が支援に来て対応が出来るのか？ 知的障害なら特に関係性、聴覚障害で電話が聞こえない等、当事者毎に特性もあるがそういった細かな部分が計画に盛り込まれているようには思えない。他府県ではもっと現実的に細かく精力的に支援計画に取り組んでいる。 南海トラフ地震特別注意の呼びかけもあったが、実際に起こった際、本当に助けを求めている者としては安心出来る様な計画を立ててもらいたいし、そういった地域の声を区の防災担当に届けるべき。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
		都島地域全体の相談支援の状況としては、サービス受給者は毎年増加しているが、相談支援事業所の数が2事業所減り、いち事業所（いち相談員）あたりの計画件数が増加しているため、一人で運営している相談支援事業所の多い都島区ではバーンアウトが懸念される。 基幹相談支援センターとしては、指定相談支援事業所の継続的な後方支援と、事業所の新規創出、育成に向けた取り組みが必要だと感じる。 社会資源は就労Bやグループホームが増えてきているものの、地域生活支援拠点としての整備がまだまだ出来ておらず、体験の場や緊急時受け入れの場が足りていない。既存の事業所へそういった機能を担ってもらうような働きかけが必要と感じる。 地域包括支援センターと区基幹センターとの関係性をより強めていくため、会議等を継続的におこない、8050等困難、複合ケースにも対応していける体制を構築していきたい。また、「総合的な支援調整の場（つながる場）」や「支援会議（生困シェア会議）」、そして「地域ケア会議」や「要保護児童対策地域協議会（要対協）」「こどもサポートネット事業」などケースを通じて連携し、関係機関とのネットワーク作りも一層進めながら取り組んでいきたい。 自立支援協議会においては、これまでの取り組みをより充実させ、困難ケースから見える地域課題を洗い出し、上記の会議体や機関と連携して課題解決の施策を考えていきたい。 頂いた意見は大きく3点。1点目は個別避難計画を含む障がい者の災害時対応について、区の防災担当や地域とより密にどうあるべきか検討していく。2点目は啓発活動について、福祉教育等で発達障がい、精神障がいの分野の啓発をしていく上で、精神障がい者ピアサポーター等、各障害当事者との協働により進めていきたい。3点目は、まだ社会に残る優性思想の根絶、差別意識の解消に向けたセミナー等の取り組みの必要性を感じた。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			福島区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要			令和5年度													
1-1 実施状況について																
	法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会														
	開所曜日	月曜日～金曜日														
	開所時間	9:00～17:45														
	同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、施設入所支援事業、 生活介護事業、短期入所事業、共同生活援助事業														
	事業所の特長	当事業所は、地域療育等支援事業の頃から相談支援事業に携わっている。また、法人において 様々な事業を実施しているため、サービスの利用につなげること、それぞれの事業の立場からの意 見を聞くこと、専門的な助言を受けることができる。														
1-2 職員の状況																
				常勤職員			非常勤職員			計						
			専任	2			1			3 人						
			兼務	1			0			1 人						
			計	3 人			1 人			4 人						
1-3 専門資格の保有状況																
			相談支援専門員 1名, 社会福祉士 3名, 精神保健福祉士 1名, 介護福祉士 2名, 公認心理師 1名 ＜重複計上＞													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
			障がい名	実施曜日			実施時間									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			障がい児や障がい者およびその家族がひとりで悩みを抱える事のないよう、それぞれの思いを丁寧 に聞き取り、解決に向けての情報提供等を行います。また、ご本人自身が自分の暮らしを具体的に イメージし、希望を持った生活が送れるようご本人に寄り添って、一緒に考え支援します。 ご本人が望む暮らしに必要なサービスをコーディネートできるよう、区役所をはじめとする各関係機 関と連携・協力を図り、フォーマル・インフォーマルな社会資源の把握・活用に努めます。													
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
①相談者数			月当たり相談者数					年間実相談者数								
			23.8人					144人								
②相談受付件数			月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数								
			58.25件					60件								
③受付件数の 内訳		福祉 サービス	障がい 理解	健康・ 医療	不安解 消	保育・ 教育	家族・人 間関係	家計・ 経済	生活 技術	就労	社会 参加	権利 擁護	その他	計		
身体 障がい	視覚	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	10		
	聴覚	3	7	12	1	0	1	6	5	4	13	0	2	54		
	肢体	57	13	26	5	0	24	5	10	6	0	12	21	179		
	内部	15	3	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	24		
	計	82	24	38	7	0	25	11	15	11	17	13	24	267		
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
重症心身障がい		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
知的障がい		79	24	9	5	0	7	2	4	10	0	2	10	152		
精神障がい		132	41	7	32	0	21	10	2	7	10	4	21	287		
発達障がい		3	4	0	0	0	0	1	1	1	0	2	4	16		
高次脳機能障がい		0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	6		
そ の 他		64	43	31	7	0	11	17	13	3	4	9	24	226		
合 計		362	137	86	52	0	65	42	35	33	31	30	83	956		
④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			476 件		19 件		73 件		85 件		11 件		35 件		699 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		福島区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		受付件数は前年度に比べて微増している。身体障がいについて、《身体手帳のみ所持》より《身体+別の障がい》が多い。精神障がいについて、「不安解消」や「家族・人間関係」が多い。障がい種別を問わない「社会参加」は増加しているものの、知的障がいのみを見ると増えていない点が気にかかる点である。 ルート別では知人・教育機関・生活困窮関係機関が少ない。その機関の支援力が高まっている、あるいは、当センターを介さずに解決できていることが考えられるが、当センターが関わるべきケースはあったかどうかの検証は必要である。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	配置している職員について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師を取得している者を配置している。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	・虐待に関する研修は、必ず受講している。 人権研修は法人で開催しており、全員参加。 ・その他の業務に必要な研修は積極的に参加し、研修後は伝達研修をしている。	引き続き、研修への参加に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員の常駐を基本とし、不在時の電話は施設内のスタッフで対応している。時間外や休日に入る電話は留守番電話・携帯電話で対応している。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	マニュアルを整備し、適切に運用されているか点検している。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各専門機関と効果的な連携できるよう各機関の役割を把握し、総合的な支援体制を意識しながら、利用者にとってより良い支援を目指している。	今後も社会福祉法に掲げられている包括的支援体制の「断らない相談支援」を意識しながら運営していく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	業務委託における想定件数60人に対して実績は58.25人となっていて、想定件数に近いものとなっている。	アクセス向上のため、センターの移転を検討している。また、様々な機会を通じて周知等を行なっていく。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	障がいや病気の特性への配慮は基本だが、同じ人でも状況などによって理解度に変化が生じることもあるので、その状況に応じたコミュニケーションを取るようになっている。	外国語など多様化する相談に対応できるよう資源を確認するなどの準備をしておきたい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	3	訪問の同行や面談の同席、関係者会議への出席など、他機関と連携しながら複合的なケースに対応している。	それぞれの専門機関の強みを生かした有機的な連携が深化していくよう努める。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定ケースは21件。選定会議では、個人情報等に留意しながら課題や支援の方向を考え、選定された指定特定相談支援事業所がスムーズに支援を開始できるよう努めている。また、一つの事業所に偏らないよう空き状況を確認している。	事業所の量的不足が大きな課題である。現状では区内だけで賄うことは難しく、近隣区の事業所を含めた連携が必要である。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		福島区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	・各種施策、最新情報、研修、区内にできた障がい福祉サービスの情報等を相談支援事業所部会等を通して提供している。 ・個別ケースに対して、特定相談支援事業所と連携して対応するようにしている。	今後も連携しやすい土壌を作り、課題が深刻化・複雑化しないように努める。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	個別ケースからだけでなく、部会や関係機関との情報共有等から課題を抽出している。	課題解決に向けた取組みを更にしていく必要がある。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	・「つながる場」をはじめ、関係機関との会議や地域包括支援センターと共催で相談会を行う等、顔の見える関係づくりを心がけている。 ・生活困窮者支援会議等の会議や研修等に参加し、顔の見える関係づくりをした。	地域共生社会に向けた重層的支援体制を意識しながら、基幹センターとしての役割を果たしていく必要がある。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	協議会や運営会議等で、優先順位をつけて取り組んでいけるよう提案している。障害者虐待防止研修を企画し、区内事業所が受講できる機会を作った。 部会では事務局を担い、個別ケース等から抽出された地域課題を本会に挙げている。	地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めながら活性化に努める。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	部会で課題が見えた点について自立支援協議会に提案している。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	・高齢になった入所利用者がよりよい過ごし方ができるよう、施設職員に対して移行に関する助言や成年後見制度利用支援等を行なった。 ・区内の障がい者支援施設職員に対して、大阪市施設入所者地域生活移行促進事業についての説明を行なった。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待が疑われるケースに関して、区保健福祉センターと連携して対応した。権利擁護の視点を持って業務し、適切な対応・連携するよう努めている。また、研修に参加し、視点がずれていないか確認するようにしている。	引き続き、研修への参加に努める。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	・差別に関する相談はなかったが、日々の相談の中に差別に当たるものがないか意識しながら業務をしている。 ・イベント等でパンフレットを配布し、啓発活動を行なっている。	潜在的な差別は多く存在しているということ意識して、啓発をしていく必要がある。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	・相談支援従事者インターバル研修について、現任研修5件を受け入れた。 ・新設事業所とは同行や後方支援することで、円滑な事業運営ができるよう努めた。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		福島区障がい者基幹相談支援センター	
3-9 その他の取り組み			
		(啓発活動) ・福島区人権啓発推進協議会主催のヒューマンシアターに参加し、区内事業所の自主製品販売や資料配布を行なった。 ・区民まつりや障がい者週間において、障がいのある方の作品展や紙しばい、広報誌での周知などを行なった。 ・地域福祉コーディネーター向け障がい理解に関する研修 講師 (連携の構築) ・区内障がい児通所事業所連絡会の立ち上げ・事業所一覧作成・子育て支援連絡会との連携に協力した。 ・医師会在宅医療連携室との連携 (その他) ・「スポーツ・レクリエーションひろば」の共催 ・コミュニティサロン「サロンつばさ」の開催	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		大型マンションの増加で子育て世帯や出生率が増加していることに伴って、障がい児を支援する事業所が増えてきている。それぞれの事業所が限られたスタッフの中で運営しているのも難しいことも多いが、事業所同士のつながりが活性化するように協力していきたい。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		2024/7/10	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	・障がい種別「その他」とはどのような人たちか。 →これまで福祉制度を利用したことのない人などである。 ・「福祉サービスの利用に関する支援」にはどのような支援があるか。 →福祉サービスの説明、事業所紹介や見学同行、事業所変更などの支援をしている。
	3	業務に対する自己評価について	・複合的な課題のあるケースなどは高齢分野との連携が必要な場合がある。今後も緊密な連携をお願いしたい。 ・他区では評価点を「4」「5」としているが、福島区は「3」が多いのはなぜか。 →運営評価別紙5「自己評価シート作成にあたって」に従い、期待どおりに対応できている場合を「3」としている。 ・次年度は評価点が「5」になる項目を増やすように努めてほしい。
	4	区における地域課題について	BCP、防災などにも取り組んでもらいたい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、各種のイベントや集合形式の研修が再開されていった一年であった。 地域のネットワークを通して複数の潜在ケースを発見することができたのも評価できることだといえる。引き続き、複合的な課題を有するケースについては、関係機関と連携しながら、必要な人に必要な支援が届くよう努めていきたい。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		此花 区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和5年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会													
	開所曜日	月曜日～金曜日（但し、土曜日については、利用者の来所や訪問の希望があれば開所の場合あり）													
	開所時間	9:00～17:45													
	同一場所で実施しているその他の事業	なし													
	事業所の特長	水仙福祉会は平成12年度より障がい児等療育支援事業、平成18年度から保健福祉圏域（西淀川区・淀川区・東淀川区）に基づく委託相談支援事業を大阪市より受託しており、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターを受託し、西淀川区内障がい者施策を推進している。平成27年度から、此花区障がい者相談支援センターを大阪市より受託、平成29年8月に此花区役所のすぐ近くに事務所を移転、他機関とも連携しながら迅速な対応を行っている。西淀川区同様、法人の理念である「本人主体の支援」を実践するとともに、区役所と連携した地域自立支援協議会の運営に加え、区内相談支援体制のより一層の充実を図ることに目的に活動している。													
1-2 職員の状況															
		常勤職員			非常勤職員			計							
	専任							0 人							
	兼務	2			4			6 人							
	計	2 人			4 人			6 人							
1-3 専門資格の保有状況															
		相談支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、保健師を配置													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名		実施曜日		実施時間									
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		法人の基本方針である「本人主体の支援」を実現するために、制度・サービスの紹介や調整、表面化している問題への対処だけではなく、常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間として優しさや思いやりを持って支援していく。本人の行動や言葉、表情は何を訴えているのか、問題とされる行動や言動、表現の背景には何があるのかを一緒に考え、本人や相談者の気持ちに寄り添い、問題を解決し、障がいのある方とその家族が地域の中で安心して生き生きと生活が営めるよう、関係機関・地域住民との調整し、環境づくりを行っていく。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数			月当たり相談者数					年間実相談者数							
			39.9					130							
②相談受付件数			月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
			138.2					60							
③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
身体障がい	視覚	4											4		
	聴覚							1					1		
	肢体	61	9	15	3	0	11	12	1	1	0	1	132		
	内部	61		46	18		13	1				1	140		
	計	126	9	61	21	0	24	13	2	1	0	2	18	277	
難病	18	0	2	3	0				2				25		
重症心身障がい	7		2		1								10		
知的障がい	260	13	45	27		66	26	25	25	2	31		520		
精神障がい	389	21	82	101		109	55	24	17	1	10	1	810		
発達障がい	4			6	1	1							12		
高次脳機能障がい													0		
その他	2				2								4		
合計	806	43	192	158	4	200	94	51	45	3	43	19	1658		
④受付方法別件数	電話	メール		来所		訪問		同行		その他		合計			
	1186 件	33 件		147 件		180 件		100 件		12 件		1658 件			

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		— 此花 — 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		ここ1、2年、全体的には相談件数が減少傾向。しかし、精神障がいのある方や知的障がい、発達障がいのある方からの相談割合は微増傾向にあり、生活のしづらさを感じ、他機関から紹介されて相談に繋がるケースが多かった。そのため、相談受付のルートも、本人からの相談が増加した。行政機関（生活支援担当、子育て支援室等）や高齢者関係機関からの相談も一定数あり、そういった関係機関からの相談は従来の福祉サービス利用援助に関わる相談のみならず、課題が複数にまたがっているケースが多かった。 障がいのあるご本人だけではなく家族にも支援が必要である、本人や家族がサービス導入に拒否的、複数の課題を抱えていて整理が必要、複合的な支援を必要としている等の相談は依然として多く、対応に時間を要し、相談員の力量も求められた。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、介護福祉士、保健師の資格を有する職員を配置している。	相談の内容が多岐にわたってきているため、さまざまな相談に対応できるよう、職員の資格取得や専門的資格を有する者の配置も考えたい。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	人権（虐待、権利擁護、意思決定支援等）や精神障がいのある方への対応研修などの各種研修には積極的に参加し、参加した職員は報告書を作成のうえ供覧、必要に応じて伝達研修を実施している。事業所内でも発達やパーソナリティ障がいについて、事例検討など研修を企画、実施し、職員の資質向上に動めている。	精神障がいの方からの相談や、専門的・複合的な課題を抱えるなどの困難ケース、課題が多岐に渡る相談が増えてきているため、引き続き様々な内容の研修に積極的に参加し、相談員の資質向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中は事務職員が常駐している。相談支援専門員の不在時に相談があった場合には、簡単に内容を聞き取り、あらためて連絡する旨を伝え、スムーズに相談に繋がられるよう対応を行っている。	相談支援専門員が来所や電話対応で、相談者が重複してしまい、その場での対応が困難なことがある。事務職員が内容を聞き取る、改めて連絡する旨を伝え、その後の相談を迅速に進められるよう配慮を行っている。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルを整備し、定期的に見直し、職員に周知、いつも確認できる状態にしている。苦情や事故の報告があった際には迅速に報告書を作成し、会議等で職員間で共有するようにしている。	苦情や事故があったときは、対応後、至った経過や原因を組織として整理し報告書を作成したうえで、職員間で改善点等も含め共有し、同じことが起こらないように努める。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかわる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障がいや難病の特性に応じて、本人や相談者の気持ちに寄り添いながら適切に支援を実施している。引き続き、月2回精神科訪問看護事業所看護士との相談の機会を設け、本人や家族、支援者からもの相談にも応じ、対応している。相談内容によって、他の相談機関や専門機関に問い合わせたり、緊密に連携し、より円滑に支援できるように務めている。	相談内容が多岐にわたり複雑化している。障がいがあるかどうか分からない段階での相談や、何の支援も受けずに生活が困窮している、高齢の親と生活している等の相談も増えている。今後もさらに他の専門機関との積極的な相談、連携や相談員が適切に対応できるスキルを身に着けることが必要である。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談者数や相談件数については、ここ1、2年に比べるとやや減少はしているが、大阪市が想定している人数は上回っている。区内の相談支援事業所やサービス提供事業所が他区に比べてかなり少ないため、障がいのある人や家族が相談できる人や場所が限られており、基幹センターの求められる役割も負担も大きいのが現状である。	区内の相談支援事業所が6ヶ所と市内で一番少ない。他のサービス事業所についても他区に比べると少ない。新規事業所の開設や相談支援専門員の増員促進についても引き続き、周知、誘い掛けは ongoing になっているがなかなか進まず、喫緊の課題となっている。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	筆談やタブレット端末の使用、表情、行動からの推測、応えやすい質問にするなど、障がい状況に合わせて、個別に必要な対応を行っている。点字や手話、外国語での対応の必要性など事前に分かる場合は、ボランティアグループなどにも協力を依頼している。	今後も個々の障がい状況に合わせて、必要な支援ができるように、コミュニケーション手段を準備しておく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	8050世帯、複数の要支援者がいる世帯、借金を抱えてGHを転々としているケース、医療につながらない、ひきこもり等、障がい分野だけでは解決できないケースにも、行政や他の相談機関と連携し、会議（外部・内部）を重ねながら積極的に対応している。指定相談支援事業所が抱える困難事例に対しても引き続き相談に応じ、問題の解決に向けた対応を行っている。	複合的な課題を抱えている事例や、複数の制度にまたがるケース、問題が長期化してしまうケースが増えている。問題の整理、介入、解決と時間がかかりかかるため、相談員の負担が大きくなっている。各関係機関と連携をし、早急に介入し、役割分担をしながら解決ができる様に積極的に支援していく。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		— 此花 — 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	毎月実施している地域自立支援協議会相談支援事業所部会において個人情報の保護には配慮しながら、公正かつ適切な選定を実施。令和5年から選定方法を見直したことで、受けてもらえる相談員の偏りも少なくなり、急いで相談員を採っているケースへの対応もやすくなった。	此花区内に拠点を置いている事業所が少なく、相談員の数も少ないことから、隣接区の事業所にも地域自立支援協議会相談支援事業所部会に参加してもらい、協力依頼している状況が続いている。現状の事業所だけでは受け入れる人数が限られるため、相談員を増やすことが課題と考えている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域自立支援協議会や、相談支援事業所部会にて研修や勉強会、定期的にグループワークの時間を設け、困りごと等を出してもらい、情報提供や助言等を積極的に行っている。また、必要に応じて個々に相談を受ける時間を設け、ケースの同行や支援会議への同席もおこなっている。	区内の相談支援事業所は一人相談事業所が多いので、抱え込み、孤立しないように支援していく。気軽に相談してもらえる関係を構築し、相談や支援会議を通して一緒に対応することで相談員の力をつけてもらう。一人相談支援事業所は相談支援事業所部会に参加できていないことも多いので、参加を呼び掛けていく。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	地域自立支援協議会、地域包括支援センター等各関係機関との勉強会やイベントなどに積極的に参加し、地域が抱える現状と課題を把握し、それぞれの分野についての情報共有に努めている。まだまだ相談に結びついていないケース、複合した課題を持つケースも多いと認識している。	以前に比べ、他分野機関と連携して関わるケースが増えている。各相談機関で関わっている複合世帯のケースについては、問題が起こってから対応になってしまいがち。定期的に情報共有するなど問題が表面化される前からつなぎ、緊急時には迅速に対応できるように仕組みが必要と感じている。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	地域包括支援センター主催の地域ケア会議や課題検討会、専門相談機関勉強会には定期的に参加し、顔の見える関係を構築していった。また、相談員や相談員業務についての周知も積極的に行った。「つながる場」についても要望があった際には積極的に参画している。	複合的な課題、複数の課題を抱えているケースが増加しているため、他機関との連携が必須になっている。高齢や障がい、生活困窮など他分野の制度の理解を深めると同時に、障がいや相談員について理解してもらえるような働きかけも必要と考えている。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	区役所と協働で事務局を担っている。今年度は各部会単位でそれぞれの事業形態に合わせた防災についての研修や事例検討などを企画、実施し各事業所の連携やスキルアップを目指した。部会を超えて、共通で対応に困りがちな強度行動障がいについては、地域自立支援協議会全体で、連続研修として3ヵ月連続で企画、実施した。	障がいのある子どもが成長につれて直面する、勉強やお金、仕事や住まいなどの悩みについて、相談したり、区内で障がい者を支えている事業所を知ってもらうためのイベントをしたいと声が高まっていたが、年度内での実現は難しかった。部会を超えて区内の障がい児のことを一緒に考え、支えていけるイベントを企画していきたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	各部会での課題を抽出、共有し、区においてどのような資源が必要なのかについて議論を行い、全体会でも共有、問題提起を行っている。こども部会では、保護者からの小学校就学についての案内時期が遅く、いい時期に学校見学ができない等の声を元に、早めに簡単な案内を送付してもらうために行政に相談し、実施することができた。	区内の資源はまだまだ少なく、新たな社会資源の開発は難しい面も多いため、まずは地域のニーズに合わせ、既存資源を活用していけるよう地域自立支援協議会の場で積極的に意見交換をしていきたい。また、障がい分野だけではなく、他分野との連携会議や地域の集まりに積極的に参加し、新たな資源を見つけていく必要がある。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	依頼を受けた時に迅速に対応ができるように各種研修を受けて準備しているが、今年度は相談自体があまりなかった。	地域移行についての相談については、ここ数年相談件数がない。区精神相談員とは連携し、相談があれば対応できるようにしている。区内では受け皿となる資源がまだまだ少ない。受け皿の拡大と障がい理解をしてもらえる取組などが必要と考えている。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	大阪府や大阪市等が開催する虐待研修には必ず参加し、事業所内において伝達研修を行い、全員で共有している。全職員が虐待についての意識を持って対応できるようにしている。通報や届出だけではなく、積極的に行政に働きかけ、相談があった時点で行政とも連携し、適切かつ迅速に対応している。	軽度知的障がいのある子の金銭管理を親が行い、自分の思うように使わせてもらえない、福祉サービスを使いたい親が使わせてくれないといった相談などはつきり虐待とは判断しにくいケース等も増えてきている。行政をはじめ、関係機関と迅速に適切な対応ができるようにしていきたい。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		— 此花 — 区障がい者基幹相談支援センター		
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別ではないかという相談には丁寧に話を聴きとり、対応するように心がけている。引き続き、市営住宅でのトラブルが多く、住宅管理センターや高齢の親との世帯であれば包括支援センター等ともやり取りを行うなど当事者と区民との間に入って調整をすることもあった。	障害者差別解消法については、まだまだ周知が不十分と認識しており、勉強会や差別解消法の理解に向けた周知・啓発活動を行っている。住宅管理センターなどの関係機関の業務範囲についても理解し、通報や相談があった場合は、人権等の配慮にも心がけたうえで各関係機関とも一緒に連携し、迅速に対応していく。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	相談支援事業所部会にて、多職種連携や人権研修、抱えている困難ケースについての検討などを定期的に実施。相談支援従事者研修におけるインターバルも積極的に受け入れ、自分のおこなっている相談支援を改めて見つめてもらい資質を向上してもらえるように働きかけていった。また、個々でケース対応に困った時にも積極的に相談にも乗るようにしている。ケアマネ連絡会で相談支援専門員の業務を説明し、相談支援員の人数を増やせるような取組みもおこなった。	区内には1人事業所も多く、支援困難なケースを一人で抱えていたり、問題意識が薄くなっていたり、自分の支援方法を振り返る機会がない相談員もいるため、相談支援事業所部会で自分の支援を見直してもらえよう機会を設けるように心がけたが、相談員の質にばらつきがあるため、今後もそういった研修は継続していく。新たな相談員の育成についても積極的に取り組んではいるものの、なかなか相談員の人数の増加にはつなげていない。
3-9 その他の取組み				
①連続研修「強度行動障がい者をどう受け止めるか～問題行動への意味的理解のアプローチ～」を開催行動には意味があるという意味理解のアプローチの理解を促すべく、障がい理解の解説や映像を交えた「講義」、参加事業所に事例提供してもらい行動の意味や支援方針について考える「事例検討」と「グループワーク」をおこなった。本人中心を念頭においた意見交換をすることで、出席した事業所からは利用者の気持ちの理解や推測の重要性や支援の考え方など学びに繋がったという感想をいただき、好評だった。 ②障がいについて、相談支援専門員についての理解と周知についての活動 此花区内のケアマネジャーが集まる連絡会で障がいや自立支援制度について、相談支援専門員について知りたいとの要望があり、勉強会の講師を行った。障がい理解を促し、周知するとともに区内の相談支援専門員が不足していることも伝え、相談支援専門員の研修を受けて活躍してもらえるように依頼も行った。 ③防災シミュレーション 此花区内のグループホームが集まって、もし地震が起こった時に、災害時避難場所までスムーズに移動できるかどうか、どんなことで困ったり迷ったりするのかについて、実際に街歩きをして考えてもらえるようにイベントを開催した。				
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など ①社会資源・人材の不足 大阪市全体では、計画相談支援事業所・障がい児相談支援事業所が徐々に増えてきているが、此花区内では事業所数が6か所と、24区内で一番少なく事業所が増えていない。1人相談員の事業所も多く、相談員の数も少ないため、他区の相談支援事業所に協力してもらっている状況が継続している。障がい福祉サービス事業所に対して相談支援専門員の資格取得について周知するだけでなく、居宅介護支援事業所に対しても勉強会などを通じて資格取得を促していった。その他の日中の居場所や就労の場、居宅介護事業所についても少なく、作業内容などを利用者が選べる選択肢がかなり少ないので他区の事業所を利用しているケースが多い。区内の社会資源、人材を増やしていくことが喫緊の課題となっている。 ②災害時の対応について 今年度は全部会でそれぞれの事業形態や現在の課題に合わせた防災研修を実施した。各部会単位では横のつながりを意識できるようになってきているが、事業を展開している地域や行政との連携についてはまだまだ体制が整っていない。災害時避難行動要支援者避難計画の作成についても、障がい福祉サービスの事業者と一緒に検討するには至っていないのが現状である。今後、行政と一緒に災害時の連携や対策について考えていく必要がある。 ③虐待が疑われるケースの対応について 身体的虐待やネグレクトのような比較的わかりやすい虐待だけではなく、本人の障がいの特性も相まって虐待の判断が難しいと思われるような相談も増えてきている。本人も虐待を受けている意識もなく、保護者にも虐待をしているという意識がないケースもあり、障がい者の人権や虐待についての理解を求めることが必要なケースも多い。虐待通報を受ける窓口として、受けた通報または相談から緊急性や障がい者本人や家族の状況をいかに想像できるのかが大切であり、個々のケースに合わせて対応が必要だということを、此花区役所の虐待担当とも共有していく。虐待のリスクがあるような通報や相談に対しては、積極的に受け付け、協働して関わっていくことが継続して課題と考えている。 ④障がい児の就学に向けての対応について 大阪市では学校案内が9月頃に送付されるが、特別支援学校の見学などが夏休みに開催されることが多く、障がいのある子どもを抱えた親に情報が届きにくいとの声がかども部会で挙がっていた。令和4年度から続けている小学校就学いろいろ座談会でも早い時期から準備がしたいとの声も多く、就学案内をもう少し早めに送付してもらえないかと行政に提案したところ、令和5年度より此花区独自で就学案内を作成し、次年度に就学を迎える子ども世帯に送付してもらえることになった。 ④区役所庁舎内の物販について 此花区役所1階エントランスにて、此花区内の日中事業所部会に参加している事業所が各事業所の成果物や此花区内にある昇陽高校のバティシエ科とコラボして作ったクッキーを販売することになった。令和5年度は12月に開催し、2時間足らずで完売するなど盛況であった。来年度も年1～2回ペースで実施予定。				

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		此花 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
		報告日	令和6年7月11日(水)
出席者 からの 意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	相談件数が少なくなっているとのことだが、なかなか外に相談に行くことができず、相談につながっていない人も多いのではないと思う。精神疾患の方が増えていると聞くと、手帳が取得できていない人も多いと思う。そういった方の支援についてもお願いしていきたい。
	3	業務に対する自己評価について	きめ細かくバックアップしてくれ、助けてもらったという印象を持っている。基幹センターの業務はとて多くて、忙しいと思ってみている。それに見合うものがあるのか？と心配だった。仕事量は多くなるが、内容は1つ1つが複雑なのでとても大変だと感じた。自己評価するのも難しいのではないかと。そして、こういった形の評価だけで良いのか？とも思う。
	4	区における地域課題について	部会ごとだけではなく、全体会で防災の研修をやってもらってよかった。防災研修を受けて、再度部会で勉強会をすることができている。防災については日々変わるので、せめて2年に1回でも良いので、部会を超えて全体で研修はできたらいいのではないと思う。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		・自己評価を作成し、改めて相談件数や相談内容を振り返ってみると精神障がい、知的障がい、発達障がいのある方からの相談が増加傾向にあり、従来の福祉サービスの利用だけでは対応が難しく、金銭、住居、医療、就労などあらゆる面での問題を抱えており、支援を必要とするケースが多かった。相談件数は減少していても、課題が複合していたり、世帯全体として支援が必要なケースも多く、かなりの時間を要することが増えた。 ・此花区は相談支援事業所数が区内で一番少ないが、区内の事業所だけではなく、周りの区からも支援をして頂き、計画相談率は大阪市内の平均を上回っている。他の事業においても区内の事業所が少ないからこそ、横のつながりを大切に支え合って事業を展開していることは此花区の大きな特徴だと感じている。 ・今年度は受託3年目、今季で3期目の最後の年度となった。こども部会における就学前の案内の送付、就学いろいろ座談会、わいわいひろばの再開、グループホーム部会での防災シミュレーション、日中事業所部会での物販、部会を超えて全体としての強度行動障がいの連続研修や防災研修、ふうせんバレーボール「FULL FORCE」、此花区民まつりへの参加など、今まで積み重ねてきた地域や事業所との横のつながりを軸に、地域の課題に対して少しずつではあるが様々なことが形になってきた1年だったと感じている。 ・昨年も課題として挙げていた虐待を疑うケースの対応としては、依然として通報件数が少ない。情報提供や相談があった時点で虐待の認識を持って対応できるように行政にも働きかけ、対応をしているが、受け取り側の感度がより求められると感じている。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			中央区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要			令和5年度												
1-1 実施状況について															
	法人名称	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会													
	開所曜日	月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く)													
	開所時間	午前9時～午後5時30分													
	同一場所で実施している その他の事業	特定相談支援(計画相談)・一般相談支援(地域移行・地域定着)・障害児相談支援													
	事業所の特長	運営法人は、当センターのほかに相談支援事業所を大阪府下に複数持っており、法人内の相談支援ネットワーク会議により知識や支援ノウハウの共有をおこなっている。													
1-2 職員の状況															
				常勤職員		非常勤職員		計							
			専任	5		1		6人							
			兼務	0		0		0人							
			計	5人		1人		6人							
1-3 専門資格の保有状況															
			相談支援専門員のほか、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を保有した職員を配置している。												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
			障がい名	実施曜日		実施時間									
			肢体不自由	月～金(祝日除く)		9:00～17:30(原則予約)									
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
			○障害者の権利擁護に積極的に取り組む。 ○ケアマネジメントの手法に基づく、利用者の立場に立った総合的な支援を行う。 ○地域ニーズに合わせた社会資源の改善と開発に積極的に取り組む。 ○利用者が安心して地域生活が送れるように強固な支援ネットワークの構築に努める。 ○障害者の地域移行支援に積極的に取り組む。												
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数			月当たり相談者数					年間実相談者数							
			39.2人					276人							
②相談受付件数			月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
			71.8件					60件							
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	14	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	18	
	聴覚	9	2	5	14	1	1	5	3	0	5	4	0	49	
	肢体	128	4	6	30	5	9	9	10	0	13	4	1	219	
	内部	4	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	9	
	計	155	9	12	45	7	10	14	14	0	19	9	1	295	
難病		40	0	2	3	0	2	1	0	0	0	0	0	48	
重症心身障がい		2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
知的障がい		65	0	1	15	4	1	4	5	1	2	1	0	99	
精神障がい		190	4	27	141	0	11	25	11	7	3	9	1	429	
発達障がい		34	4	6	6	10	2	2	0	7	0	1	0	72	
高次脳機能障がい		3	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
その他		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
合計		496	23	58	211	21	26	46	30	15	24	20	2	972	
④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
			584件		15件		160件		93件		10件		0件		862件

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		____中央区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		令和5年度の相談受付件数は精神障がいの方に関する相談が多く、続いて肢体不自由の方々と なっている。これは昨年度(令和4)と同じ状況である。なお、総数862件のうち、障がい児(18歳未 満)に関する相談は62件である。相談内容については、いわゆる新型コロナウイルス感染症に関連する相談 が令和4年度以前に比べ減少傾向にあり、令和5年5月の5類移行の影響も幾分かはあったと思わ れる。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員 の他、専門的資格を有する者を 幅広く配置するように努めてい るか。	4	相談支援専門員のほか、社会福祉士、精神 保健福祉士を配置し、多様な相談に対応し ている。令和5年度には社会福祉士資格を 持つ身体障がい当事者(肢体不自由)職員 を新たに配置した	法人で資格取得支援制度を設け、取得勧奨 を行っているが、今後もより専門性の高い人 材を育成し、適切に配置していく。また、ピア サポート体制も強化していきたい。
b	各種研修に積極的に参加し、職 員内での共有を図るなど、常に その資質向上に努めているか。	4	外部での研修への積極的参加のほか、法人内 に研修プロジェクトチームを置き、オンラインで各 拠点を結び、双方向のやり取りを行うなど工夫し ながら研修を行っている。また、法人ではeラーニ ングによる研修システムも導入している。	今後も研修に参加しやすい環境の整備に努 め、職員の資質向上に努めたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来 所や電話等による相談に迅速に 対応できるように努めているか。	4	職員の常駐を基本としているが、緊急対応 等やむを得ず不在にする場合は、転送電話 による対応を行っている。	緊急対応等が重なる時があるが、極力不在 の時間をなくしていくよう努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告 対応マニュアル、個人情報保護 規定等の各種マニュアルを整備 し、その運用が適切になされる ようにしているか。	4	運営法人がプライバシーポリシーを制定して いるほか、苦情対応マニュアル等の各種マ ニュアルを整備している。	定期的に内容を見直し、改良していく。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる 相談に適切に対応するととも に、常日頃から専門機関との連 携を強めるなど、円滑な相談支 援の実施に努めているか。	4	医療関係者と共に支援するケースが増えて おり、精神科病院をはじめとする各専門病院 や各関係機関とのカンファレンスに参加する など日々連携に努めている。	今後も各専門機関との連携を図り、支援の 質の向上に努める。
b	相談者数や相談件数について、 区の規模や障がいのある人を 取り巻く状況等に鑑みて、妥当 なものとなっているか。	4	月平均71件であり、大阪市の想定している 件数(60件/月)は上回っている。近年は福 祉関係者だけでなく、弁護士等の司法関係 者も含めた多職種連携で支援に臨むケース が増えてきている。	相談内容は年々複雑化しており、各機関と のネットワークの大切さを感じている。
c	手話や点字、筆談、映像を利用 するなど、その人に合った個別 のコミュニケーション手段を検討 し、それに基づく対応を行ってい るか。	4	絵カードを用いるなど可能な限りの工夫を 行っている。必要に応じタブレット等のICT機 器も使用している。	ハード面とソフト面ともに創意工夫しながら 対応していきたい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、 問題が長期化している事例など 支援困難事例への対応を積極 的に行っているか。また必要な 支援ネットワークの構築に努め ているか。	4	今年度も地域包括支援センターや社会福祉 協議会「見守り相談室」等、他の相談支援機 関とも連携を図りながら対応している。また、 必要に応じ弁護士等と協力し支援している。	今後も他機関との結びつきを強くしながら、 多職種連携で臨みたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼 に応じて、計画相談支援にかか る指定特定相談支援事業所の 選定を公正かつ適切に行ってい るか。	4	日々選定依頼が届くため、計画相談支援事 業所への電話照会が主となってはいるが、 相談支援部会を活用した選定会議等も実施 している。日頃から各特定相談(計画相談) 事業所の体制状況など情報をこまめに確認 しながら公正かつ適切に選定を行っている。 (年間選定件数:のべ170件)	各事業所の相談支援専門員数は潤沢で はなく、すぐに新規受け入れ不可となってい まう場合も多い。また、令和5年度も複数の 相談支援事業所が閉鎖となるなど相談員の 安定した確保が難しくなってきたり、事業 所選定にも影響している。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		中央区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	選定等により地域の指定相談事業所においているケースにおいても福祉サービスの調整にとどまらない場合があることから、必要に応じ適宜連携し共同支援している。また、相談支援従事者現任研修でも実践例への助言を行っている。	個別ケースに関する質問や相談への回答や助言等は日頃より行っているため、今後も利用者だけでなく事業者にとっても相談しやすいセンターを目指したい。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	地域連携会議等のネットワークを通じ地域課題を共有し把握に努めている。	日頃の相談支援活動においてアンテナを張るとともに、当センターが加盟している障がい当事者団体のネットワーク等も生かしながら状況の把握に努める。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域包括支援センターとの連携会議に定期的に参加し、取組の一環として令和5年6月には「介護と障がいの合同研修」を開催した。また、総合的な支援調整の場（つながる場）にも積極的に参画し、支援会議等に出席している。	今後も区役所の「つながる場」の担当者と連携を図り、積極的に参画していきたい。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	令和5年度は本会と部会を合わせて計6回開催したほか、令和5年12月には区内の障がい福祉事業所参加の全体研修会「災害時における初期対応・対策について」を実施した。	令和6年度には障がい福祉サービスの大幅な報酬改定があるため、部会を含めて各委員ときめ細かな情報交換を行っていききたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	上記3-5-aにあるように地域自立支援協議会の研修によりスキルアップを図り、改善につなげるなどの取り組みは行っているが、新たな社会資源の開発には至っていない。	他分野からの障がい福祉への参入も増えてきている。いかに障がい当事者の声を届けていくかということも大きな課題と感じている。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	病院や施設の地域移行担当者等と連携を図り、退院や地域移行に関わる個別のカンファレンスに参加している。また、3-4-bにあるように後方支援として地域の相談支援専門員と共に病院等を訪問するなど地域移行の推進に取り組んでいる。	現在も退院に向け調整中のケースがある。病院だけでなく、地域の相談支援事業所や各専門機関とも連携しながら取り組んでいきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	大阪府や大阪市が主催する虐待防止に関する研修受講のほか、法人内に虐待防止・身体拘束適正化委員会を設け、月一回の定例会議を開くなど職員の意識向上に努めている。	迅速な対応ができるよう行政をはじめ、関係機関との連携を図るとともに関連する研修も積極的に受けていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	可能な限り傾聴し、必要に応じて大阪市福祉局等の関係部局や大阪府の広域相談員とも連携しながら対応している。	令和6年4月1日からの事業所による合理的配慮の提供が義務化されることもあり、障がい者差別に関する問題への人々の関心がより高まっている。寄せられる相談に対しひとつひとつ丁寧に対応していけるよう日頃の研修受講などにより職員の意識向上を図りたい。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバル（課題実習）の実習者受け入れを積極的に行い、対面その他オンライン等によってもフォローアップしている（令和5年度受入れ：初任・現任合わせて19名）。また、令和6年1月には地域自立支援協議会の相談支援部会においてKJ法を用いた事例検討会を開催し、相談支援事業所のスキルアップを図った。	今後も同協議会のしくみを活用しながら取り組んでいきたい。また、相談支援従事者研修（初任）については、受講後に必ずしも区内に相談員として配置されていない状況があり、3-4-aの課題で述べたような慢性的な相談員不足となっている。
3-9 その他の取組み			・制度周知や障がい者理解のための講師派遣（学校での講演会） ・法人内の取り組み「友の会行事」等に協力	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		_____ 中央区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		・生活介護など非就労系の日中活動場所の不足 ・重度訪問介護等の長時間介護の担い手不足 ・医療的ケアを担える社会資源の不足（ヘルパーや住まいの場など） ・グループホーム等を含む住まいの場の安定的確保（特にバリアフリー住宅など） ・計画相談を担う相談支援専門員の不足 ・日本以外の国にルーツを持つ障がいのある方の支援 ・区内在住障がい者の高齢化 ・医療と福祉の相互理解の促進 ・障がい福祉にとどまらない多職種連携による幅広い相談支援体制	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和6年5月30日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	・令和4年度の相談支援の状況と比較して相談件数が減少したり、受付件数の障がい種別の割合が変化したりしているが、基幹センターとしてその要因を分析されているのか教えてほしい。 ・運営評価の資料として、相談支援実績を掲載してもらっているが、基幹が対応した相談の中身まで分からない。適切な障がい者支援の実施の項目で、今後の課題として、相談内容の複雑化から各機関のネットワークの大切さを感じているのであれば、協議会の場で相談の内容を共有し、地域課題として各支援機関が把握しておいた方が良いのではないかと。
	3	業務に対する自己評価について	・3-4「地域の相談支援体制強化の取り組み」 ・就ボツ（就業・生活支援センター）が関わっている利用者の中にはつながる場の対象から外れてしまい、どこかの相談支援機関ともつながらず困っている方もいる。そういった方の状況を協議会でも把握しておいてほしい。 ・A型事業所によっては、本人の意向を尊重せずB型への移行を勧めたり、離職票を迅速に発行しないところがある。適切な支援を行うよう助言や指導をしてほしい。 3-8「地域の計画相談を行う人材育成の取組」 ・当事業所の利用者に関わっている計画相談員の件。利用者本人の意向を十分確認せずに相談員のペースでサービスの調整を行っており、障がい特性を理解されていないように感じられた。相談員が障がい特性に配慮しながら相談業務を行えるよう研修を行ってほしい。 ・報酬改定の影響でA型からB型事業所に変更する事業所が増えている。変更する事業所は元から運営状況が危ういところが多いので、相談員は事業所の状況を見極めて、利用者に紹介してあげてほしい。
	4	区における地域課題について	・3-9「その他の取り組み」 - 制度周知や障がい理解のための講師派遣を行っている」と記載されている。多くの支援機関が関わる機会が持てたほうが良いと思うので、必要に応じ基幹センターだけでなく、協議会のメンバーも参加できるよう取り計らってほしい。 ・地域自立支援協議会の取り組みや地域移行の推進に向けた取り組みに関する評価が令和4年度と比較して点数が上がっている。点数が上がった理由があれば教えてほしい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
		令和5年5月には新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、障がい福祉サービスにおける臨時的取り扱いも終了するなど、いわば仕切り直しの年となった。中央区においても長らく続いたコロナ禍の中でいくつかの事業所が閉鎖になるなど、その爪痕は決して小さくなかったが、5類移行後は、これまで活動が鈍化していた地域自立支援協議会でスキルアップのための事例検討会や防災をテーマにした全体研修会を開催するなど、少しずつではあるが、地域の再活性化に向けた取り組みを行うことができた。そのあたりを今回の評価点に反映させていただいた。また、同協議会での運営評価の場では、とりわけ就労支援事業所において、ご本人の意向を軽視した運営が見られるとの指摘が複数の委員からあった。この問題に対しては地域の支援者への研修を行うなど、改めて本人中心の支援のあり方を考える機会をつくりたい。加えて、令和6年度には障がい福祉サービスの大幅な報酬改定を迎えており、区内各事業所の運営だけでなく、在住障がい者の生活への影響も懸念される。今後はこれまで以上に地域自立支援協議会を要とする地域ネットワークを活用し、関係機関を良い意味で巻き込みながら支援に厚みを持たせ、地域の障がい者を支え続けられるよう取り組んでいきたい。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和5年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	特定非営利活動法人燦然会													
	開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）													
	開所時間	9:00～17:30													
	同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業													
	事業所の特長	地下鉄中央線・阪神なんば線九条駅下車すぐのキララ九条商店街内に事務所を設けています。西区はオフィスビルやマンションの高層化が目立ちますが、商店街内に設置することにより、地域とのつながりや地域への参加を目指し、取り組んでいます。													
1-2 職員の状況															
			常勤職員				非常勤職員				計				
		専任	0				1				1人				
		兼務	3				2				5人				
		計	3人				3人				6人				
1-3 専門資格の保有状況															
		主任相談支援専門員2名・相談支援専門員(初任)4名 社会福祉士 1名・精神保健福祉士 1名・公認心理師 1名・介護福祉士 4名 (数字は延べ人数)													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名		実施曜日				実施時間							
		精神		開所日				開所時間							
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化(専門部会の創設等)に取り組む。 5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となるよう職員の資質向上に日々務める。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数							
		35.4						196							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
		115.7													
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	28	10	7	10	0	17	10	3	0	0	13	1	99	
	聴覚	3	2	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	10	
	肢体	51	8	7	16	0	29	11	7	5	10	24	14	182	
	内部	51	18	16	27	0	9	9	0	36	3	0	15	184	
	計	133	38	30	53	4	56	30	10	41	13	37	30	475	
難病		28	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	32	
重症心身障がい		3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
知的障がい		109	16	12	25	7	30	4	3	18	14	13	26	277	
精神障がい		549	181	289	474	18	350	93	66	168	40	73	112	2413	
発達障がい		43	16	16	6	11	19	1	0	7	1	6	2	128	
高次脳機能障がい		11	8	5	1	0	7	0	1	1	0	0	0	34	
その他		33	10	11	6	3	2	4	2	9	4	2	11	97	
合計		909	271	364	566	43	464	132	82	246	72	131	181	3461	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		1093件		13件		92件		75件		80件		35件		1388件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		—— 西区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		前年度同様、精神障がい者の相談が圧倒的に多いが、身体障がい者、知的障がい者の相談も一定数ある。本人、家族からの相談に加え、見守り相談室、子育て支援室、生活困窮、地域包括支援センター、医療機関からの相談等、最初の相談者は各関係機関からの相談も増えており、障がい者基幹相談支援センターの周知が広がっていると考えている。相談内容は、障がい福祉サービスに関するものが最も多いが、不安の解消の相談も多い。家族との関係、健康・医療に関する事、就労に関する事、権利擁護に関する事、障がい年金に関する事など多岐に渡る。その中でも、8050世帯のケース、また過去8050世帯でそのまま親が亡くなり、障がい者が生活状況が困難に陥ってしまったケースなども増えている。そのようなケースは権利擁護に関する支援も行う必要もあり委託での相談期間も長くなる傾向がある。児童の相談は発達障がい者のケースが多い。児童は、初めて療育を受けようとする低年齢の相談も多いが、引きこもり等居場所を探す高校生の相談のケースも増えている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師の専門資格を有する者を配置していた。	今後も、専門的資格を有する者を幅広く配置が安定するよう努める。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	職員全員が、多数多種の研修に積極的に参加しそれぞれ報告共有し、常に資質向上に努めている。	今後も、各種研修に積極的に参加し、研修の振り返り、職員間での共有を図り、職員全員の資質向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	開所時間中、事業所内に職員が常駐できるようにしている。電話は2回線同時につながるようにして、来所や複数の電話相談に迅速に対応している。予約なしの来所相談であっても、概ね対応できていた。	現状の環境整備と人員配置を継続し、今後も各相談事案に迅速に対応できるよう努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備している。些細と思われる苦情にも誠実に対応し、小さな事案でもヒヤリハット報告書を出し、意識向上に努めている。	苦情や事故があった場合、職員が内容を情報共有し、再発防止に努める。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	3障がい及び難病患者等にかかる相談に迅速に対応している。日頃から多職種連携の強化を図っており、円滑な相談支援の実施ができている。難病患者等の相談も増えているので、相談にあたっては制度や福祉用具等の情報提供を始め、各関係機関と迅速に連携して対応できるようにしている。常に相談しやすい環境に配慮し、利用者の自己決定を尊重している。	今後もそれぞれ障がい種別に応じた相談に適切に対応できるよう、多職種を含めた各関係機関との連携の強化を継続し、円滑な相談支援の実施に努める。また、利用者の意思を尊重し、本人の状況に課題が多く見られる場合も、利用者のストレングスに着目し適切な相談支援を行っている。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	連携している各専門機関からも多くの相談が寄せられており、想定される件数を超える相談を受けている。現在のところ、妥当な相談件数より多いと考える。	西区は前年度に引き続き人口が増加しており、今後も相談件数も増加することが予想される。今後もそれにも対応し、適切な相談対応が可能となるよう努力する。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	筆談や視覚的コミュニケーションの利用など、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。知的障がい者や発達障がい者の方には、提供した情報などを簡潔に視覚情報で示すなど工夫している。	今後も、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行う。細かい内容まではできなくても、職員で簡単な手話ができ、利用者が相談しやすい雰囲気を作ることに努めていきたい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応は、区保健福祉センターや関係機関と連携し、積極的に行っている。日頃より支援に必要な多職種連携のネットワーク構築には力を入れている。各関係機関より相談があったケースは迅速かつ丁寧に対応している。困難ケースについて依頼があれば、担当者会議に出席して、助言、チーム作りの後方支援を行っている。	今後も、複合的な課題を抱えたケースに対して、積極的に適切に対応していく。現在、地域の相談支援事業所だけでなく、地域のほとんどの障がい福祉サービス事業所と連絡、連携を取っており、区役所保健福祉課各部署、生活困窮、地域包括支援センター、見守り相談室、就業・生活支援センター、西区医師会等との連携を積極的に図っている。現状の支援ネットワークをさらに強化し、地域の各関係機関からの気づきをキャッチできるよう努めていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	相談支援事業所の選定は、選定会議において公正かつケースに応じて適切に行った。区保健福祉センターからの随時選定依頼に際しても、公正かつ適切に行った。	今後も、選定会議を中心に、公正かつ適切に選定を行う。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っている。日頃から各相談支援専門員とコミュニケーションを取り、また協議会の相談支援部会の充実を図り、新規の相談支援事業所を含め、各相談支援事業所のニーズに対応できる環境を整えている。相談支援従事者研修のインターバルの機会も有効利用し新規事業所が円滑にサービス提供できるよう積極的に支援を行っている。	今後も、相談支援部会により多くの相談支援事業所が参加できるよう計画相談の基礎研修を行ったり、随時情報提供や助言等必要な後方支援を行う。相談支援従事者初任者研修や現任研修の機会も有効活用し、いつでも相談できるセンターとして、随時各相談支援事業所からの相談に応じていく。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	西区の特性上、経済的な余裕のある家族は、支援につながっていないことも多いと考えられる。様々な多職種会議に積極的に参加し、地域に存在する隠れたニーズの発見につながるようネットワークを広げている。「西区障がい福祉サービス事業所一覧」を令和5年度もその情報の更新、管理、相談支援事業所への発信を継続している。更新の際、各事業所と連絡を取り、新規事業所には個別に連絡を入れて把握に努めている。新たにグループホームのエントリーシートを作成し、西区における社会資源の把握を行っている。	8050問題等、課題を抱えながら埋もれたケースがまだまだあると考えている。西区の特性上、経済的な余裕のある家族は、支援につながっていないことも多いと考えられるため、職種を超えた様々な地域の関係者からつながっていくよう今後もネットワークを広げ、隠れたニーズの発見につなげたい。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	西区高齢者・障がい者支援連絡会、西区つながるプロジェクト(地域包括支援センター、社会福祉協議会、ケアマネ連絡会、医師会、生活困窮、高齢者施設、西区役所で集まって協議する西区独自の協議体)、西区医師会主催の全体ミーティング、西区障がい者・児ネットワークそよかぜ(当事者、家族、関係機関等で構成されるネットワーク)の定期会議に参加し、積極的に活動している。「つながる場」の事例検討はなかったが、つながる場の研修には参加している。	今後も、障がい福祉分野だけではなく、高齢、医療、教育等、多職種との連携強化に努めていきたい。現在、支援学校以外の教育分野とのつながりが構築できていないため、地域の学校等との連携も図ってきたい。「つながる場」が開催される時は積極的に参画する。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会では、令和5年度より各部会の運営事項を制定し、各部会での取り組みが一層強化できるものとなった。当センターは、事務局会議、相談支援部会、就労・日中活動支援部会、子ども部会、令和5年度より新たに設置したグループホーム部会それぞれに主体的に参画し、企画運営にも様々な提案を行い、積極的に関わった。また、ワーキングの提案・企画し、積極的に取り組んだ。他に、協議会の事務局委員と協力して、地域の障がい者の支援の質の向上につながる様々な合同研修を企画し実行した。部会としての設置はないが、居宅介護事業所連絡会にも参加し、情報共有・情報発信などを行っている。	今後も、自立支援協議会の部会、ワーキングに積極的に参画し、自立支援協議会の活性化に努める。必要に応じて新たな部会やワーキングの設置も考えていく。地域の障がい福祉に関わる全ての人の支援の質の向上を図る企画も行い、地域力の向上を図りたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	厚生労働省より各事業者に対しBCPの作成が義務化されているところではあるが、地域に津波の含め多くの被害が予想される南海トラフ地震等の災害に備えて、もっと簡易で発災時にどんな場面でも対応できるようにマニュアル作成に向けて、災害アドバイザーにも参加していただき、西区独自の防災マニュアルの作成を目標に防災マニュアルワーキングを立ち上げた。また、地域で合理的配慮の意識向上のきっかけともなる、コミュニケーション支援ボードの作成を目標としたコミュニケーション支援ボードワーキングも立ち上げた。	防災マニュアルも、コミュニケーション支援ボードも概ね完成形ができたが、これを有効に使っていただくための周知のための活動を継続する。コミュニケーション支援ボードについては完成したが、まだ各コンビニエンスストアに配付できていないため、今後各コンビニエンスストアに順次足を運んで配付をし、同時に合理的配慮のチラシ等を配付し、障がい者の住みよい地域となるよう活動する。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	障がい者支援施設等からの相談依頼はなく具体的な取り組みはなかった。精神病院からの地域移行に関する相談には適切に対応を行い、現在地域で安心して暮らしておられる。	障がい者支援施設等への地域移行の推進に関する取り組みについて西区に施設もないことから、他の基幹センターや福祉局との協働での取り組みも必要ではないかと考える。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、職員全員の虐待に関する研修の受講を行い、常日頃から職員間での情報共有を行い、意識の高揚を図る取組を行っている。さらに常日頃から区役所との連携も積極的にを行い、迅速な対応ができるようにしている。また、当センター職員だけでなく、地域全体での権利擁護の意識向上のための研修を合同研修に組み込んで実施した。	今後も虐待に関する研修の受講を行い、職員間で情報共有や意識の高揚を図る。虐待通報・届出があった場合、障がい者虐待の防止と対応の手引きに沿った適切な対応ができるよう関係機関と連携して取り組む。また、地域の関係機関への啓発も行っていく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別に関する相談、また苦情等も十分に傾聴し、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行った。また、合理的配慮や差別解消に向けた取組の出前講座、HIV・エイズの正しい理解に関する出前講座を当センターより依頼し、合同研修として各障がい福祉サービス事業所に対しても理解を深める取組を行った。	今後も障がい者差別に関する個別の相談には、十分に傾聴し、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行う。地域のコンビニエンスストアにコミュニケーションボードの配布を行う訪問の機会に、合理的配慮に関する大阪市のチラシを配布する。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援部会では、相談支援事業所向けの基礎研修を行った。また各相談支援事業所から、個別で支援に苦慮しているケースについて相談があった場合、随時相談に乗り必要に応じて担当者会議に出席してアドバイスをを行うなどして、相談支援事業所が抱え込むことがないよう取り組んでいる。インターバルの機会には各相談支援専門員と積極的にコミュニケーションを図るきっかけとして人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいる。	新設の相談支援事業所や、経験の浅い相談支援専門員も徐々に増えているため、計画相談の基本的な研修の取組や事例検討などが必要となる。また全体のスキルアップを図るため、様々な研修を企画する。相談支援部会に地域の相談支援事業所がより多く参画してもらえるよう、相談支援部会の役員と協働して運営していく。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			西区障がい者基幹相談支援センター	
3-9 その他の取組み				
			・救急カードの配布:相談支援事業所、生活介護や就労系の日中活動支援事業所、グループホームなどにも配付依頼を行った。 ・発達障がい専門療育ボンキッズの保護者研修「障がいのある方の様々な社会資源について」の実施 ・西区高齢者障がい者連絡会への参加 ・西区つながるプロジェクトの構成員として参加、シンポジウムの実施 ・そよかぜ連絡会への参加、そよかぜまつり参加・「聞いて聞いて私たちの声」で当センター精神障がいのピアサポーターより経験談を発表 ・障がい者スポーツ振興の取り組みの一環としてスリーアイズへの参加の呼びかけと当センターからの参加 ・西区医師会の全体ミーティングへの参加→医療従事者等に障がい者の在宅支援や障がい福祉サービスについて周知する機会であり、大事なネットワークと考える。 ・難波支援学校にて進路相談会への協力(2回) ・令和5年度 障がい者就職面接会inにしでの相談ブース協力 ・医療的ケア児を受け入れている児童発達支援・放課後等デイサービス事業所への個別の課題等聴き取り実施 ・西区居宅介護事業所連絡会に参加、情報共有	
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			・社会課題となっている引きこもりについて西区では地域の特性上、経済的余裕のある世帯も多く、8050問題と重なって表に出ていないケースがまだまだあると思われる。地域包括支援センターや地域の見守り相談員、さらに、訪問診療や訪問看護師、地域の医療機関などとの一層の連携強化を図り、隠れたニーズの発見に力を入れる。 →西区における実態の把握に努め、適切な支援に結びつく、入口支援に力を入れる。 ・増加し続けている人口や障がい者の数に対して、地域の相談支援専門員や、ヘルパー、短期入所、生活介護事業所等が変わらず不足している。また今後の8050問題に対しても共生型の生活介護や短期入所施設の需要が引き続き見込まれる。→相談支援専門員やヘルパーに関しては数だけでなく、支援力、質の向上が求められるため、基本的な研修の実施などを行う。さらに強度行動障がいのある障がい者への適切な支援に対応できる事業所の確保への取り組みも必要と考える。 ・頻発している地震や豪雨災害に対しての防災意識向上のため、引き続き障がい者、区役所、各関係機関と共に、防災に関する意識を強くする取組を行う。→西区全域の合同防災訓練への参加、障がい者には救急カードの配布の継続、支援者向けに西区独自で作成した防災マニュアル(支援者向け・利用者向け)の情報提供、防災に関する情報発信、西区つながるプロジェクトのシンポジウム継続 ・地域住民への障がい者理解や差別解消に係る啓発活動がまだ足りない。地域の資源を積極的に活用し、障がい者理解促進の活動を行う。 →完成したコミュニケーション支援ボードを、地域のコンビニエンスストア各店舗に出向いて、趣旨説明を行った上、設置を依頼する。またその際、合理的配慮のチラシも同時に配布する。 ・教育現場と障がい福祉の連携、ネットワーク構築	
5 自己評価を終えて				
5-1 区地域自立支援協議会での報告				
報告日			R6.6.24	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について		
	2	相談支援の状況について		
	3	業務に対する自己評価について	○救急カードの配布について 良い取り組みではあるが、もっとより多くの方に配付ができるように、配付の方法を工夫されてはどうかとのご意見があった。 →事務局会議にて、救急カードのデータを自由に印刷していただけるようにすることを含め、検討していく。	
	4	区における地域課題について	○コミュニケーション支援ボードや防災マニュアルは実際完成したものをカラー印刷して委員の皆様にご覧いただき、高評価を頂いた。 ○学校等と障がい福祉の連携について 社会福祉協議会に、地域の小学校より福祉教育で当事者の方から障がい者理解に関する話をしてほしいと依頼がある。そのような場面などを利用して繋がっていくことはできないだろうか？ ⇒学校等との連携について、そういった機会を含め、積極的に取り組めることを検討していく。	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)				
			○今年度も前年度を上回る相談件数があった。8050問題を含め、複雑な課題を抱えたケースやまだつながっていないケースの発見のためにも、多職種連携に力を入れてきた。他の相談支援機関や医療関係機関等とのつながりを強化したことで、関係機関からの相談件数も非常に多くなっている。西区障がい者基幹相談支援センターの役割の周知が広がっていると考えている。今後も、一層このような連携を強化し、継続したいと考える。 ○西区地域自立支援協議会の各部会の運営、運営委員会のワーキングの取り組みなども更に活発化し、部会参加者も増加し、活動内容も充実してきたと改めて感じる事ができた。 ○当事者の意見を取り入れ、自立支援協議会の様々なサービス種から集まったメンバーでコミュニケーション支援ボードが完成したことは非常に良かったと思う。今後、西区地域自立支援協議会のホームページに掲載する予定なので、できれば大阪市内、大阪府内でも活用していただければ良いと思う。また、今後の配付活動により、地域に障がい者理解の啓発ができればと思う。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				港区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要				令和5年度													
1-1 実施状況について																	
		法人名称		社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会													
		開所曜日		月曜日～金曜日													
		開所時間		9時～17時30分													
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業（ふつききょう）													
		事業所の特長		法人として、精神障がい者を主とした支援を展開してきている。基幹センターにおいては、他分野で 経験を積んだ職員の配置や精神保健福祉士、社会福祉士の配置を行う等、幅広く支援の実施を行 うことができている。法人が実施している事業としては以下のとおり。 ◆受託事業：精神障がい者スポーツ・文化芸術推進事業（大阪府）・茨木市精神障害者移動支援事 業者養成研修会 ◆協同組合事業：エルチャレンジ ◆施設運営事業：ふれあいの里・地域活動支 援センター（生活支援型）・就労継続支援B型・共同生活援助・指定特定相談支援事業・指定一般相 談支援事業													
				1-2 職員の状況													
						常勤職員		非常勤職員		計							
				専任		1		1		2 人							
		兼務		3				3 人									
		計		4 人		1 人		5 人									
1-3 専門資格の保有状況																	
				1精神保健福祉士（4名） 2社会福祉士（4名） 3精神保健福祉士及び社会福祉士（3名） 4相談支 援専門員（3名） 5主任相談支援専門員（1名）													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																	
		障がい名		実施曜日		実施時間											
						精神 不定期（要望に応じて業務時間内に対応） 不定期（要望に応じて業務時間内に対応）											
1-5 センター業務についての理念・基本方針																	
				当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰を支援する」という基本理念を踏まえ、 「人権」についての視点を常に持ち、精神医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者 施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考える。この 基本的理念を礎とし、平成23年7月に成立した改正・障害者基本法では、「全ての国民が障害の有 無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理 念」等、目的や基本原則が盛り込まれているが、この理念の実現のため、今なお人権侵害の渦中に ある障がい者の権利擁護を支持することを今まで以上に追求していくことが、基本方針である。													
2 相談支援の状況																	
2-1 相談支援実績																	
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数									
		55人						174人									
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数									
		192人															
③受付件数の内訳		福祉 サービ ス	障がい 理解	健康・ 医療	不安解 消	保育・ 教育	家族・ 人間関 係	家計・ 経済	生活 技術	就労	社会 参加	権利 擁護	その他	計			
身体 障がい	視覚	47	0	4	7	0	0	86	19	0	1	0	11	175			
	聴覚	12	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	17			
	肢体	100	2	17	9	0	1	9	8	1	1	1	13	162			
	内部	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3			
	計	160	2	24	18	0	1	95	27	2	2	1	25	357			
難病		8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8			
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
知的障がい		227	6	74	99	0	12	45	37	12	12	12	37	573			
精神障がい		431	21	73	452	3	26	59	47	45	13	9	84	1263			
発達障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高次脳機能障がい		15	0	0	5	0	6	0	0	1	0	0	3	30			
その他		19	1	3	6	0	1	2	5	3	2	3	21	66			
合計		860	30	174	580	3	46	201	116	63	29	25	170	2297			
④受付方法別件数				電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
				1741 件		123 件		215 件		168 件		36 件		14 件		2297 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		昨年度に比べ全体的な相談件数は若干減少している。相談受付方法に関しては、昨年度はメールが「34件」に対し今年度は「123件」と増加。新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談方法の多様化が浸透していると考察する。電話や来所、訪問など既存の相談方法に対する相談援助技術の質の担保と共に、多様な相談方法にも対応できるよう、柔軟なコミュニケーション技術とマネジメント力も必要になっていると分析する。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士を配置している。サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の研修修了者、介護福祉士、医療現場における相談支援経験者の配置をしている。	今後も専門的資格を有する者を幅広く配置するよう努める。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	相談支援や専門別の研修など、外部で開催されている研修に積極的に参加し、所内でも研修内容を共有する時間を設けるなど工夫をしている。	今後も積極的に参加し、相談支援の基本姿勢について質の担保に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中は必ず1名は常駐し、すぐに対応出来なかった電話等は留守番電話に切り替わるようシステムを構築し、対応する様努めた。	課題：緊急対応・個別ケース対応が重なった場合の来所・電話対応は今後の課題である。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	苦情対応・事故対応・個人情報保護規定・災害時等、各種マニュアルは整備出来ている。年に1回必須の法人内監事監査においても各種マニュアルについてのチェックを行っている。	今後も継続して各種マニュアル等の整備に努める。職員全員がその運用を適切に行えるよう、各種のフローチャートや過去の苦情受付等について、定期的に見直す機会を設け、苦情につながった本質の理解等を努める。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	難病等の相談を受けた場合は、医療機関や専門機関に助言を受けながら、その病気について勉強に努め、本人や家族などに丁寧なヒアリングを行っている。	今後も専門機関との連携を強め、円滑な相談支援の実施に努める。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	外部研修や自立支援協議会、イベント等の積極的な参加に努めたが、徐々に地域に認知されるようになったのも、十分な認知度とは未だ言えないと感じている。	課題：特に教育機関や他分野での支援機関等からの認知度は高いものとは言えないので、今後も周知啓発に努める。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	5	個別のコミュニケーション手段として、絵や写真を用いたり、筆談や手話通訳を活用させて頂いたりし、創意工夫した。周囲にも協力を仰ぎ、配慮に努めた。	柔軟な発想力を培い、本人の意思を正確に汲みとれるような努力をし、支援者間での共通理解が測れるように体制の構築を継続したい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	みなまるネットや見守りコーディネーター会議、つながる場へ参画しネットワークの構築に努めている。支援困難なケース対応については、専門的な支援機関も交えて複合的に支援できるような体制の構築に努めた。	複合的な課題や支援困難とされるケースに関して、それぞれに何が課題となっているのか、何がどのように困難なのかを整理する力を培うよう努める。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	月に1回選定会議を行い、個人情報に十分注意しながら受け入れ可能な事業所へ依頼をしている。区内区外の事業所に、積極的に選定受託して頂いていることで滞りなく相談支援体制が構築できている。	今後も選定について、公正かつ適切に行えるよう、区との連携に努める。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	情報提供や助言のみにとどまらず、訪問に同行したりサービス担当者会議にも出席するなどして、支援の並走を行っている。	自立支援協議会をはじめ、各部会や連絡会においても、必要な情報提供や相談支援の質の向上における勉強会の開催等に努める。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター		
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会を中心に、地域に密着したイベントにも参加しながら、積極的に課題把握に取り組んでいる。	課題：つながる場の活用をし、包括的な支援体制の構築を強化する必要があると考える。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	高齢・児童等分野関係なく、地域ケア会議やつながる場など積極的に参加することが出来た。また「みなまるねっと」においても、連携強化をテーマに事例検討等を通して、役割の明確化と今後の活動についての検討を継続した。	今後も更なる連携強化を図るべく、自立支援協議会を中心に検討していく。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会を中心に、相談支援部会・児童連絡会・ヘルパー連絡会の活性に努めた。また虐待防止・防災等毎年基礎となる研修の他に、地域の相談支援体制底上げを目的に「応用行動分析」をベースとした研修を開催し、質の担保に努めた。	今後もそれぞれ会議体の目的を明確にし、活性化に努める。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	自立支援協議会を中心に、港区のバリアフリー推進に向けて交通調査を行う計画を進める等、既存の社会資源の改善や課題把握に努めた。	課題：区内既存の事業所は他区に比べ数が少ない為、区内の事業所等がバーンアウトしない為の方策を継続して検討していく。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	障がい者施設等から直接依頼がある等対応したケースは今年度極端に少なかった。地域移行の推進に関しては、基幹相談支援センターの周知をするべく、「福祉の広場」「区民まつり」等を活用し、地域や施設等の交流に努めた。	課題：自立支援協議会等を活用しながら、区内における地域移行支援のニーズ把握を行い、各施設等からスムーズに相談出来る環境体制整備として、センターの周知啓発を継続して行い、全体的な認知度を上げることが必要と考える。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	外部で開催される研修への積極的な参加や事業所内で虐待対応防止に係る勉強会を定期的に行う等して、職員の意識の高揚を図り、適切な対応が出来るよう努めた。	虐待の発見時には早期相談、通報等が必要な為、迅速かつ的確な動きが出来るよう、継続して意識の高揚に努める。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	相談があった際は、相談者の話を傾聴し、適切な相談窓口に繋ぐなど対応した。また障がい者差別解消法に関する研修への参加や法改正の内容の周知共有にも努めた。	今後も障がい者差別であると判断した内容については、必要に応じて助言や対応策の提案を行えるように、職員間で研修などを通じて意識を高める。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは、初任研・現任研共に受け入れの中で助言や今後の不安の傾聴等適宜対応出来た。他には、自立支援協議会の相談支援部会を中心に、事例検討や意見交換会等を開催し、相談支援体制強化に取り組んだ。	地域における人材育成や相談支援体制強化に関して、港区では他区の相談支援事業所の参画も多い事から、課題の整理が必要となると考える。
3-9 その他の取組み			(1) ミーティングの実施／毎朝(あるいは夕方)ミーティングを行い、ケースの進捗状況などを共有し、担当者が不在であっても、対応可能な体制作りに努めた。 (2) 法人内研修(毎月1回実施)／意思決定支援、障がい者差別解消法、虐待防止法、相談支援の基本姿勢、地域移行支援、事例検討、また制度やサービスについての理解を深め、相談の精度を高める研修などに取り組んだ。 (3) 基幹内研修／不定期開催ではあるが、必要に応じて事例検討や地域課題の整理時間などを設け、相談支援体制の強化や組織強化に努めた。 (4) 外部研修／随時参加 (5) 法人年次報告書の発行／基幹相談支援センターの取組み等の周知、法人の活動内容についての発信。 (6) 港区障がい者地域自立支援協議会の代表者として、港区政会議(定例会・防犯、防災部会など)への参加。 (7) 見守りネットワーク委員会定例会の参加をし、地域の見守りコーディネーターと共に、地域の心配世帯の早期発見を目的としたアウトリーチを図った。 (8) みなまるネット(港区保健福祉課・地域包括支援センター・見守り相談室・オレンジチーム・生活困窮者自立支援担当・基幹センター)において、「つながる場」の活用方法などの研修を開催した。 (9) こころの講座(平成27年より毎年参加) 実行委員 (10) つながる場(総合的な相談支援体制)の充実に際し、顔の見える関係だけではなく、より具体的な支援に一步前に進める体制づくりのための意見交換。(区内の情勢や今後の推移を見据えた上で見えてくる課題などを提示) (11) 大阪市障がい者差別解消推進協議会/基幹相談支援センター代表として令和4年度より参画。今年度においても協議会の委員として参画。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		大阪湾に面する区の一つとして、大規模災害発災時に生きる個別避難計画策定と避難訓練の積極的実施が必要である。インクルーシブな防災の取り組みに対して、地域の社会資源でカバーできない課題への取り組みを、区としてどのように整理するのか自立支援協議会を中心に区政と検討する必要があると考える。 港区は他区に比べ社会資源が少なく、特に施設入所や共同生活援助、短期入所等が少ない中、住み慣れた地域で生活したい希望がある区民に対して区内でのサービス提供に限界があり、地域生活支援拠点として体制整備に困難を感じている。港区同様社会資源が少ない区と協働し、ニーズ整理と社会資源活用をスムーズに出来ないか等検討する必要があると考える。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和6年6月25日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	相談支援事業所の中で特に基幹相談支援センターは、様々な役割があり、現場を走り回り余裕が無い事業所というイメージが強いことからちょっとした相談もしにくい。もう少し人数を増やすなり対応の余裕を持って、地域の支援機関に対する後方支援に力を入れて頂けるとありがたい。
	2	相談支援の状況について	最近では港区内でも十分とは言えないが共同生活援助等新規事業所も立ち上がっている。相談支援に関しては昨年度からサービス利用申請者数が増加し、区内の相談支援事業所では対応に追い付いていないイメージがある。 障害支援区分が高い方や専門的な支援が必要な利用者に対して、提供できるだけの社会資源育成を今後は区を越えてでも行っていく必要があると思うので、もし可能であれば各区の基幹相談支援センターで、区内のサービスを必要としている利用者の件数の把握と、情報の共有を図りニーズの把握に努めて頂ければありがたい。
	3	業務に対する自己評価について	自己評価に関して特に要望など意見は無い。 各自治体に設置されている「総合相談窓口」も、相談件数がひっ迫し対応できる職員も少ない為、また何かあれば相談をさせて頂きたい思いがある。 特に就業・生活支援センターは「生活」の相談も受けているが、対応が追い付かないことがあり、基幹へ相談させて頂く事もあると思う。
	4	区における地域課題について	ヘルパー事業所等の人材不足に関して、また社会資源が少ないことに対して、特に共同生活援助や短期入所等の利用を希望した場合は殆どが他区か市外へでなければならないということが条件になるので、高齢の親が障がいのある本人の自立に向けて進めようにも「遠方」ということが一つの障害になっている。ヘルパー事業所等の人材不足に関しては大阪市への要望にも上げたが実際の解決策としては、区で何が出来るのか非常に難しい問題だと感じている。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		自立支援協議会やその他会議体、区のイベントなど積極的な参加・活動が出来ている。今後も各社会資源がバーンアウトしないように後方支援等に努め、個性に合わせた相談支援体制に尽力したい。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			大正 区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要			令和5年度												
1-1 実施状況について															
		法人名称	特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム												
		開所曜日	月曜日～金曜日												
		開所時間	9:00～17:30												
		同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業												
		事業所の特長	2003年の団体設立以来、障がい者の当事者による地域支援に取り組む自立生活センターとして、身体障がい者を中心とした地域自立とエンパワメント活動に力を入れ、ほぼ毎年、ピア・カウンセリング講座等を開催しつつ、自立生活プログラムも継続的に開催してきました。												
1-2 職員の状況															
			常勤職員			非常勤職員			計						
		専任							0 人						
		兼務	4			2			6 人						
		計	4 人			2 人			6 人						
1-3 専門資格の保有状況															
			主任相談支援専門員1名、相談支援専門員5名（相談支援専門員従事者現任研修を2度受講済み3名・社会福祉士1名）、介護福祉士1名。												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名	実施曜日			実施時間									
		視覚障がい	月曜日～金曜日			9:00～17:30									
		肢体障がい	月曜日～金曜日			9:00～17:30									
		精神障がい	木曜日			9:00～17:30									
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
			必要があっても福祉サービスの利用に至っていない障がい者（児）の潜在的なニーズを受け止め、地域での生活を確保するとともに、一人でも多くの障がい者が社会参加していけるように支援します。また、障がい者の地域生活と社会参加を確保するための社会資源の創造にも努めます。これまで、培ってきた経験と地域で作り上げてきた関係機関との連携を深めます。 障がい当事者の地域生活、エンパワメントにおいてピアサポートの重要性を踏まえ、ピア・カウンセリングや社会生活力の向上を目的としたILPにピア相談員が積極的に参画します。												
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数								
②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数								
		104													
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4	
	聴覚	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	肢体	5	0	0	1	0	1	1	2	0	0	4	0	14	
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	6	0	0	4	0	1	2	2	0	0	4	0	19	
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重症心身障がい		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
知的障がい		8	0	0	842	0	0	0	0	0	0	0	0	850	
精神障がい		23	0	0	30	0	4	5	0	3	0	0	308	373	
発達障がい		1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計		40	0	0	876	0	7	7	2	4	0	4	308	1248	
④受付方法別件数		電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計							
		219 件	150 件	873 件	3 件	0 件	3 件	1248 件							

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		知的障がいの件数(受付件数、来所件数)が高いのは、当センターへの平日の数回にわたる訪問をリーデンとして心の安定の一つとされている方への対応が多いのが実状です。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士や介護福祉士の資格をもつ職員を配置しており、将来的には精神保健福祉士の有資格職員を配置できるように取り組んでいます。	昨年度より精神保健福祉の資格を有する職員を1名雇用したが、他の部署の人員加工のため、やむを得ず期間センターへの配置を見合わせざるを得なかった。できる限り早く人員配置ができるようにします。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	法人独自の研修等も含めて虐待防止の研修には努めることができました。	障害別の専門研修や意思決定支援についての研修には参加できましたが、速報障害者支援やハラスメントに関する研修への参加参加を確保します。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	開所中は職員が常駐するようにし、閉所時間曜日には転送電話での対応を行っています。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	法人として、苦情対応マニュアル、事故対応マニュアル、個人情報保護規程等を整備し、職員の研修等で周知しています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	課題の多いケースについては、区の精神保健担当や発達障がい者支援センター、難病団体の相談窓口等と連携し、必要な場合には速やかにケース会議の開催を働きかけています。自己決定支援も、本人の合意のもとに進めています。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	新規ケースの発掘に向けて地下鉄大正駅の所定箇所に当センターのパンフレットを置いてもらい周知に務め、区の精神障がいの講演会や家族の集まりで当センターの周知も行いました。	人口数が少ない一方で、障害福祉サービス利用者数が多い中、相談件数が増えているとは言えません。複合的課題を抱えた家族の中で本人や家族自身が障害を抱えていることへの認識がなかったり、考えが及ばなかったりしているケースに対して、社会資源や福祉サービスを使うことによって生活を高めることにつながる点を伝えることの課題を強く感じています。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	それぞれの障害にあったコミュニケーション手段を心がけ、図解による説明や絵による伝達も利用するように努めています。また、行った相談内容で決まったことをメモにわかりやすく整理して書いたものを手渡すなどの工夫もしています。	手話のできる職員を配置、あるいは手話講習会への職員参加ができていません。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	つながる場などに参加させていただき、課題の整理や役割の明確化、解決すべき優先順位、本人へのアプローチ等について、各機関が意見を出し合い共有化して取り込むケースはわずかに増えています。	本人のサービスへの認識や期待が希薄な場合に相談支援関係の継続について本人の納得や同意を得ることが難しい時があり、信頼関係の構築に困難を感じることがあります。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	計画相談の事業所選定には、区の保健福祉センターの担当者とも相談しつつ、公平性が保たれるように行っています。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	新年度の国による報酬改定等の情報を適宜提供しながら、今後予想される各サービスの同行や課題にも関心を持てるように相談。支援事業所の集まりにおいて継続して流を伝えてきた。	これまでの事業所連絡会であった組織を改めて地域自立支援協議会の相談支援部会として位置づけ、新たに主任相談支援専門員となった相談員との連携を強めています。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会では、事業所増加をみてきたGHを住まいとして災害対応の課題への取り組みが出てきており、今後の地域課題としての方向性を検討することになっています。	つながる場などで複合的課題はほとんどが8050問題に近いケースであり、多くが障害と言う課題を抱えていることを本人や家族が認識できていない、あるいは適切に伝えられていないとが多く、その壁を丁寧に伝えていくことが求められています。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	包括支援センターとは、地域ケース会議へのかかわりを深めること、地域における総合相談の活動に協力していくことのかかわりも増えて切りました。	右のような共通の取り組みを日常化していけるよう努めます。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	全体会の開催、相談支援事業所連絡会の開催は主体的に取り組み、日中活動事業所の区内の団体にも参画しています 新型コロナウイルスの影響で活動が制限されるなか、区役所と連携して事務局機能は水準を維持できたと考えます。	組織強化の一環として、新たに主任相談支援専門員となられた方も、交えた運営会議を設置していく方向で検討転倒し、地域課題の具体的な取り組みや集中して取り組むべき課題について検討していきます。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会において、事業所等の意見交換会を開催し、地域課題について意見交換をしています。	運営会議等の設置により地域課題を明確化し、集中して取り組むべき課題について先かけた取り組みを検討していきます。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	4	コロナの5類移行に伴い、外出制限が緩和されたことを受けて、国内の支援施設に入所されているケースについて、毎月1回センターに來所していただき、当事者同士の交流やイベントと交えた経験の場を提供しています。	具体的な意向に向けた計画を支援施設とも共有しつつ、本人のペースに合った体験宿泊等を進めています。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区の担当者とのケースごとの連携はもちろん、センター職員による虐待の察知や区の担当者との相談は随時行っています。行政機関主催の研修にも参加しています。	区内における虐待通報が少ない中、虐待防止の意識だけではなく、具体的な通報後の動きについても、より徹底した数値が必要だと思っています。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別事例については、基幹相談支援センターから直接事業者に関わり合わせて、状況を確認して、必要な対応策を提示しています。	障害者本人のリーガルエンパワーメントにつながるような形での周知活動、とりわけ相談した後のケースについて事例を知らせ、法律を使って自分が嫌だと思っていることを是正していく実感を持てるような取り組みを考えたいと思います。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受け入れは要請があれば応じ、地域の支援における連携体制や地域課題については伝え、これからも一緒に取り組んでくれるように伝えています。	新たな主任相談支援専門員の方々を含めた協力体制を作っていきたいと思っています。
3-9 その他の取組み			令和5年度は、8月に大正区障害者事業所連絡会ふわふわと当センターの共催で支援する側のメンタルヘルスに関する職員研修会を実施し、10月～11月にかけて当センターとして若い参加者を募って集団による自立生活プログラムを実施しました。また2月には9名の参加を得てピアカウンセリング集中講座を3日間で開催しました。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		大正 区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		昨年度に続いて、災害発生時における避難支援体制の取り組みについて、GHである居住の場での地域での協力、各サービス事業所の連携等について、どれをいつ、どの枠組みで取り組んでいくべきかを自立支援協議会等の場で検討しつつ、今年度は障害者のケースについて相談員の協力を得ながら、地域におけるどのような体制を作っていけばいいのか、実際に自立支援協議会の取り組みの中で個別避難計画の作成を試みたいと考えています。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和6年6月17日(月)	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	・こちらにもよく来所される方がいる。来所時間をタイマーで10分測るなどの工夫が参考になった。本人と良い形を模索していきたい。
	3	業務に対する自己評価について	・虐待について会社から「親から虐待を受けているのではないか」と来るが、大正区はどこから？→警察からが多いと回答 ・地域移行は報酬加算でもあるので協力して取り組んでいきたい。 ・困難事例の当事者にはなかなかサービスが行き届かず、急務の対応が必要。障害の手帳の所持率が大正は9人に一人と平均より多め。児童虐待の件数に至っては平均の7倍。
	4	区における地域課題について	・重心の方は言語コミュニケーションが取りづらい方が多く、おそらく見つからない虐待ケースは多い。特に強度行動障がいの方は自身にもあざがあるし、職員にも骨折事例なども。地域移行においては重心は逆に施設入所が増えている状況で、施設も人員的に手が回らない。防災の観点から被災時には避難所で暮らせず施設や自宅で暮らさざるを得ない状況を見て大阪ではどんなことになるのか想像もつかない。重心にもILPの機会があればお願いしたい。 ・災害時の対応は連携の必要あり。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		例年のように、運営についての具体的なご意見等はいただけなかったが、区内支援施設の担当者から地域移行についての協力が得られると伝えられたことは良かったと思います。 虐待対応については、通報にまで至っていない事例を事業者自身感じておられるようで、事業所内の状況を踏まえた個々の場における研修なりが区内で根づかせていくことが必要だとも感じました。基幹センターの役割はますます広がっていると感じています。今年度からの事例検討の課題や事業所における支援体制、防災対策等について地域における取り組みを具体的に進めていけるよう、自立支援協議会における運営会議を有効に働かせつつ動きをつくっていききたいと思っています。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要		令和5年度												
1-1 実施状況について														
	法人名称	NPO法人ムーブメント												
	開所曜日	月曜日～金曜日												
	開所時間	9時～18時												
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業												
	事業所の特長	主任相談支援専門員、相談支援専門員と相談員の計7名体制。うち障がい当事者が4名就いており、2名はピア・カウンセラーで相談者が話しやすい環境を作っている。 また、男女の相談支援専門員を配置し各々役割分担をしており、様々な生活上の困りごとを抱える相談者の対応ができるようにしている。複合課題を抱えるケースにも積極的に対応している。												
1-2 職員の状況														
			常勤職員			非常勤職員			計					
	専任								0人					
	兼務		5			2			7人					
	計		5人			2人			7人					
1-3 専門資格の保有状況														
		相談支援専門員4人(うち主任相談支援専門員1人) 社会福祉士2人、精神保健福祉士1人、保育士1人、介護福祉士1人 ピアカウンセラー2人												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制														
		障がい名		実施曜日		実施時間								
		脳性麻痺		火・水・木曜日		10時～18時								
		脳性麻痺		月・火・水・木・金曜日		10時～18時								
1-5 センター業務についての理念・基本方針														
		障がい当事者が運営するセンターとして、地域の障がいを持つ方やご家族に寄り添った支援を心がけ、地域密着型のセンターを目標に活動している。昨今、高齢、ひとり親、生活困窮等の複合的な課題を抱える世帯が増えていることから、区役所や区内外の相談支援事業所、多職種事業所と連携をとりながら生活上の困りごとの軽減や、生きづらさをもっている方たちの支援に力を入れていきたい。すべての人が住みやすい社会を目指して、地域とのかかわりを深め天王寺区の地域力の活性化に努めたい。												
2 相談支援の状況														
2-1 相談支援実績														
①相談者数	月当たり相談者数					年間実相談者数								
	38.5					202								
②相談受付件数	月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数								
	109					60								
③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	2											2	
	聴覚	1											1	
	肢体	105		2	2		3	8		1			121	
	内部	16		2	2								20	
	計	124	0	4	4	0	0	3	8	0	1	0	0	144
難病	59		12										71	
重症心身障がい	8												8	
知的障がい	186		16	4		6	2	53			13		280	
精神障がい	375	3	69	47		17	19	65	11	3	5	9	623	
発達障がい	82	2	4	8		7		20					123	
高次脳機能障がい	5			1									6	
その他	20		2	2				29					53	
合計	859	5	107	66	0	30	24	175	11	4	18	9	1308	
④受付方法別件数	電話	メール		来所		訪問		同行		その他		合計		
	828件	151件		90件		181件		46件		12件		1308件		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		ご本人の他、家族、知人、福祉サービス事業所、行政機関、高齢者機関、医療機関等の多岐にわたる機関から相談を受けた。引き続き今年度も精神障がいの方の相談件数が多い傾向にあった。相談受付方法は電話対応が一番多く、電話から面談に繋がるケースも多々見受けられた。精神科病院からの退院支援、困難ケースの受入れ、障害福祉サービス時間の非定型協議申請、外部会議（コア会議、地域ケア会議、つながる場等）への参加、成年後見制度や障害年金申請、通院や見学同行など計画相談に繋がるまでの個々の状況に応じた支援を多職種連携を取りながら進めてきた。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、ピアカウンセラー等の資格を持つ職員を配置している。また各人が専門的資格を取得するよう努めている。	資格取得に向け各人が取り組んでいけるよう、仕事量を調整する等法人としても積極的に応援していきたい。また法人内でも社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者が複数名いるため、基幹センターに配置できるよう体制づくりを行う。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	3	各々が人権や援助技術、制度学習会など積極的に受講してきた。受講した研修については会議で共有し、資料を閲覧できるようにしている。	日々の業務に追われ、時間的な問題で受講できなかった研修も複数ある。今後は各研修に参加できるよう業務とのバランスをとっていきたい。オンラインでの研修も多いので積極的に活用していく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中、少なくとも1名は職員が常駐しているよう努めた。相談支援専門員が訪問等で外出しているときは、一般相談員で対応できるようにしている。また、各自が社用携帯を持っている。	日々の相談のなかで一般相談員で対応しかねる内容も多数あるので、各々が専門知識や技術を磨けるようスキルアップする必要がある。またケース内容については記録や朝礼などで共有化に努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	全相談員の目のつくところに、各マニュアル等を整備している。マニュアルの適切な運用は都度、もしくは定例会議にて意見交換や共有をしている。	定期的にマニュアルの見直しを行っていくことが必要。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	地域住民や自治会など地域からの相談をはじめとし、医療・教育・司法・行政機関等からも多種多様な相談を頂いている。その都度、本人の障害特性や生活状況・周辺状況などに応じて専門機関へ繋げ、連携しながら支援を行っている。また、新たな社会資源の情報収集のため随時研修会や様々な事業所が開催する交流会等に出向きスキルアップや人脈の拡大にも努めている。	天王寺区内には、障害福祉サービス提供事業所をはじめとした専門機関の社会資源が少ない現状がある。よって、ご本人に応じた適切な支援を心掛けているが、相談者の中には対人関係にご不安を抱えられ関係構築に時間を要する相談者が少なくはない。支援介入できるまでに、特定の支援者に負担がかかってしまう傾向にある。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	相談者数や相談件数は、ライフステージが変わるタイミングは特に増加傾向にあり、平常時でもコロナの影響や制度改定もあり本人・ご家族以外の各事業所等からのご相談があるため、適宜対応できる相談員の配置や人数の調整を行っている。	地域にお住いの障がい者やその家族、地域住民などに基幹センターの周知ができるよう地域の学校や自治会等に福祉教育をさせて頂き広報活動にも努めているが、現段階では十分なアウトリーチができる相談員数に限りがある。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	拡大資料の活用ができるようにしたり、簡単な手話ができる職員を配属している。難しい制度や込み入った話はその方の理解度に応じて、平易な言葉で説明したり、その人に合ったコミュニケーション手段での対応に努めている。	点字資料の作成を検討する。個々で理解度や理解しやすい手段が違う為、ご本人にあった適切な手段を見出すまでに時間を要する。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	障がい福祉サービス提供事業所以外にも、高齢・児童・医療・司法・行政・社会福祉協議会等年齢や障がい種別に問わず、昨今の複合課題に対応できるよう世帯支援を心がけ各事業所との連携を大切にしている。また、困難事例や長期化する事例については、地域の相談支援事業所の後方支援を行ったり早期解決に向けて根気よく支援している。	困難事例について、自立支援協議会等での共有化や意見交換を活発にしていきたい。また現時点で、天王寺区はつながる場等の支援体制の検討機会が少ないが、今後はスーパーバイザーによるレクチャーがもらえる機会を積極的に取り入れていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	相談員に関する希望や居住地、支援内容、本人の性別、障がい状況、家族関係を含めたその方の状態を考慮しつつ、公正かつ適切に偏りなく割り振るよう努めている。	今年度は障がい児相談員を希望される方が多かった傾向にある。きょうだいで一緒に相談員が望ましいケースやご家族からの希望があると、偏りなく割り振るよう努めているが、相談支援専門員が1人事業所の所も多く、ケースによっては相談支援専門員に負担が生じてしまうケースもあった。区内に留まらず本人の居住地の近隣区の相談員に依頼することもある。よって、今後も新規事業所や相談支援専門員をどう増やすかが課題である。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	2ヶ月に1回、自立支援協議会で相談支援部会を開催し、基幹センターに寄せられる研修や社会資源、法改定等について情報提供を行うようにしている。また、相談支援部会以外でも、相談支援事業所からの相談等に応じて個別の状況に応じて対応するように心掛けている。	相談があった場合のみならず、積極的に協議会等で事例検討を行い気軽にケースについて相談できる環境整備を行っている。しかし、相談支援部会に参加されている事業所が減少傾向にあるので、呼びかけ等で周知を行い参加を促していく。顔の見える関係を構築し、地域の相談体制を強化していく。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	変わらず相談支援事業所、ヘルパー事業所、生活介護等、福祉サービス事業所が他区に比べ不足しているため、他区の協力を求めることもある。支援をしていく中で生活困窮、ひきこもり単身者世帯などの課題があり、他機関と連携しながら把握するように心掛けている。	他機関との連携を深めるとともに、地域住民とのかかわりを増やし、今まで以上に地域課題を抽出できる環境を作っていく必要がある。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域包括支援センター、相談支援事業所、生活保護課、生活自立支援相談等、必要に応じ同行面談や会議への参加など協力しながら支援に取り組んできた。そして、つながる場開催時は積極的に参画している。	支援機関によっては担当者が定期的に異動になることがある。引継ぎ等行われているが、支援者同士での関係構築や今までの支援共有等に時間がかかることもあるので普段からの連携を密にしておく。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	予定に基づき計画的に開催はすることが出来た。本会、運営で必要に伴い部会長会議やワーキングチームを発足し役割のすみわけを図った。各部会についても挙げた議題などを基に勉強会等を行った。	協議会の主催研修については参加数を増やしていきたい。広報の方法やタイミングを見直していく。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	本会、各部会等で問題提起は行われているが、新たな社会資源の開発には至れていない。各部会の検討会やイベントの開催により事業所の意見や区民の声を拾えるように務めている。	地域の問題は共有できてきているので、次の段階として具体的な改善の協議に努めていきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	3	施設や病院に訪問し地域移行に向けた説明をクライアントや職員しながら地域で暮らす理解、意欲をもってえるよう取り組んでいる。また大阪市内の施設と連携を図り、福祉サービスへつながりやすくなるようにしている。	定期的に施設や病院の訪問を行っているが、直近では地域移行に至れていない。継続して関わりを持ってしていきたい。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	全職員が虐待研修を受講している。虐待通報の窓口として適切な対応ができるよう会議などを通して共有化している。	虐待研修は毎年行われているので、意識の高揚を図るためにも、今後も積極的に受講していきたい。また基幹センターも窓口であることを区民や事業所にも広報していきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	相談があった場合は、十分に傾聴し、適切な対応が出来るよう努めている。双方の話を聞き、着地点を探れるようにしている。込み入ったときは大阪市の担当者に間に入ってもらった場合もある。	令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されているので、ポスターの掲示をするなど区民や事業所、区内の飲食店などへの周知を深めたい。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	令和5年度の相談支援従事者研修のインターバルは14名受け入れた。インターバル時は事例に対する助言のほか、天王寺区の状況説明や相談支援部会の案内を行っている。また部会では援助技術や制度の勉強会を行っている。日々の業務内で各事業所からケースの相談があった場合は丁寧に聞き取り、適切な助言ができるよう心掛けている。	相談支援事業所の数は増減があり横ばい傾向。天王寺区の案件を近隣区に依頼することも継続している。
3-9 その他の取組み			・2019年度より行っている、他団体および大学との施設入所のアドボカシー事業（入所者に対しての地域移行の意欲喚起と情報共有）は継続して行った。新型コロナウイルスが5類に移行してからは、施設への訪問なども再開。訪問する職員と施設利用者や施設職員との関係性も構築されている。 ・社会福祉協議会から依頼を受け地域の小学校、中学校へ訪問して自立生活の話や車椅子利用体験をしてもらう福祉教育にも積極的に参画している。 ・法人で福祉系の大学訪問を行い、授業の一環でゲスト講師を引き受けさせて頂き、自立生活の講義を通して障がいに対する理解を深めてもらっている。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		天王寺区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		・天王寺区のフォーマルな社会資源の現状としては、相談支援事業所、生活介護やグループホームの不足が挙げられる。相談支援事業所に限っては、ここ数年で増加傾向にあるが、相談支援専門員1名の事業所もまだまだ多く、安泰とは言えない状況である。これらの問題は以前からあり、少しずつ解消されてきてはいるが天王寺区としては深刻な問題である。また福祉サービスの企業参入が多く、全体的な福祉の質の向上を目指したいところである。 ・当区では土地柄、家賃が高く対応できる物件が少ない為、新規開設が難しい現状があり施設コンフリクトも考えられる。利用者は近隣区に福祉サービスを受けに行くなどの不自由を余儀なくされていることが課題となっている。それと同時に全国的な問題でもある8050問題や、精神障がい者やその家族支援を更に積極的に行う必要があり、表面に出ているのは一部であると考えられる。天王寺区の特徴として経済的に裕福な世帯が多く、孤立や支援拒否もある。それを防ぐために、啓発活動や他機関、多職種のネットワーク構築、アウトリーチ型の支援などの必要性を感じている。 ・全国的にみられる課題ではあるが、ヘルパー事業所やヘルパーのマンパワー不足が天王寺区でも顕著である。福祉業界の専門性を向上させ、社会的地位や待遇を引き上げていくことが必要と感じる。 ・経済的に裕福な世帯が多い反面、生活困窮している単身者の増加や、引きこもり等も懸念される。また、虐待の案件と思われるケースでも虐待と認められないケースもあり、障がい者やその家族を注視し、見守るシステム作りが早急に必要だと考えられる。ご本人に寄り添った支援ができるよう、各事業所のスキルアップや連携に努めていきたい。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和6年6月20日、7月10日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	ピアカウンセラーや当事者相談員がいることが強み。福祉教育もさることながら、病院や施設、実家などからの地域移行にはピアが良いと思う。
	2	相談支援の状況について	精神障がいの相談で福祉サービスに関する相談はどういった内容か（センターの回答：福祉サービスの新規申請の問い合わせやヘルパー事業所との仲介役等が多い。）
	3	業務に対する自己評価について	業務の取り組みや反省点、課題などしっかり書けている。
	4	区における地域課題について	地域課題として家賃、地価が高い。児童のケースでも他区の事業所で対応してもらっているとの事で、何とか天王寺区で対応できればと思った。そのためにも相談支援専門員の増員や新規事業所の開設等のマンパワーが必要。社会資源少なく、生活課題や生きづらさを抱える人たちの自宅以外での居場所づくりが必要と思った。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
		令和5年度は、新型コロナが5類に入り支援や対応に対する制限が少しずつ減少してきたように思います。相談に関しては、例年通り精神障がいに関する相談が多く、精神障がい者で困りごとを抱えている区民の方が多いことが窺い知れます。今後も各関係機関と連携を取りながら、適切に寄り添う支援をする必要があると改めて感じます。また、要対協案件や触法障がい、高齢分野との連携が必要な支援が多くあり、知識と経験が求められました。相談や問い合わせは多岐にわたっていますが類似した内容のものも多く、天王寺区の地域課題（相談員やヘルパー不足、8050問題、発達障がいの低年齢化等）が明確化されているように感じます。 地域課題は区民の方や各事業所からの日々の相談から見えてくるものなので、基幹センターの存在をより多くの方に知っていただくことの重要性を再認識しています。 自立支援協議会については、すべて対面での開催ができましたが、今後も委員の方たちと連携を取りながらその時点での適切な方策をとっていきたいと思っています。 令和6年度も各職員が自己研鑽するとともに誠実に日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和5年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	特定非営利活動法人日常生活支援ネットワーク													
	開所曜日	月曜日～金曜日													
	開所時間	9:00～17:30													
	同一場所で実施している その他の事業	(3F)重度訪問介護、居宅介護、同行援護、移動支援(1F)生活介護													
	事業所の特長	当事者を中心としたスタッフが、当事者性を重んじて相談・カウンセリング等に応じ、相談者と同じ目線で、ニーズを適切に汲み取った対応ができる。他区からの相談も引き受け、孤立を防いでいる。また、季節ごとに障がいを障がいのあるなしに関わらず参加できるイベントなどを行い、社会的つながりを作り出している。全国の障がい当事者やその家族、支援者の人達へ年3回機関紙を発行するなど情報提供を実施し、繋がりづくりを重視している。													
1-2 職員の状況															
			常勤職員			非常勤職員			計						
	専任					2人			0人						
	兼務		2人			2人			0人						
	計		0人			0人			0人						
1-3 専門資格の保有状況															
		相談支援専門員(4人)介護福祉士(2人)													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名		実施曜日		実施時間									
	肢体障がい 視覚障がい	月曜日～金曜日		9:00～17:30											
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		法や制度の下に保障されているはずの「人権」や「福祉」であるが、個人レベルでは、どの機関に何をいえばいいのか、どこに相談すればいいのかという情報が伝わっておらず、福祉を利用できないという場合が少なくない。環境や関わる人の考えにより、「生き方」が本人の意思に関わらず180度変化することもある。制度が整っても、障がい者ゆえに限られた社会経験しかできない中で選択を強いられていく、あるいは、選ばれていく状況は依然として変わらない。相談支援を通じて出会う方々の中には、自分の「生活」とつながらない方も少なからずいる。また、「ADLの低下が目立ち電動車いすに変えたい」との要望があっても、障がい者手帳の等級などが壁となって実現しないなど「制度の狭間」で無理を強いられている方に対して、相談支援に限界を感じる場面も多々ある。私たちの理念は、障がい種別に関わらず、一人一人が必ず持っているパワーを引き出し、より多くの障がい者が街中へ出て、社会体験や地域との関係性を取り戻す事だと考える。浪速区障がい者基幹相談支援センターは、これまでの実績と経験を踏まえ、障がい当事者のニーズに即した在宅福祉サービスの利用援助、社会資源利用の支援、ピアカウンセリング、情報提供を総合的に行っていく。また、その家族や支援者のサポートを含め、障がい当事者の地域自立と社会参加を図っていく。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数			月当たり相談者数					年間実相談者数							
			27.6					152							
②相談受付件数			月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
			68.7					80							
③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
身体障がい	視覚	5	1	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	12	
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	肢体	40	2	5	285	0	6	5	12	3	5	6	0	369	
	内部	11	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	15	
	計	56	5	7	287	0	6	7	14	3	5	6	0	396	
難病	2	3	0	1	0	0	0	3	0	3	3	0	15		
重症心身障がい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
知的障がい	38	3	6	19	52	4	24	11	0	4	7	1	169		
精神障がい	87	28	9	27	0	7	41	13	15	1	1	1	230		
発達障がい	64	14	0	7	5	6	8	5	6	0	2	0	117		
高次脳機能障がい	2	2	4	0	0	7	0	2	0	0	0	0	17		
その他	4	1	1	1	0	1	1	2	1	0	0	0	12		
合計	254	56	27	342	57	31	81	50	25	13	19	3	958		
④受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計								
	444件	11件	132件	88件	111件	13件	799件								

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		浪速区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		2023年度は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのうち、知的障がい、精神障がい者からの相談が多くみられる。相談内容をみると、不安解消、情緒安定に関する支援が大多数である。例えば、「一人暮らしがさみしくなっている」「家族との関係性でしんどくなっている」ことがあり、情緒安定を図るために本人の気持ちを傾聴してきた。自分の考えを具体化していくことが苦手な障がい者の方からの相談もあり、本人に様々な選択肢を提示しながら、関係性を築いて行く必要のある事例もあった。本人への精神的なアプローチをしていく中で生活の意欲につなげていくというケースもある。ただ、単に福祉サービスにつなげるというような単発の相談だけではなく、上記にあるような、意思形成及び、表明の支援や関係性の形成からより細やかな関わりが必要となる事例、また、複合的な課題を抱えている事例など、時間をかけながらも長期的に関わっていく必要がある相談も多かった。その他、個々の障がいからの影響と合わせ、コロナ禍などの社会的影響もあり、生活が苦しくなるという生活困窮に関する相談も多くあり、自立支援、生活困窮支援との連携が必要なケースも目立った。 受付ルートとしては、前年度から引き続き、本人からの相談が多くなっているが、他機関を通しての受け付けも増えてきており、他機関と連携して支援を行うケースも多くなった。その他にも昨年度より事業所から運営にまつわることや個別の支援に関する相談も増えてきている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	2	介護福祉士の資格を有する職員の配置はあるが、現状は、十分とは言えない。	
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	2	可能な限り研修に参加し、職員間で研修報告の機会を持ったり、資料を共有するなどして、資質向上につなげている。	職員間での情報共有を定期的に行っていく必要があった。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員が常駐し、来所・電話ともに迅速に対応している。また、相談者の状況や障がい特性に応じて訪問による相談の聞き取りについても積極的に行っている。	
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	必要に応じて活用し、適切な運用に努めている。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	3障がい及び難病患者にかかる相談に対応している。対応にあっても専門機関と連携を図っている	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	浪速区の状況を鑑み、相談件数が80件以上が月平均の件数となっている。	
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	障がいに応じたコミュニケーション方法を用いて対応している	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	3	複合的な課題を抱えた事例や問題が長期化している事例などを積極的に支援を行ってきた。地域の特性や基幹センターでしか対応できないケースに多く対応してきた。	他機関との連携をより多く図っていく必要があったと考えている。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		浪速 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	区保健福祉センターからの依頼に応じて、指定特定事業所へのアンケートを行い。ケースを鑑み事業所の選定を行った。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	区内の特定事業所より個別ケースについての相談や運営に関する相談があった場合に助言等を行う。	
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	地域の障がい者を取り巻く状況や課題については、おおむね把握できている。	さらなる課題の掘り起こしが必要と考えられる。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	地域包括支援センターなど他分野の相談支援機関等との連携強化については、連携を行うまでには至らなかった。つながる場についての参加については積極的に行ってきた。	高齢分野との連携が必要であると考えられる。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、さまざまな取り組みを提案してきた。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	新たな社会資源の開発についてはできていない	社会資源の開発を自立支援協議会の中で行っていく必要がある。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	障がい者支援施設からの地域移行の取り組みは積極的に行っていない	ニーズの掘り起こしから行う必要性ある。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	研修等に参加し、職員間の共有を行ってきた。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別に関する相談対応に対し、十分に傾聴や対応策の提案を行うなど取り組みを行った。	
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターン受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	自立支援協議会の中で事例検討や報告の機会を設けて意見交換会などを行った。	
3-9 その他の取組み			・年3回、障がい当事者や家族に向けて機関誌の発行を行い、情報提供及びネットワーク形成を図ってきた。 ・12月に障がい当事者や家族、関係者が参加したクリスマスライブを行った。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		浪速区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		○区の特徴として、単身世帯が多く(市内で唯一、比率が70%を超えている)また、生活保護受給率から見える貧困率も他区に比べて多い傾向にある。その他にも一人親世帯が市内において、最多などの統計もあり、相談を受けた事例においてもやはり単身世帯や一人親世帯が多く、経済的問題を抱えた事例も多い。その中でこの機関にもつながっておらず、何かしらの問題と障がいを抱え、孤立し埋もれている事例もまだまだであると推測されます。こういった埋もれているニーズやケースの掘り起こしを図るため、各機関との連携を強化し、専門性を明確にするとともに、センターの活動を広く市民に周知していく取り組みが必要と考える。 1. 「つながる場」や各連絡会、地域交流会などの積極的な参画と参加 2. 地域の福祉サービス事業所や関係機関に対するセンターの役割や専門性の周知 3. 市民向けピラなどの作成及び配布・設置 ○児童及び家庭支援：一人親家庭世帯や障がい家庭世帯など児童を含めた家庭全体の支援が必要なケースが目立つ。こども部会の立ち上げに伴い、部会活動の活性化を図りながら、個別課題を含めた、課題の検討、解決につなげていく。 ○各部会で検討が難しい課題や制度の狭間など、狭間やマイクロ課題の解決のための受け皿となる部会(生活支援部会)活動や取り組みを通し、新たな資源の開発とネットワークの構築を進めていながら、課題解決を図っていく必要がある。 ○地域防災の推進：個別避難計画の策定や福祉サービス事業所の業務継続計画策定義務化など、地域防災の取り組みが必要となっていることから、各行政の担当部署や各機関、事業所と意見交換や連携を図り、地域の障がい者防災の推進に取り組む必要があると考える。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		5月24日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	
	3	業務に対する自己評価について	
	4	区における地域課題について	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		今年度より委託先が変わり、これまでの取り組みを踏まえて、引き続き相談支援体制の強化に関係機関と連携し取り組んでいく。 ここ数年、自立支援協議会が運営評価を行う場になってしまっているといった意見があり、今後は各部会の取り組みを報告しあったり、地域の課題に取り組んだりといった動きが取れるように、自立支援協議会の運営方法をあらためて検討しなおす。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要		令和5年度													
1-1 実施状況について															
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会													
	開所曜日	月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始〔12月29日～1月3日〕は休日)													
	開所時間	午前9時～午後5時45分													
	同一場所で実施している その他の事業	風の輪(指定特定・一般・障がい児相談支援事業) 風の輪ホームヘルプ(居宅介護事業・行動援護事業・移動支援事業)													
	事業所の特長	平成18年度から保健福祉圏域において、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして大阪市より委託を受け、長年にわたり区内における障がい児者相談支援体制の充実に努めてきている。相談支援専門員はじめ各種資格を有した職員を配置し、法人の理念である本人主体の支援を実践している。													
1-2 職員の状況															
			常勤職員				非常勤職員				計				
		専任					1				1人				
		兼務	2				3				5人				
		計	2人				4人				6人				
1-3 専門資格の保有状況															
		事業所の職員は、相談支援専門員・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士等いずれかの資格を保有している。加えて令和元年3月より主任相談支援専門員を配置した。													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
		障がい名		実施曜日		実施時間									
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持ち、本人主体の支援を実践する。そして障がいのある人とその家族が地域で自然に当たり前の生活ができるような環境づくりを行っていく。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数							
		39.3人						174人							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
		125.3件						75件							
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	3												3	
	聴覚	1			2				1				1	5	
	肢体		55		12	6		1	6	4				84	
	内部													0	
	計	4	55	0	14	6	0	1	7	4	0	0	1	92	
難病		4			1									5	
重症心身障がい		16												16	
知的障がい		175	6	13	72		21	42	38	37	2	8		414	
精神障がい		225	23	30	380		124	21	80	2	2	29	3	919	
発達障がい		8	3						1	3				15	
高次脳機能障がい		13	3	3	1									20	
その他		7	6	6				2		2				23	
合計		452	96	52	468	6	145	66	126	48	4	37	4	1504	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		1087件		63件		131件		179件		34件		10件		1504件	
2-2 相談支援に関する分析															
		・全体として受付件数については減少しているが、当年度末の登録者数は増加しており、新規登録者数についても大きな変化は見られない。受付件数の減少の理由として、福祉サービス利用に向けた相談の件数が減少していることが挙げられる。サービス利用調整に向けて状況の整理ができた指定相談につなげることができていることで福祉サービスの相談が減少していると思われる。そのこともあり、今までの傾向として「福祉サービス」の相談が一番多かったが、「不安解消」の相談が増加して一番多くなっている。 ・障がい種別としては、精神障がい者の登録者数が増加していて、不安解消など心身の不安定に対応する相談件数が100件近く増加している。 ・受付方法では、特にメールでの相談は精神障がい者からの連絡が大部分を占めており、インターネットで検索して相談の連絡をしたというケースが増えていることが近年の傾向と思われる。													

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	兼務ではあるが、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士に加え、主任相談支援専門員を配置している。	今後も専門的資格を有する者を配置していく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	虐待、権利擁護、人権、制度等の各種研修には積極的に参加し、参加した職員は報告書を作成のうえ供覧、必要に応じて伝達研修を実施している。事業所内でも定期的に事例検討など研修を企画、職員の資質向上に動めている。	専門的・複合的な課題を抱えるなどの困難ケースの相談が増えてきているため、様々な内容の研修に積極的に参加し、相談員の資質向上に努める。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	可能な限り、一人は常駐し、迅速に対応できるよう努めている。	相談支援専門員が来所や電話対応で、相談者が重複したことにより、その場での対応が困難な場合は、内容を聞き取る、改めて連絡する旨を伝えるなどの配慮を行っている。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	各種マニュアルは常に確認できる場に配置し適切な運用ができていかに加えて、ネット環境を利用することやメールなどのやり取りが増加している事に合わせて個人情報保護についてはマニュアルを見直して留意している。	苦情や事故があったときは、至った経過を組織として整理して報告書を作成したうえで、職員間で改善点等も含め共有し、同じことが起こらないように努める。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障がいや難病の特性に応じて、本人や相談者の気持ちに寄り添いながら適切に支援を実施している。増加している精神障がい者からの相談に関しては、引き続き、月2回精神科訪問看護事業所看護師との相談の機会を設け、本人や家族、支援者からの相談にも応じ、対応している。相談内容によって、他の相談機関や専門機関に問い合わせたり、緊密に連携し、より円滑に支援できるように努めている。	精神科訪問看護事業所看護師による月2回の相談会については、基幹センター内の相談にとどめず、地域のいろんな分野の相談窓口へ周知し広めていくことで、精神的疾患や対応についての理解を広めたい。高次脳機能障がいの方からの相談が増えつつあるので、今後は専門機関との連携が必要となってくると思われる。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	前年度からは減少しているが、月当たりの想定件数を大幅に上回る相談件数となっていることには変わらない状況である。相談ケースが複雑化してきており、他機関との連携も必須となり、基幹センターの求められる役割も負担も大きいのが現状である。増え続ける新規の計画相談件数を受け入れる体制を整えるために、まずは区内の相談支援事業所の現状を把握し、必要な人員数を検討している。	区内の指定相談支援事業所へ訪問し、聞き取りを行った内容をもとに、増え続ける新規の計画相談を受け入れる体制を整える方法を検討する。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	筆談や行動からの推測、応えやすい質問にするなど、個別の対応はもちろん、障がい状況に合わせて必要な対応を行っている。また、一般的な手話や点字、映像を利用するための準備は日本ライthouseに相談している。手話や外国語での対応の必要性が事前に分かれれば、区役所やボランティアグループなどにも協力を依頼をする。さらに、タブレット端末を設置、必要に応じて使用している。	障がい特性に合ったコミュニケーション手段は今後も基幹センターとして取り組む必要がある。また、区の特徴である外国人、特に急増しているアジア系外国人とのコミュニケーションについては、西淀川区地域福祉計画「あいあいプラン」推進委員として活動に参加する中で、地域課題として問題解決の取り組みを続けており、「日本語カフェ」と協働していきたい。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	高齢関係、自立支援窓口関係、見守り関係より相談を受ける事が増え、8050世帯を始め、複数の要支援者がいる世帯、生活困窮、ヤングケアラーが家庭を支えている世帯、虐待、ひきこもり等、障がい分野だけでは解決できないケースにも、他機関とも分野を越えた関係を結びながら対応している。	複合的な課題を抱えた事例が増えてきているため、ケアマネとの研修会などネットワーク構築に努めている。今後も困難事例には積極的に取り組んでいくためにも、区内各専門相談機関との連携や「つながる場」を積極的に活用していく。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかると指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	月2回の相談支援事業所部会において公正かつ適切に選定を行っている。部会を欠席した事業所には電話連絡して確認している。しかしながら差し当たりセルフプランを使い、基幹センターがフォローする場合も現状としてあるのも事実である。	区内の障がい者手帳取得者数やサービス利用者数等から必要員数を割り出し、機能強化型サービス利用費の提案もしながら、区内相談支援体制の強化に繋がりたいと考えている。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援事業所部会にて研修会や事例検討、相談員の座談会を行い、困りごとへの対応等情報交換や助言を行っている。また、必要に応じて個々に相談を受ける時間を設け、ケースの同行や支援会議への同席も行っている。	新規事業所や新たな相談員も増えているため、情報が入り次第、区における相談支援体制等の説明を行い、部会への参加案内、情報提供や助言を積極的に行っている。部会への参加を呼びかけることで、気軽に相談しやすい関係づくりに努め、相談や支援会議を通して一緒に対応することによって一人の相談員の力量を上げ、ひいては相談の質の向上を図っていききたい。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会 運営委員会にて、各部会で挙げられた課題について共有している。さらに、「西淀川」一よん地域包括ケアシステム」を通じ、区内の高齢者や医療、あるいは生活のしにくさを感じている方々の課題等を共有し、重度の障がい児・者の医療体制をいかに整えるかについて問題提起を行っている。	行政や区社協、地協等を通じ、基幹センターの役割を情報発信する等工夫した取り組みを積極的に提案し、独居や高齢の親や兄弟との同居等がますます増加している現状をいかに把握し、支援につなげていくことが大きな課題と考えている。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域包括・ランチ・ケアマネジャー連絡会との合同勉強会を行い、制度や家族支援のあり方等意見交換を行った。また、行政機関、社協、包括、ランチ、医介連携など専門相談支援機関と相談傾向など情報共有を継続して行うとともに、今年度より、区内の住民や専門職が集まる場（に～よんサロン）の運営に携わっている。「つながる場」については、要望があった際には積極的に参画している。	複合的な課題を抱えているケースが増加しているため、他機関との連携が必須になってきている。「つながる場」についても、必要性は年々高くなっているため、積極的に活用していけるよう、行政とも連携して進めて行くとともに、各指定相談支援事業所にも活用を周知していく。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	今年度には、区内の日中事業所紹介を行う「くらしやおしごと相談フェア」の再開をした。地域の方や障がい児の親、支援者などが来場された。グループホーム部会では、区としての清掃活動である「緑陰道路クリーン大作戦」に事業所職員と利用者が参加し、地域の一員として認識して頂けるように活動している。また、横のつながりを強化しながら、全体のスキルアップを目指して、自立支援協議会全体の研修会や部会内で事例検討を行った。	自立支援協議会として開催してきたイベントの再開を始めることができてきている。現在の状況に合わせて、イベントだけではなく、研修会など今必要なことを各部会員からも意見をもらいながら協力して運営していきたい。制度改正に伴い、事例検討がよりやりやすくなったので、各部会だけでなく、部会横断的な検討会を企画していく。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	区の課題として、災害時の支援について検討している。防災推進委員にも選任されたので、要援護者の避難支援計画作成に関与し、推進委員として「逃げ遅れゼロ実現に向けて」の活動に参加し、地域自立支援協議会とも共同して災害時の支援システムを構築させるよう取り組みを行った。区と協働して要援護者の避難支援計画作成のための情報収集や災害時のシュミレーションを行なった。	災害時については、相談員同士の情報共有等も含めて、毎年シュミレーションを行っている。また、社会資源の開発に向けて、地域で行われている連携会議等にも積極的に参加することで、地域課題を共有し、必要な資源の把握をして、共同して資源の改善・開発に努める。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	入所施設、精神科病院、保護観察所などからの求めがあれば対応に応じているが、今年度は相談があまりなかった。	地域移行のケースが上がってきた際には、西淀川モデルとして相談支援事業所部会で共有して検討したいと考えている。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報窓口という意識は全職員が常に持ち、区の担当者とも密な連携を図っている。また、研修等にも法人内・外共に積極的に参加している。昨年度に引き続いて、区からの要請に基づき、月に1度定期的にコアメンバー会議に出席して通報ケースへの対応等の検討を行った。	常に虐待通報の窓口であることを意識し、適切かつ迅速に対応ができるように、今後も定期的に研修に参加を行うことにする。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	各機関の相談窓口、行政の窓口、事業所などの対応についての訴えに対して、よりそった聞き取りをし、共感し解決策などを提案するように心がけている。市営住宅でのトラブルがあったケースについても対応している。	引き続き障がい者差別にまでは至らないかもしれないが、「嫌な思いをした」という苦情にはしっかりと傾聴をし、苦情の背景や原因については関係機関で共有をし再発を防止する。また、通報や相談があった場合は、人権等の配慮にも心がけたうえで迅速に対応する。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援事業所部会にて、他職種連携やクレーム対応研修を開催した。クレーム対応研修では、ロールプレイをすることで他の相談員の対応も参考にすることができたと感想を頂いた。相談支援従事者研修におけるインターバルについても、積極的に受け入れ、障がい福祉サービスだけにこだわらず、生活全体を視野に入れられる相談員の育成についても取り組んだ。	支援困難事例検討やクレーム対応などの研修会、初任・現任のインターバル受け入れ等、相談支援専門員の質の向上を目指して人材育成に取り組む。障がい福祉サービスを利用する全ての方に相談支援専門員が関わられるためには、何が必要か、できるだけ具体的な策を区内各事業所・行政と検討する機会を持ちたい。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者基幹相談支援センター	
3-9 その他の取組み		①自立支援協議会における取組 ・障がい者の高齢化に伴い、自立支援サービスから介護保険サービスへの移行時の問題を解決し、スムーズな移行へと進めるための検討会を地域包括と取り組みだして6年目を迎えている。今年度は、精神科医に研修会を依頼し、精神障がいについて講義を依頼し、相談支援専門員とケアマネジャーで意見交換を行った。 ・年に一度ではあるが、継続して区長と自立支援協議会の懇談会を持ち、障がい者施策についての意見交換を行っている。 ・連続研修「行動障がい者をどう受け止めるか～問題行動への意味的理解的アプローチ～」を開催した。行動の背景にある意思や気持ちに焦点を当て、本人の立場に立った支援を目指す“意味理解的アプローチ”にもつぎ、難しい事例に支援者としてどう向き合うか事例を通して検討した。 ②地域活動への参画 ・西淀川区地域福祉計画「あいあいプラン」推進委員、活動委員の部会長として、障がいの理解を地域住民に促していく。 ・西淀川区区政会議委員として区政会議に参画し、地域自立支援協議会の代表として西淀川区の運営方針に携わる。 ・区の防災推進委員にも選任されたため、障がい者支援の立場から参画し、問題提起や情報提供を行っている。 ・西淀川区地域包括ケアシステムに参加することで、区内の相談機関との関わりも増え、区内の相談窓口が集まる「総合相談連絡会」を年に2回開催し、区内の事業所や区民が繋がる場として「に～よんサロン」を月に1度開催している。	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		①グループホーム、短期入所などの生活の場がまだまだ足りていない。特に緊急を要するケース、医療的ケアの必要なケース、強度行動障がい者の受入が困難な状態は継続している。市がすすめる地域生活支援拠点等整備に取り組む上では、グループホームだけではなく、特に緊急時には通所施設での宿泊や重度訪問介護等の弾力的な支給決定が必要と考えるが、行政のバックアップが不可欠と考える。 ②継続して西淀川区地域包括ケアシステムに参加することで、区内における医療体制に対する正しい知識や情報を獲得し、医療などの他職種との連携方法を検討することで、自立支援協議会を中心に情報を共有していく。 ③区役所ホームページの「障害のある方へ」のページの内容について行政と見直しを行い、基幹センターの情報や区内の障がい福祉サービス事業所の情報などを掲載したが、情報の更新が継続して行えるように区と共同で行えるシステム作りをする。 ④見守りコーディネーター、ケアマネジャー、民生委員、生活保護担当ケースワーカーとの顔が見える関係から、連携できる関係へと一歩進めるための座談会や勉強会を行うことで、計画相談支援専門員が地域で活動しやすくなるよう取り組む。 ⑤区内専門相談機関(高齢・障がい・医介連携・見守り他)がそれぞれどのような活動を行っているのか、相談員自身も把握しづらい状況を踏まえ、各機関・相談内容等の一覧表を合同で作成した。来年度は一覧表の活用方法など関係機関に周知して、キーパーソン不在の世帯への支援についてなど共通課題に関わる事例検討会の開催を検討している。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		令和6年7月30日(火)運営委員会 8月6日(火)相談支援事業所部会	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
	2	相談支援の状況について	特になし
	3	業務に対する自己評価について	インターバルの受け入れについて聞きたい。 →初任・現任合わせて昨年は11人、今年は現在までで12人だが、まだ後半があるので、相当な人数になると思われるが、相談の質向上と人材育成の観点からしっかり取り組んでいきたい。
	4	区における地域課題について	特になし
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		<個別ケースについて> ・複合的な課題を持つケースが大変増えている。実際に地域包括支援センター、見守り相談室といった機関から一緒に考えてほしい、訪問してほしい、話を整理してほしい等といった相談が多い。今後も一層増えてくると予想されるので、指定相談支援事業所への情報提供、後方支援のみならず、区として相談支援体制の充実に努めていかなければならないと再認識している。 <自立支援協議会について> ・課題として地域関係機関(民生委員児童委員、地域活動協議会、ネットワーク委員等)との連携を更に深めていかなければならない。高齢・障がい・児童といった福祉サービスだけの関係者では対応できないこともあるので、協議会としてつながる場等を有効に活用していくことをすすめるべきではない。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			淀川区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要			令和5年度												
1-1 実施状況について															
	法人名称		社会福祉法人 関西中央福祉会 淀川区障がい者基幹相談支援センター えんじょい												
	開所曜日		月曜日～金曜日(行事がある場合は土曜日実施)												
	開所時間		9時00分～17時30分												
	同一場所で実施しているその他の事業		指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業所												
	事業所の特長		当センターは、(福)関西中央福祉会の一部署であり、平成13年度より市町村障害者生活支援事業、平成24年度より区障がい者相談支援センター事業、平成30年度より区障がい者基幹相談支援センター事業として委託を受け相談支援業務に従事している。また開所当初よりピア・カウンセリングや自立生活プログラム(ILP)にも力を入れており、地域生活においての経験の場に繋がるよう企画立案や交流の場の設定を行っている。 相談においては電話のほかメールやFAXといった通信ツール、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。建物内はバリアフリー環境(エレベーター・身体障がい者用トイレ)を整備している。												
1-2 職員の状況															
			常勤職員			非常勤職員			計						
	専任		5						5人						
	兼務		3						3人						
	計		8人			0人			8人						
1-3 専門資格の保有状況			介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健士、相談支援専門員、ピアカウンセラー												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
			障がい名		実施曜日		実施時間								
	視覚障がい(男性)		月～金		9:00～17:30										
1-5 センター業務についての理念・基本方針			当センターは事業所名を「淀川区障がい者基幹相談支援センターえんじょい」とし、障がい当事者が地域で自分らしくそして楽しく生活できるよう支援している。そのため、障がいを持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今、どのように生活をこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共感し、ご本人と一緒に考え相談支援を行っている。具体的には①ピアカウンセリングや自立生活プログラムを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る。②社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む。③権利擁護に取り組み、人権侵害が起きないように支援する。④自立支援議会など他機関と連携・協力する中で必要な社会資源の拡充に取り組む。⑤地域訪問や機関紙を通して障がい理解への啓発に取り組む。												
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数			月当たり相談者数					年間実相談者数							
			50.5人					176人							
②相談受付件数			月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
			189.5件					105							
③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
身体障がい	視覚	18	0	1	0	0	0	0	5	0	0	3	27		
	聴覚	9	0	0	1	0	0	0	0	0	5	5	20		
	肢体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	27	0	1	1	0	0	0	5	0	5	8	47		
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
重症心身障がい	48	1	9	7	0	0	0	0	0	0	0	3	68		
知的障がい	372	40	75	75	8	25	51	42	32	7	34	115	876		
精神障がい	337	110	122	262	7	35	73	23	34	36	15	125	1179		
発達障がい	18	1	3	10	0	8	4	4	9	24	1	1	83		
高次脳機能障がい	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12		
その他	144	24	34	30	0	6	25	11	6	0	11	105	396		
合計	954	176	245	385	15	74	153	80	86	67	66	360	2661		
④受付方法別件数	電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計		
	1547件		94件		117件		287件		128件		101件		2274件		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析		相談件数の内訳として、障がい種別においては身体障がいの相談が47件であるが、精神障がい1,179件、続いて知的障がいの相談が876件と多くをしめている。 相談の受付方法として、電話の相談が多くあるが、メールを使った相談についても利用をされる方が増えてきている。相談内容としては、福祉サービスに関連する内容が多くをしめており、続いて不安解消、健康・医療の相談が多い。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	専門的資格の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保健師の資格を有する職員の配置を行っている。	継続して配置ができるようにし、又、医療的ケア児・者や精神障がい者及び強度行動障がいを伴う方への特性の理解を行う。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	虐待防止研修や人権研修、成年後見制度等の研修に積極的に参加を行った。	情報をアップデートできるように継続して研修の受講が行っていき、相談支援にいかせるようにする。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	開所時間中職員が常駐できるように努めている。難しい場合は、留守番電話での対応となり、折り返し連絡をしている。	継続して迅速に対応ができるように努める。新しい相談方法のニーズ出てきた場合は検討をしていきたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	各種マニュアルは整備し、職員がすぐに確認ができるようにしている。	マニュアルに沿って迅速な対応ができるようにし、必要によりマニュアルの見直しを検討する。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	難病関連の相談は少なく、専門機関との連携をする機会が少なかった。	連携が行えるように専門機関との連携体制を整備していく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	1月あたり概ね105件以上の相談対応を行う体制であるが、月平均の相談受付件数として189件で対応をしている。	区役所での基幹相談支援センターのパンフレットなど配布をしてもらっている。基幹相談支援事業所の役割を知らない方もまだまだ多くおられる。障がい者基幹相談支援センターの啓発を実施できるよう取り組む。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	福祉サービスについての説明においてはイラスト等を使ってのパンフレット等を使っている。筆談やUDトークのアプリを使っての支援も行っている。	個々に合わせたコミュニケーションに対応ができるよう、視覚障がい者向けEnvision AIやYY文字起こし等のアプリも含め状況に応じ対応できるように取り組む。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	地域包括支援センター等の高齢機関、こども相談センター、見守り相談室、区役所等の関係機関との連携を求められることが多く、対応をしている。	8050問題、ヤングケアラー等、今後増えてくる課題について対応ができるよう、専門性の向上をおこなう。ケースにより、総合的な相談支援体制の充実事業の活用、関係機関との連携をさらに強める。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	利用者の方に事業所を選んでもらっているため選定は行っていない。地域自立支援協議会の相談支援部会の中で、受け入れの状況を確認している。	現状の方法を継続して実施。課題が出た際は、見直しを検討する。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		淀川 区障がい者基幹相談支援センター		
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定特定相談支援事業所からの後方支援の依頼の相談に積極的に対応し、必要に応じ同行を行っている。 協議会において地域移行制度についての研修をすることで、受け入れを検討される事業所が少しではあるが増えてきた。	新規事業所が孤立しないように必要な情報提供を行い、事業所間の連携が図れるよう部会への参加を呼びかける。 淀川区の主任相談支援専門員と共に相談員が気軽に相談できる体制を整えていく。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	地域自立支援協議会の各部会や地域包括支援センター、見守り相談室等と個別のケースの対応を通じ連携をし、課題の把握に努めている。	支援機関との連携に努めているが、個別のケースから地域課題の把握につながるよう、継続して取り組む。 災害時等の障がい者のニーズ把握ができておらず、行政や関係機関と検討していく。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	地域包括支援センターや子ども相談センター、支援学校、ランチ等個別のケースを通して積極的な連携を行っている。必要に応じ地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会やつながる場への参画をしている。	8050問題もあり、地域包括支援センター等の高齢の機関との連携をさらに強める。又、地域に向けて基幹相談の役割や障がいの理解を伝えていけるよう関係機関との連携を強めていく。
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	顔の見える関係づくりを大切にし、協議会の活動の実施に努めた。事例発表会、触法障がい者に関する研修、地域防災研修、意思決定研修、虐待防止研修などを協議会で実施。	ケースからの課題抽出が活発にできるよう努め、地域課題から部会の立ち上げや統合など地域のニーズに応じ対応できるようにしていきたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	既存の社会資源の課題について意見はあるが、改善や社会資源の開発に向けての取り組みにまで結びつけることができていない。	当事者からの声、個別のケースからの課題を大切に地域の課題を抽出していき、既存の社会資源の改善について又、新たな社会資源の開発などにつなげる。
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行っているか。	2	精神科病院からの退院支援に関わったが、障がい者支援施設等からの地域移行に積極的な関わりができなかった。	地域のグループホーム等の支援方法や強度行動障がいの状態を示す者の特性理解、施設で生活している障がいの方の高齢化、施設で生活している方が地域生活をイメージできるような支援を検討する。
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待通報・届出等があった際は区役所と連携をし積極的に対応している。令和5年度においては、5件のケースを対応。	虐待研修に積極的に参加し人権意識を高め、適切な対応ができるよう専門性を高めていく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別ではないかというケースの対応は行ったが、具体的は差別解消に向けた取り組みにまで至らなかった。	ケースにより障がい者差別解消に向けた取り組みにつなぐことができるように努める。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	5	新規に立ち上げをされる事業所の相談員や現任研修も含めインターバル受け入れとして、22件対応をしている。顔の見える関係づくりを大切に、地域で孤立することがないように努めている。	各部会を通して、研修会や事例検討などニーズに応じて積極的に実施をしていき、相談支援専門員の専門性の向上に努め地域における相談支援体制の強化へとつなげたい。
3-9 その他の取組み			・月に1回、余暇活動としてのフリータイムを実施している。ゲームや作品づくり、会話を楽しむ方、生活の不安なことの相談等もみられた。 ・見守り相談室と、障がい特性のや支援について連携会議を実施。 ・月1回淀川スポーツセンターで開催しているふうせんバレーに参加し、参加者からの相談に対応している ・えんじょいのかわらばんやブログにフリータイムの活動の紹介や障がいに関連する情報を発信している。 ・地域の民生委員にえんじょいの紹介を行った。 ・ケース会議弁護士派遣事業で3ケース会議開催	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者基幹相談支援センター	
4 区における地域課題について			
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		・8050問題 地域包括支援センター等からの情報提供等からの相談ケースでは、障がい福祉サービス等の制度利用までに時間が必要であったり、複合的な課題を持つご家族も多くある。障がい者の重度化、高齢化を踏まえ制度の啓発や高齢機関との連携が求められている。 ・緊急時のショート受け入れ ショートの緊急時の受け入れ対応の難しさ、医療的ケアの対応が可能な事業所も少なく他区の事業所を探さざるを得ない状況がある。 また、精神的に不安定な精神障がい者の方の利用できる社会資源が少なく、緊急時にショート利用や宿泊等の希望が見られてもつなぐことが難しい現状がある。 ・往診をしているクリニックが少なく、医療につながるまでに時間が必要となるケースがみられる。	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
報告日		R6年7月30日	
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
	2	相談支援の状況について	
	3	業務に対する自己評価について	・障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組について、基幹が施設とどのように関わり、地域移行の取り組みをするのか。施設と基幹との連携について、どう取り組みをすればいいのかわかっている施設もあるのではないかと。 ・地域移行に関して、強度行動障がいの方のグループホームの受け入れについて、多飲水の方もおられそれに対する支援の難しさや人員的な問題や設備的な課題もあり、受け入れる側も難しさがある。 ・地域からの相談について、どのような相談を受けたか。 ・インターバルの具体的な内容について
	4	区における地域課題について	障がい福祉サービスの利用につなげていない方について、どこから相談を受けるのか
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		障がい者支援施設等からの地域移行の推進について、施設との連携が大切ではあるが、生活の場である社会資源の問題や人員的な問題、支援の専門性の問題等、多くの課題がある。 既に地域で共働生活援助の利用をされている方においても、行動に課題があると退所になるケースや支援員が集まらず閉所となるケースもある。地域移行が進みにくいのはなぜか、課題を再確認確認する必要があると感じる。 8050問題等、ご家族が入院する等がきっかけとなり支援機関に相談が入るケースがある。障がい福祉サービス等支援者につなげていないケースについて、もっと早い段階で支援につながることであればと行政を含めた横のつながりを強化することの大切さを感じた。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				東淀川区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要				令和5年度													
1-1 実施状況について																	
		法人名称		特定非営利活動法人Flat・きた													
		開所曜日		月～金													
		開所時間		9:00～17:45													
		同一場所で実施している その他の事業		居宅介護事業													
		事業所の特長		センター発足時の母体がボランティア団体だったこともあり、障がい当事者スタッフが3名在籍している。 そのため、新人スタッフもより身近に障がいと接する機会を得ることが出来ており、日頃利用者が言葉にしないことにも想いを馳せることの大切さを認識できている。そのことは、さまざまな機関とも助け合える、連携や協力体制の構築への意識づけにも役に立っている。													
1-2 職員の状況																	
						常勤職員		非常勤職員		計							
				専任		0		0		0 人							
				兼務		8		2		10 人							
				計		8 人		2 人		10 人							
1-3 専門資格の保有状況																	
				相談支援専門員 常勤5名 非常勤2名 社会福祉士 常勤3名													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																	
				障がい名		実施曜日		実施時間									
				脳性麻痺		月～金		9:30-18:15									
				弱視		月～金		9:00-17:45									
				骨形成不全症		月～金		9:30-18:15									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																	
				私たちの原点である「おおさか行動する障害者応援センター」は30年前より、初代代表・牧ローニの「障害がある人もない人も、共に生きていこうや」という指に止まって活動を続けてきた。差別や偏見は人の心や行動から生まれるもので、その流れや人の見方が変わるきっかけをお話やイベント等を通じて考えていくのも私たちFlat・きたの活動として行っている。 福祉の対象者として専門家から保護や指導されるだけの「弱く依存した存在」ではなく、障害の重さに関わらず、それぞれが地域社会の中で自ら選び、自ら決定した生活を営む「力強く自立した存在」として社会に貢献し、意味ある人生を追い求めることを理念としている。 これまで専門家が「サービスの担い手」であり、障害者は「サービスの受け手」でしかないとする従来の福祉の枠組を、当事者自らが意志を持った市民として「共に生きる」地域を提起していくことで大きく変えていきたいと私たちは考えている。 地域の中で自立した障害者・当事者自身が専門家としての「サービスの担い手」となって、これから自立しようとする障害者をサポートしていく、そんなネットワークの輪を地域のすみずみに広げるための、施設から地域への拠点センターとして、さらに障害者に限らない、地域に住むあらゆる人にとっても気軽に立ち寄れるようなセンターを目指すということを基本方針として運営している。													
2 相談支援の状況																	
2-1 相談支援実績																	
	①相談者数	月当たり相談者数						年間実相談者数									
		83.8人						1006人									
	②相談受付件数	月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数									
		203件						135件									
	③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計			
	身体障がい	視覚	26	1	9	2	0	0	11	8	2	0	1	0	60		
		聴覚	3	3	1	0	1	0	0	7	1	0	0	0	16		
		肢体	94	15	34	9	1	0	16	30	7	1	4	6	217		
		内部	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	12		
		計	130	20	44	11	2	0	27	45	10	1	8	7	305		
	難病		16	0	2	2	0	1	0	8	8	0	0	0	37		
	重症心身障がい		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	知的障がい		213	21	59	146	9	8	97	109	12	2	33	23	732		
	精神障がい		457	44	168	135	4	10	79	165	38	0	18	28	1146		
	発達障がい		74	5	9	13	7	3	9	35	8	0	1	7	171		
	高次脳機能障がい		3	1	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	11		
	その他		15	1	3	0	2	0	6	2	1	0	2	12	44		
	合計		908	92	289	308	24	23	220	364	77	3	62	77	2447		
④受付方法別件数				電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
				1683 件		0 件		258 件		338 件		168 件		0 件		2447 件	

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター			
	2-2 相談支援に関する分析				
			23年度の結果として ・電話の件数が673件増加（記録を漏れなく行った結果となる） ・増加した半分以上が精神障がいと知的障がいだった ・障がい当事者からの相談が大きく増えた この2点が大きく変化した部分となる。 精神障がいに関しては年々相談数も増加しており、ケース内容は多岐に渡るため、様々な知識を利用するため、対応も年々困難なものも増えているのが現状として課題。 基幹相談支援センターのその他の役割としての「指定相談支援事業者等に対する情報提供・専門的助言」の件数が大幅に増加した。 相談支援専門員を取得するためにインターバル（相談支援専門員の課題助言）を行う件数が増加している。 「その他」の項目にある、福祉事業所自体が抱える悩みや質問も増えてきており、その背景として、福祉事業所の増加も影響していると考察される。		
3 業務に対する自己評価					
	3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	専門資格を有する職員を令和3年度、4年度と連続して雇用を行った。令和5年度から相談支援専門員初任者研修の資格要件に当てはまる職員が2名該当。相談支援専門員の研修を受け、新たに2名増員し、全ての職員が専門資格を持つ。	精神障がいに対する資格を持つ職員が少ないのが現状であり、幅広い知識で対応するために課題となっている。
	b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	大阪府主催の虐待対応研修、研修センターが行う研修、自立支援協議会の研修など様々な研修に参加し、15件の研修を行い、事業所全体会議にて得た知識を共有している。更に当職員がゲストスピーカーとして学校にて講演も行った。	業務が立て込むことが増えて、研修に参加できる機会が少し少なくなってしまった。業務を整理し、しっかり学習する時間を取っていきたい。
	c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中は、事務所に人がない状況を作らないよう、スケジュールを共有し、職員の状況管理を行っている。相談で予定を組む際には、上長に報告を行い、必ず職員が常駐する体制となっている。	体調不良が立て続けに起こった場合、事務所の常駐を管理することが直前になることがあった。 定期的に事務所状態の確認を行う必要がある。
	d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3	各種マニュアルに関しては整備し、保管と掲示を行っている。 新人職員が入職した際にはその職員に合わせた研修のマニュアルをオーダーメイドで製作し、経験が少なくても対応ができるように整備している。	更新が必要なマニュアルも存在している為、定期的にチェックし更新していく必要がある。
	3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	担当者間では対応に行き詰った際は職員会議等で共有し、事務所全体で検討している。聴覚障害の利用者にも、専門機関の協力を仰ぎながら対応している。 日頃から他区の基幹センターや関係機関と積極的に交流し、情報交換を行っている。	様々な障がいに関する相談があるため、幅広い知識と経験が必要となる。そのため今後は更に支援を円滑に行えるよう、他機関の連携・交流を強化していくことが課題。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談者数と相談件数に関しては、想定件数以上の数値が報告書で上がっている状態であり、令和4年度よりも大幅増加している。年間実人数は437人増加、受付件数に関しては815件増加している。	相談件数が増加している中、職員の負担も増加していくため、職員の働きやすさ、法人としての更なる強化を行っていかねばならない。
	c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	相談場所や時間帯、携帯電話のアプリなどを利用し、本人が相談しやすい方法をとるようにしている。 視覚障害や身体障害の職員が在籍し障害特性や心理などについても相談できる体制がある。	手話で対応可能な職員が1名在籍しているが、その他は手話での会話が不可となっているため、今後の課題である。
	3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	医療機関やケースワーカー、その他本人を取り巻く関係機関から聞き取りを行い、課題を適切に把握した上での対応を心がけている。 警察や弁護士など、福祉サービスとどまらず連携して対応するケースもある。	困難事例に関しては、当センターで全て解決まで支援を行ってしまっていたケースが少しあり、職員の疲弊につながる。支援ネットワークをしっかりと構築し、他機関に相談できるような体制を作っていかなければならない。
	3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	2	選定依頼のあった利用者に連絡を取り、書類では見えてこないニーズや状況の聞き取りを行っている。 また区内の相談支援事業所はもとより、近隣の事業所の状況を把握し、適切に選定できるよう心掛けている。	当区には相談支援事業所が他区に比べて少ない上に、障がい者人口と相談支援事業所がつり合っていない状態が発生している。相談支援事業所を増加させる働きをセンターとして行っていくことが課題。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	職員がそれぞれ得意分野が、広範囲な対応を可能としている。インターバルの受け入れや、ケースの相談、請求の行い方、情報提供など幅広い後方支援を行い、協議会を通じて、当センターが最新情報の提供や、変更点なども相談支援事業所へ提供することもある。	日々変わっていく制度を追っていき、最新情報を常に頭に入れて後方支援を行わなければ、間違った情報を提供すると基幹センターの信頼に影響してしまう懸念がある。研修会や勉強会に参加し、正しく新しい情報で後方支援を行えることを強化していく。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	地域自立支援協議会により、状況把握や課題があがることがあり、その状況を共有できるようになっている。近年は金銭問題が表面化しており、多職種連携が必要なケースが増加している。	個人主義が進み地域の見守り体制が希薄になる中で、困り感に気づきにくい障がい者を持った方が生活に行き詰り、最終的な相談先として来られる例が増えているため、区役所と協力し、支援体制の構築を図る必要がある。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	3	年1回、包括支援センターと合同の勉強会を行い、障害の理解や互いの制度の理解に努めている。「つながる場」が開催される際には積極的に参加し、必要に応じて積極的にケースに関わっている。	地域包括支援センターとは合同勉強会で交流を行っているが、それ以外の機会があまりない。事業所訪問を行い、顔が見える関係性を築いていくことが今後の課題。
	3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会は当事業所職員が事務局長を担っており、協議会を積極的に運営している。スポーツフェスタや地域のお祭りなども企画運営に携わっている。協議会の運営に関して会長を中心に、副会長、事務局長と共に、運営会議を行い円滑に会議が進められるよう工夫を行っている。	各部会の部会長を長く務めるケースがあり、負担をかけてしまうという課題がある。役割の循環、部会長のサポートを上手に行えるようにしなければならない。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	各部会には新たな社会資源を紹介する事ができる時間を設けており、社会資源の担当者に来ていただき、部会員に社会資源の周知を行っている。そこで直接質問や交流を行う事により、支援の幅を広げており、協議会がその中心の場所となっている。	当区には他区に比べて社会資源が少なく、全体的に欠乏しているため、協議会を中心に活性化していく事が課題となっている。
	3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	昨年度から地域の障がい者施設で、地域移行の取り組みとして、施設入居者の話を聞かせてもらい、地域移行のイメージを持ってもらう活動を行っている。男女2名が地域移行を目指しており、そのなかの1名(男性)が地域移行が現実的に進んでいる。	地域の暮らしが楽しいかをいかに知ってもらえるかをどう具体的に伝えるかが課題。地域移行チームに当事者スタッフがいるので経験談をもとに継続的に伝えていく。
	3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待ケースの情報が当センターに届けば、毎週の職員会議にて共有を行い様々な角度からの意見を集め、区役所の虐待担当窓口と連携し、共同して支援を行う。虐待対応研修も積極的に参加し、虐待ケースが発生した場合の区役所の動きを理解し、円滑に支援が行えるように対応している。	緊急で虐待ケースとして分離が必要になった場合、受け入れ先が見つけないことが課題としてあり、資源の開発と関係性作りを行い、受け入れてもらえる体制作りを整えていく事が課題。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	一般就労されている腎機能障害の方から「職場で、透析用のシャントを指さして自分の代名詞にされたり、仲間と結託して自分を遠ざけられたりしており、いじめであり障がい者差別である」とのお電話が入った。 評価として、しっかり話を聞き、まずは信頼して頂く事を意識した。訴えに関しては寄り添う姿勢と、時にはこちらの意見もハッキリとお伝えしながら約2ヶ月間、相談を聞き続けた。また、ケースで普段からお世話になっている弁護士に速やかに繋げる事に取り組んできた。 成果として、センターから弁護士に相談し、そのアドバイスを基に本人が行動され、また基幹センターとして軽く介入しただけではあったが、従前はとり合う姿勢に乏しかった会社の役員なども動き出し、加害側に適切な処分が下され、またその後本人が働きづらくなる事もなく解決。職場での障がい者差別解消への働きかけや、一方の大切な部分である“本人の雇用”を守る事ができた。	福祉サービスに関わらないこのような相談に関しては、相談員によって対応にバラツキがある。こういった一つのケースを大切に共有し、個人では無くセンターとしての資質向上を図る事を今後の取り組みとしている。□

事業所名			東淀川区障がい者基幹相談支援センター		
	3－8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	3	自立支援協議会の全体会や相談部会において、外部講師を招いての研修会を、年3回程度行っている。 インターバル受け入れの際には、ケースの内容のみならず、悩みや相談にも対応している。 また、相談事業所が親切された際には積極的に困りごとを聞くよう努めている。	インターバルの受け入れ人数が増加している反面、相談支援事業所が当区では増加していない。 相談支援事業所を当区で開設してもらえるような啓発を行わなければならない。
	3－9 その他の取組み				
			○みんなで和っしょい○ 自立支援協議会主催で東淀川区役所最寄りの多幸公園において「みんなで和っしょい」という障がい者と健常者との交流をテーマにしたフェスティバルを去年に引き続き先導し、開催した。 東淀川区自立支援協議会が主催で、半年前の6月から実行委員会が結成され、近隣の障がい者就労支援事業所、児童発達・放デイ事業所等を代表した職員が集まり、毎月会議を重ね、イベントのビンゴゲーム景品を地元商店から提供を受けたり、出店の店舗(カレー・から揚げなどの食べ物、飲料、革製品の販売)を計画した。 当年度に関しては、多くの来場者に来ていただき、健常者と障がい者の垣根も関係なく同じ時間を過ごすことができた。 ○障がい者スポーツフェスタ○ 自立支援協議会主催で東淀川区役所内の区民ホールにて、障がい者スポーツフェスティバルを当年度も開催した。「ポッチャ」のみに協議を絞り、参加者にはルールから説明を行って漏れなく楽しめる運営を行った。 ポッチャ指導員の方々に当日の試合の審判員を務めて頂き、地域の障がい者施設の団体参加者や地域にお住いの障がい者の方の個人参加者(一般)により、それぞれチームを構成し、障がい者スポーツ振興の一端を担う事ができた。 ○中学・高校での講演会○ 当事業所の当事者スタッフが中学校と高校を訪問し、今までの体験談を伝える講演を令和5年度は高校と中学校の二回行った。当事者に触れあう事が少ない学生に、障がいの理解に対してのアプローチを行う事が出来た。 感想文も福祉や障害に興味を持つ内容が書かれている事が多く、将来福祉に興味を持ってもらい、この仕事で働く人材の増加の思いも込めて講演会を行った。		
4 区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			” 障がい者の暮らし ” という観点で考えるとかなりの全般的な地域課題が挙げられると思うが、昨今、全国的にも取り上げられている「地域共生社会を目指す」という方向性については、センター近隣の「地域活動協議会」と連携したお祭り、イベント(みんなで和っしょい)を活発化させている。 当区の地域特性として、生活保護受給世帯が多く、金銭問題やトラブルが多いことが令和5年度多く相談があったこともあり、その実態が浮き彫りになった。 電子決済が発達した事もあり、便利となった反面、お金を使っている感覚があまりないことが相談者を苦しめている原因ともなっており、電子決済の正しい使い方を啓発していかなければならない。		
5 自己評価を終えて					
	5－1 区地域自立支援協議会での報告				
	出席者からの意見	報告日		2024年7月31日	
		1	相談支援事業の概要について	職員さんが多く抱えられ、件数も多く抱えられている印象。 業務が多く大変な分、今後の人材育成や業務を任せられる人材を確保する事が難しいと思う。 相談支援事業所の地域格差をなくすためにどうすればいいか一緒に考えていきたい。	
		2	相談支援の状況について	計画相談件数の多さ、委託相談の件数は大阪市内でもかなり多い部類に入ってくると思う。 計画相談支援事業所や社会資源が少ない地域特性もあり、多く東淀川区基幹センターが抱えてしまっている。 困難ケースも増加してきているので、今後も地域活動支援センターと連携して協力して動いていきたい。	
		3	業務に対する自己評価について	業務に対する自己評価については特に意見はなく、現状がわかった。 しかし、業務内容から、従業員の方のメンタルヘルスが少し心配になっている。	
		4	区における地域課題について	地域課題として生活保護受給世帯が多いため、金銭トラブルや管理の難しさが表面化しており、そういった相談が増えてきている。 弁護士や法律相談といった金銭関係相談の情報をを強化し、支援者一同で共有しながら進めていきたい。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		東淀川区障がい者基幹相談支援センター
	5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)	
		ここ数年で対応件数が増加し、必要な情報や知識が更に必要と痛感した。 研修会や勉強を行う機会を今後増やしていき、より一層、様々な相談に対応できるよう職員のスキル向上にも力を入れていかないと感じた。 困難ケースが増加してきている近年では職員のメンタルヘルスも重要視していかなければならないと新たに今回の運営評価報告で見えてきた課題だった。 暴言、脅迫ケースで太刀打ちできる職員に負担がかかり、勤務不能となってしまうと運営に影響が出るため、その対応策や他事業所との協力体制強化を図って、ネットワークを広げ、作っていきチーム支援を強化できる体制を整えていく。 地域課題においても生活困窮世帯が増加している一方、電子決済(PayPay、携帯料金同時決済など)が普及してきていることもあり、お金を使うという意識が薄れている現象が発生している。 電子決済の注意点や適切な使い方と運用方法の知識を取り入れ、利用者さんからの相談があった時に適切なアドバイスを送れるよう準備しておかなければならないと感じた。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要			令和5年度													
	1-1 実施状況について															
		法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会													
		開所曜日	月～金													
		開所時間	9:00～17:45													
		同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、生活介護、日中一時支援事業													
	事業所の特長		昭和62年より運営している本体事業所に対する理解や認知が広まっている事に加え、地域療育等支援事業の頃から相談支援業務に携わっている事も影響し、当事者、ご家族からの相談のみならず各関係機関からの相談も多い。													
	1-2 職員の状況															
					常勤職員		非常勤職員		計							
			専任						0 人							
			兼務		3		3		6 人							
計			3 人		3 人		6 人									
1-3 専門資格の保有状況																
		社会福祉士3人、精神保健福祉士1人、介護福祉士2人、主任相談支援専門員1人、相談支援専門員4人														
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
		障がい名		実施曜日		実施時間										
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
		・相談員は、自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴し、信頼関係を築きながら、環境や状況ならびにニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向けつつ、抱える問題を軽減、解消できるよう誠実な対応に努めます。 ・広く地域に根差し、障がいがある方のその人なりの暮らしの営みに関わり、必要とするサービスへと繋げていきます。また、必要なサービスがない時には社会資源の開拓、開発を検討し、関係機関と障がいがあってもなくても誰もが住みやすい共生社会の構築に努めます。														
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
	①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数							
			13						160							
	②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
			102						75							
	③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
	身体障がい	視覚	81	1	2	11	0	12	2	4	0	0	0	7	120	
		聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		肢体	44	0	0	4	0	5	1	0	0	0	5	1	60	
		内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	125	1	2	15	0	17	3	4	0	0	5	8	180	
	難病		1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	
	重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	知的障がい		155	1	37	23	0	13	9	10	1	3	46	26	324	
	精神障がい		318	11	108	88	1	3	17	22	7	12	12	45	644	
	発達障がい		12	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3	18	
	高次脳機能障がい		6	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	10	
	その他		20	1	0	1	0	0	3	0	0	0	7	12	44	
	合計		637	14	147	129	1	34	35	36	10	16	71	94	1224	
	④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			872 件		4 件		106 件		130 件		78 件		34 件		1224 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		東成区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		昨年度よりさらに視覚障がいのある方の相談が増えており、年齢も高齢の方が多いため、加齢に伴い、緑内障等の症状から視覚障がいが出てきた方も多い。高齢分野の支援者や病院に基幹の役割が周知されてきた結果と思われる。また、一時期下がってきていた精神障がいのある方の相談割合が増えてきているようで全体的な相談支援件数も増えております。受付方法としては、同行する機会がさらに増えていて、一つの相談に時間がかかることが多くなっています。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員その他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	3月から非常勤ながら、職員を1名増やしています。また、相談員には専門的資格を積極的にとるよう支援しており、今年度は強度行動障がいの研修を受けてもらった事で、行動障がいの体制加算もとることができました。	主任相談支援専門員をさらに増やしていくように資格要件を満たした職員はどんどん受けてもらうこととします。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	研修においては、参加するだけでなく、協議会等を通して、積極的に開催に携わってきました。研修を受けた際は毎月行っている相談会議にて、伝達研修を行い、共有をしています。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	基本センター職員が常駐しておりますが、どうしても職員全員が出ないといけない場合は併設している生活介護事業所の職員が対応し、後にご連絡する等の対応をとりました。	来年度は新住所にうつることとなり、これまで不在の際は住所が同じであった生活介護の事業所の職員に対応してもらう事もあったが、今後は必ず区センター職員が1名は常駐する事が必要となる。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルを整備し、必要に応じ所内でもその運用について話し合い、適切な運営を心がけました。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	つながる場支援会議や多職種連携の会議、地域の支援ネットワーク会議等に参加をし、日頃から連携が出来る体制作りを行い、円滑に連携のとれる相談支援体制を整えました。対面での会議も増えましたが、遠方や、大人数の場合などICTの方が都合の良い時は、活用しつつ、連携をはかりました。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	受託の際の基準とされる相談件数は常に超えた相談件数を受け付けていて、東成区では、療育手帳や精神保健福祉手帳所持者が年々増加しており、全体的にも少しずつ相談件数も増えています。	
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい等コミュニケーションに配慮の必要な方の相談は都度必要な対応を行いました。今年度は特に視覚に障がいのある方の相談が増え、視覚障がいに配慮したコミュニケーションを心がけました。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	5	つながる場支援会議を中心に複合的な事例に対しては、支援チームを作り対応をしています。支援困難事例についても、日頃から顔の見える関係作りを行っているため、よくチームが機能し、押し付け合いでなく、それぞれの良いところを持ち寄った連携が行えています。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会の部会である相談支援部会において、選定会議を毎月開催し、公正な選定を行っています。また、選定会議では間に合わない場合や、基幹にて選定を行う事が妥当であると判断した時は、基幹相談支援センターにて個別に選定し依頼しています。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援事業者への助言指導数は昨年度より倍以上増え、助言を求められることが増えました。相談支援部会等を通して、制度だけでなく、ケースについても相談にのっています。必要に応じて、地域の一人事業所等の新しい相談支援専門員には計画相談支援の書き方や、一緒に訪問をする等もおこないました。	
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会や、相談支援部会、事業所部会の二つの部会にて地域課題の吸い上げを行い、また、主催している事業所の連絡会、医療介護との連絡会等を通し、様々な課題を把握するよう努力しています。	
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	つながる場支援会議は毎月開催しており、全て参加しました。また、日頃からも構成メンバーとはケースにおいてチームで動くなど顔の見える関係作りを行い、ツール作りなども積極的に行っています。昨年度初めはワケわけシートを更新し、昨年度に引き続き身寄りのない方が亡くなった時の支援の仕方について関係者の動きをまとめたく身寄りがない方の支援についてのわけわけシート>の作成を行っています。	
3-5 地域自立支援協議会の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	自立支援協議会は区役所と共催し、本会は代表を務め、相談支援部会では司会を行っています。事業所部会においては、各委員をになってもらっている事業の代表者を排出する東成区事業所連絡会を組織、主催し、事業所部会を間接的にも支援しました。もちろん、基幹として事業所部会に直積的にも参加しました。	来年度から、当区では事業所部会にて、困難ケース等の検討を行うこととしました。これまで、行ってきたつながる場や、地域ケア会議と連携しつつ、どのようなケースを検討していくかを整理していく必要がある。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	事業所部会においては、定例開催となった虐待研修をはじめ、昨年度は個別支援計画の立て方を強化するため、サービス等利用計画とどう連動していくか等、勉強会を開催しました。相談支援部会においても、サービス等利用計画の立て方や、担当者会議の開き方等毎月開催後に有志で集まり勉強会を行う等しました。また、地域の防災訓練の情報提供を行い、地域とのつながり作りのお手伝いをしました。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	2	当センターの併設の一般相談支援事業所においては、入所施設が区にないこともあり、あまり行えず、昨年度は入所施設からの地域移行は1件のみとなりました。ただ、相談支援部会においては、必ず、地域移行の状況などを確認し、進捗状況や、課題などを共有しています。	精神病院からの地域移行についてはすこしずつ増えていますが、入所施設は増えておらず、さらに進めていく方法を考えていかなければなりません。
3-7 権利擁護の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報においては、虐待の訴えだけでなく、虐待ではないかと感じる職員の感度が必要であり、常日頃から、虐待に対しての研修や、職員通しの話しあいなどを通して日々研鑽しています。	
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	2	障がい者差別に関する相談はなかった。	障がい者差別に関する相談がない事が課題。職員が相談者の話しにしっかりアンテナをはり、差別に関する感度を高められるよう研修などに参加していきたい。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	サービス等利用計画の勉強会を相談支援部会終了後に、主催して行っている。参加者も当初より増え、今さら聞けない事とか、そうだったのかという気づきがあり、相談支援専門員のスキルアップとして好評です。また、インターバルの数も年々増加しており、東成区だけでなく他区の事業所よりも依頼がありました。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター		
3-9 その他の取組み					
			今年度も障がいがある方の防災検討会を主催し、年4回開催した。成果物として、障がいがある方や子供にも分かりやすく、避難訓練の後等、日頃でも楽しめるような、紙芝居形式の防災〇×クイズを作成し、東成区事業所連絡会事務局を通して、配布を行いました。また、東成区で行われる各小学校区の避難訓練の情報を防災担当の方から頂き、東成区の事業所連絡会を通し、各事業所へ周知し、取りまとめを行いました。 約2～3ヶ月に1回のペースで開催をしている他区の居住支援法人の開催する連絡会に毎回参画していて、障がいのある方の支援者としての見解をお伝えするなどして、障がいがある方の理解を求めるなどしました。そう行った事を通して、初めは見解などに溝があった事が少しずつ埋まってきている実感を持っています。		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			・区内相談支援事業所がその業務に見合った報酬として。加算等をあまりとっていない実態がわかった。理由の多くは、加算要件を満たしてるかもしれないがよく分からない、加算の手続き等が煩雑であるという事である様子。どういうふうにしたらダメなのかがわかりにくいと言う意見も多く、むしろこれをすれば加算とれるというような形を一定相談支援部会等で申し合わせや、書類作成等の勉強会ができないか検討していきたい。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
報告日					
出席者からの意見			1	相談支援事業の概要について	特にご意見は無かったです
			2	相談支援の状況について	手帳の種別としては、発達障がいのある方は、精神保健福祉手帳がでるが、精神障がいがある方と発達障がいがある方の相談数の分け方はどうしているか→相談者の相談内容が発達障がい起因となっている場合は発達障がいとしてカウントをしています。
			3	業務に対する自己評価について	精神科病院からの地域移行以外での地域移行はどうなっているか→東成区は入所施設はなく入所施設からの地域移行が進んでいない現状ではあります。 障がい者差別の通報についての相談がなかったとありますが、記載されている通り、是非とも、アンテナをはって、合理的配慮の周知を進めて欲しい。
			4	区における地域課題について	特にご意見は無かったです
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			年々相談を受ける機関が増えており、基幹相談支援センターの認知がすすんでいる事を感じています。業務也多岐にわたるようになっていて、様々な視点からの支援が必要となっており、ますます連携が重要となっている印象です。 今年度は特に力をいれたのは、相談支援専門員のスキルアップで、区内の相談支援事業所は少しずつは増えているものの、相談支援専門員を始めたばかりの方も多く、相談支援事業所の選定が上手くいかないケースもあり、相談支援専門員のスキルアップは喫緊の課題であることから、サービス担当者会議の重要性を含め、サービス等利用計画の立て方など基礎から応用まで、区内のベテランの相談員、新しい相談員と勉強会を行ったことはお互いのスキルアップにつながり良かったと思います。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				生野区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要				令和5年度													
	1-1 実施状況について																
		法人名称		特定非営利活動法人 自立支援センター・エポック													
		開所曜日		月曜日～金曜日(祝祭日は除く)必要に応じて土曜日開所													
		開所時間		午前9時～午後5時30分													
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業 指定自立生活援助事業													
	事業所の特長		障がいのある人々の地域での自立と社会参加を目指し、そのための支援・啓発活動を行い、また障がい当事者スタッフがロールモデルとしてピアカウンセリングや自立生活プログラムの技術を用いて、地域で自立した生活を送れるように相談支援を行う。														
	1-2 職員の状況																
				常勤職員			非常勤職員			計							
		専任		1			1			2人							
		兼務		3			1			4人							
		計		4人			2人			6人							
	1-3 専門資格の保有状況																
				相談支援専門員(初任・現任)、主任相談支援専門員、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、保育士													
	1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
				障がい名		実施曜日			実施時間								
				知的障がい		金曜日			13:30～15:00(相談者に応じて)								
精神障がい				金曜日			10:00～17:00(相談者に応じて)										
身体障がい				金曜日			不定期(相談者に応じて)										
1-5 センター業務についての理念・基本方針																	
			基本方針としては、住み慣れた地域で1人の尊厳ある個人として、当たり前生きていけるような関係作りを目指し、障害者権利条約第19条の「他の者と平等を基礎として、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」に則り、地域での自立した生活を支援するための相談支援センターの運営を目指す。 地域特性としては、高齢者も多い地域であり、高齢と障がい、その他様々な複合課題を持つ世帯が多くなっている。 当法人が区障がい者相談基幹支援センター事業を受託してきた実績から、区内の地域包括支援センターとは既に協力関係が構築されており、地域包括支援センターの定期連絡会や地域ケア会議に参加、日常的に協力連携できており、継続して取り組みたい。 また外国人住民の比率が大阪市24区の中でも最も高く、特に生野区人口の約2割に値する在日外国人(特に韓国・朝鮮人)に対しては、歴史的・文化的・制度的な背景や置かれている状況等を踏まえた生活支援が必須であると考え。 職員にも在日韓国人が従事していることから、そのネットワークを通じて関係を広げ、在日韓国・朝鮮人支援をされている関係者とも協力していく。 同時に、福祉サービスが充実していく中で、福祉の視点が欠落した不適切支援が問題となっている。サービスの質・中身についても注視し、障がい者の人権が損なわれないよう、各事業所・関係機関と連携を図りながら運営を継続する。														
2 相談支援の状況																	
2-1 相談支援実績																	
	①相談者数	月当たり相談者数						年間実相談者数									
		66.2						297									
	②相談受付件数	月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数									
		204.5						105									
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
	身体障がい	視覚	24	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	28		
		聴覚	5	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	8		
		肢体	115	12	7	2	4	11	8	1	0	3	1	0	164		
		内部	53	6	2	4	0	4	0	1	0	0	0	1	71		
		計	197	18	9	7	5	15	9	4	0	3	1	3	271		
	難病		49	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	60		
	重症心身障がい		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	知的障がい		277	28	34	28	5	25	42	14	24	89	161	22	749		
	精神障がい		523	87	63	129	5	52	94	26	9	25	106	29	1148		
	発達障がい		5	1	1	1	0	0	0	0	7	0	2	2	19		
	高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他		135	35	12	7	11	25	32	33	8	10	31	26	365		
	合計		1191	175	119	174	26	117	177	77	48	127	301	85	2617		
④受付方法別件数				電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
				1767件		56件		123件		460件		46件		2件		2454件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター				
	2－2 相談支援に関する分析					
			特徴 ・障がい種別は精神障がいの方が全体の46%を占めている。 ・特に生活困窮、相談支援事業者、本人、市外からの相談が増加。 ・メール、LINEの増加。 ・権利擁護に関する相談の増加。 ①区内のグループホーム事業所及び就労系事業所数は他区と比較して著しく増加 ・障がい福祉サービス事業所が増加傾向にある半面、いわゆる「障がい者ビジネス」として、事業所の利益目的で、相談者に必要なサービスをその事業所の関係機関で固めてしまい、支援が不適切な形になっても是正されないような状況になっている。 ・ビジネス福祉の事業者の考え方は、従来の福祉の考え方とは全く違い、意思決定支援や社会モデルの考え方、エンパワメントの視点の考え方がまだまだ根付いていない。そういった問題が、現在ある地域のネットワークへは繋がらずにいる。 ・課題ばかりを着目するのではなく、資源の数が多いことを活かせる取り組みを検討していく必要がある。 ②虐待対応及び権利擁護に関する相談が前年度の2.5倍と大幅に増加 ・福祉サービス外の貧困ビジネスのマンション問題。これは、福祉の範囲を超えている状況があり対応に苦戦した。 ・女性被害の相談も多く、基本的人権の考え方を持たないと、必要な配慮が「付与される」もののように捉えられてしまう問題に陥っているのではないかと考える。 ・今年度は特に、管轄区虐待担当者と連携し基幹センターだけでの対応にとどまらず対応できたことは評価できる。その反面、運営指導課や市外の行政機関の対応は行政による虐待ではないかと思われるような課題が多かった。 ・虐待対応や差別の通報を受ける側の意識を高め、人権意識を高める機会が必要である。 ・今後も更に、ニーズ整理をしていき、相談者にとって必要な支援・資源は何かを探り、相談支援は何をすべきか考えていく。 ③困難な相談ケース ・自立支援協議会・個別支援検討会議やつながる場等を活用し、区保健福祉センター・地域の連絡会とも多職種連携をとり支援を行うよう努めた。しかし、個別支援検討会議開催においては会議形態の考えもあり、会議対象外の調整・開催においては継続して課題である。 ・障害福祉サービス事業所等から、対応やスキル相談が増加してきている。 ④触法のある方に対するの支援 ・グループホームの増加に伴い、地域生活定着支援センターからの相談が増加。これらは生野区とは関係のない相談者が安易に調整されている。 ・犯罪を繰り返す方に対し、弁護士から依頼があり入口支援として更生計画を作成し対応した。ネットワークが広がったことは評価できる。 ⑤相談者のニーズとして、『いろんな人たちと本当は話をしたい・かかわりたい』というニーズが多く見受けられ、支援者や相談員に集中することは継続している ・意見を言う場が身近にないこと等でSNSに依存してしまい、人との関係が希薄になってしまっている。そして、幅広い相談対応がさらに必要になってきており、相談者のエンパワメントだけでなく、支援者側にも支援力が問われている。 ⑥緊急時対応の課題 ・支援介入が困難な複合的な課題を抱える世帯支援（一般的に言われるゴミ屋敷世帯、セルフネグレクト、多職種連携）			
	3 業務に対する自己評価		KENNRIY			
		3－1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
		a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等を配置している。	
		b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	研修の情報共有を行い、積極的に参加している。 研修後は、レポート提出を求め、職員全員で内容を深めている。 内部研修を定期的に繰り返している。	
		c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	複数体制で常駐できるように努めている。	相談件数が多いため、相談できる体制が整わない。 相談件数に対する人員配置が足りない。
		d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	3		マニュアルが整備されているが、定期的な確認が必要。
		3－2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
		a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	基礎を押さえた上で、専門的な相談内容については、専門機関と連携をしチーム支援で対応している。	
b		相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談者数や相談件数に大きく変動はないが、他機関、他市区町村等との連携を含めた動きが多くなっており、必要とされる人員・支援量は増加している。	体制を整えるために人員増加を図ったが、相談件数も想定以上に増加しているので間に合わない現状である。	
c		手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	筆談、メール、映像、イラスト、写真、色分け、LINEビデオ通話等、わかりやすい方法で個別に対応している。 手話通訳の活用、手話ができる職員の配置。 話す内容・時間、予定等を具体的に決め対応している。 メール・LINE・Facebook等による表現・本人からの発信。		
3－3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など		
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	5	つながる場や地域ケア会議などを活用し、関係機関と積極的に連携し、対応している。	個別支援検討会の開催調整		

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター		
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定会議の開催によって選定されていたが、年度を通して選定方法について検討を繰り返した。 申請時に区役所で本人が選べることを基本とし、支援が必要な場合は基幹センターが、状況調査に基づき個別に依頼すること、またその結果を公表する方針を固めた。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援連絡会を活用したり管轄区の協力を得ている。基幹センター主催の学習会等開催。個別の相談を受付、後方支援している。	システムとして支援体制の構築が必要。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	前年度より参加している会議が増加している。 ケース会議や地域ケア会議などに出席し把握に努めている。	
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	地域ケア会議、困窮者の支援会議、つながる場会議、医療介護ネットワーク会議など積極的に数多く参加し、開催している。また、その会議後の後方支援にも働きかけている。	
3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	相談支援事業者連絡会を中心に、地域課題や社会資源の把握を行っている。	
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	相談支援事業者連絡会において、グループホームの職員を招いての合同研修を開催した。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	個別ケースとして、児童施設等から退所した事例について、調整が不十分であったものを地域で生活し続けるための支援を積極的に行った。	
3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	年度を通して虐待・権利擁護にかかわる相談が多く、区担当者と連携し、コアメンバー会議を多数開催した。開催した内容について職員内で共有し、意識を高めている。 また、日々のかかわりが虐待にあたらないかについて、意識を高める取り組みを続けている。	支援の中で不適切なかかわりにならないよう、意識を高める取り組みは今後も継続する必要がある。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	学校行事において障害のある保護者と介助者が分離されてしまう問題について、学校、PTAおよび教育委員会と話し合いの場をもった。	
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	学習会、連携会議の開催、インターバル受け入れ、相談支援事業所の新人研修など積極的に取り組んでいる。 管轄区自立支援協議会担当者と相談支援連絡会委員と受入れ体制を構築し対応した。 相談支援従事者研修においては、主任と受講者のみでなく、同時期の受講者、現任と初任の専門員も参加してインターバルを行うことで、地域レベルのスーパービジョンを行い、スキルアップにつなげている。 また、区内に主任相談支援専門員が3人となり、より積極的に進めていくことができる。	

事業所名		生野 区障がい者基幹相談支援センター
3-9	その他の取組み	■自立生活プログラム ILP UP ROAD ～私の地図～ 一人暮らしを目指す当事者メンバーとともに、買い物に行く、区役所の手続きをする窓口を知る、物件の探し方を学ぶなど、より実践的に一人暮らしにつなげるための取組みを行った。 ■POWER LIFE ～私の生き方～（一人暮らし計画） 一人暮らしをしたいと思っている方や、興味のある方を対象に、一人暮らしをする時に必要な物や情報・金銭等を知り、経験することにより自立生活を目指す。 この活動を通し、知識・経験を蓄え参加者自身が一人暮らしの良さに気付き、『私の生き方』を考えるきっかけにする。 個々の状況において、一人暮らしが特別（当たり前にはなっていないこと）なことがあり、悩み・いろんなことを決めていくには想像が難しく、掘り下げていく必要があると感じられた。 一人暮らしをするためのプロセス(悩む支援、気持ちづくり)に個別に話合いや機会づくりを積み重ねた。 ■交流サロン 知的障害者が集まる全国大会(ピープルファースト大阪大会)に参加するために、当事者のエンパワメントを高める取組を行った。 顔を合わす機会が多いコアメンバーには自然と一体感の高まりが感じられた。リーダーにも回を重ねるごとに主体的な動きが増えてきている。リーダーの配慮により場に安心感が生まれており、初参加や不定期参加のメンバーもすぐに場に馴染まれて交流を楽しまれる様子が見られた。 ■えぼろんていあ(ボランティア企画&交流企画) 人により仲間と呼べる価値観は違うが、人との距離を縮めるきっかけとして近い年齢・共通の話・目的に向かい同じ立ち位置から取り組むことで親近感がわく等が挙げられる。 “えぼろんていあ”とは、私たちが普段“当たり前に行っていること”を参加者と一緒に経験し、楽しむことを目的としたボランティアのことで、年間を通して計画を立て、行っている。 ■広報啓発活動の取組 ①防災研修 地域の障がい者とともに防災セミナーを行い、地域で想定される災害について、防災・減災の意識を高める取組みを行った。 ②人権意識を高めるための取組み 実施できず 【目的】障害者が社会の中で置かれている位置、例えば理不尽な扱いを受けていることに気付かず当たり前になっていることを日常生活の中の身近なことから考えて「おかしい」と思う力を身に付けていけるような研修を行いたいと考えている。 人権に関する感度を高められるよう、職員と相談者が一緒に学べる機会として、自分の住んでいる地域の多文化理解及び障害の歴史の理解から取り組みを行う。 ③支援者のエンパワメントを考えるための講座 【目的】障がい者だけでなく、意思決定支援の関わる支援者も力を付けていきたいと考えている。 相談の課題として挙げた事例の共通点から、支援者の「物の捉え方、考え方を考える」機会として行う。 ④障がいと高齢の連携会議 障がい者基幹相談支援センターと東生野包括支援センターで「連携に向けて」検討・共有する場。 粟地域包括支援センターとも連携にむけて勉強会 ⑤機関紙の発行 8月、2月月発行 法人のホームページ、公式FacebookやInstagramにて適宜更新。 活動目的や事業内容や制度情報・社会資源情報など
4	区における地域課題について	
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	○社会資源 1)グループホームや就労の福祉サービス内の不適切支援いわゆる「ビジネス福祉」の課題 ・ビジネス福祉の事業者の考え方が従来の福祉の考え方と全く違う ・支援者がビジネスで利用者を調整してしまう問題 ・現在ある地域のネットワークへは繋がらず、個別ケースの相談から単発で把握しているため、実態を把握することが困難な現状であり、合同で学びあう機会が必要ではないか 2)緊急時に対応できるところがない ・緊急時ショートステイが対応できるところがあっても、事業所までの送迎手段がない、それに対応できるサービスもなく利用ができない 3)計画相談を受けられる事業所が足りていない 4)障がい福祉サービス事業所として事業指定を受けていない企業による不適切な支援とそれに伴う事業内容のチェック機能不全 ○人権意識が問われる相談の増加 ・本人、支援者も、障がい者が社会の中で置かれている位置、例えば理不尽な扱いを受けていることに気付かず当たり前になっている ・障がいのある方の生活目線に立っておらず、本人の支援のつなぎ方が身柄の引継ぎになっており、支援の引継ぎになっていない ・異性介助がまかりとおってしまうなど、人権意識の欠如による被害の相談の増加 ・女性の性被害、セクシャルハラスメントなどに関する相談の増加 ・基本的な人権の考え方を持たないと、必要な配慮が「付与される」もののように捉えられてしまう問題 ・意思決定支援や社会モデルの考え方、エンパワメントの視点の考え方がまだまだ根付いていない ・障がい者だけでなく、関わる支援者も意思決定支援の「物の捉え方、考え方を考える」機会が必要 ・虐待や差別の通報を受ける側の意識を高め、専門機関の考え方を知る機会が必要 ○多職種連携 ・市外から区内グループホームに入居された方について行政との連携 ・本人と事業所とのトラブルを、基幹センターや行政機関に丸投げされる ・支援が必要な方や世帯があるが、福祉サービスを利用されない方への地域での支援体制 ・目の前の仕事に追われて、多面的に考えられる複数でのアプローチの機会を逃している ・支援者側もスキル等が足りない場合もあり、行政と一緒に複数で役割分担してのアプローチを考える ・世帯支援のための連携(行政、包括と基幹、CMと計画相談等)

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			生野 区障がい者基幹相談支援センター		
			○手続き 制度や福祉サービス利用開始・更新に時間がかかりすぎ、本人の生活や利用しているサービスに支障が出ている。 障がい支援区分の決定までに時間がかかりすぎる。例えば、区分決定までの間、『みなし』でのサービス利用などがあれば、生活上切迫した状況にも対応が可能になると思われる。 介護給付申請書の様式について、障がい当事者が分かりやすく、理解しやすい様式に変更するなど環境整備が進んでいない。(合理的配慮) ○相談支援専門員 ・利用者からは計画相談を利用したいというニーズがあり、支援者も専門員になりたいニーズがあるが、府で開催される相談支援専門員初任者研修の開催は3回しかなく、申込者数が定員を大きく超えている。 そのためニーズの増加に比して、相談支援専門員の数は増えていかない現状がある。 事業所においても、専門員に対する報酬加算が整備されたが、そもそも相談支援専門員を取りたい人が研修を受けられず、加算対象になる配置ができないままになっている。 また、様々な個別・世帯の課題に対し、相談支援専門員が担うことが(暗に)求められる業務が過剰になっており、バーンアウトや人員増加に結び付かないことにつながっている。 ○人材育成 事業所内、地域レベル ○啓発 当事者や家族が、生活を考えるために必要な情報(サービスや社会資源、相談窓口等)を知らない ○つながりにくいケース 行政やネットワークとのかわりが希薄で、現時点では大きな問題になっていないケースについて問題としてあがるまで介入できない。また、一般的に言われる『ごみ屋敷』と言われる状態のケース増加など。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
	出席者からの意見	報告日		R6年7月17日	
		1	相談支援事業の概要について	特になし	
		2	相談支援の状況について	特になし	
		3	業務に対する自己評価について	特になし	
		4	区における地域課題について	基幹センターから見える地域課題、相談支援部会から見える地域課題を運営委員会で【市の施策として取り組むべき課題について】にまとめ、協議会で承認を得た。 1)8050問題等での緊急ケースへの対応について 2)子どもを対象とした相談支援体制について 3)相談支援基盤の拡充について 4)グループホームにおける人権侵害事例への対応について	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
		一連の自己評価を行うことで、特徴や課題点が整理でき、今後の支援や計画等の検討の材料になった。 協議会の報告では特に委員からの質問はなかったが、基幹センターと相談支援部会から、相談から見える現状を伝えることで、少しでも共有する機会となった。 合わせて地域の相談支援事業所において、生野区では一人事業所が17事業所で50%を占めており、地域の相談支援事業所の体制整備(質と数)は大きな課題と言える。 前年度と同様にエンパワメントに重視した支援を行っている点と、相談内容がより困難であり、様々な問題が重なっているケースが増えており、これまで構築してきたネットワークをより活用した多職種連携の相談対応の必要性を痛感した。 相談件数からもみて人権侵害の内容や不適切支援の相談がR4年度の2.5倍と特徴的であることが改めてわかった。 これらは地域の社会資源の特徴の1つでもあるグループホームの数がR2年度以降増加傾向にあり、安易に調整された後の地域支援の課題に繋がっている。 また、関係機関の事業所(障がい、高齢)、生活保護のCWなど、相談対応や制度・サービス利用等におけるスキル相談が増加している。 この多様化・複雑化している障がいのある方の相談に対して相談機関の対応の質が問われている。 福祉サービスを繋げるだけではなく、区役所での行政の立場・関係機関の立場もあり、どう連携していくか。 行政との連携、共有を実施し、みんなで責任をもった対応が求められている。 生野区は、比較的障がい福祉サービス事業所の数は多いが、実際は障がいのある方の地域生活ニーズにおいて、必要な曜日(休日)や時間帯(夕方・夜間・深夜)に利用できない現状が多くある。 個別支援検討部会・主任専門員部会・グループホーム部会を新たに設置し、地域課題について部会で取り組めることは継続して行い、自立支援協議会で引き続き検討していく必要がある。			

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				旭区障がい者基幹相談支援センター											
1 相談支援事業の概要				令和5年度											
1-1 実施状況について															
		法人名称		特定非営利活動法人あさひ											
		開所曜日		月曜日から金曜日											
		開所時間		9時から17時30分											
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業											
		事業所の特長		本地域において、長年にわたり相談支援を行ってきたことにより、区各課（保健福祉、子育て、生活支援、保健活動等）や地域の障がい関係事業所、高齢、医療機関等多くの機関との連携がとれる状態にある。個別支援では特に知的・精神における困難と言われるケースへの支援実績が多くある。また、近年教育機関等との連携も密になっており、児童の相談支援も多く取り扱っている											
1-2 職員の状況															
				常勤職員				非常勤職員				計			
		専任						1				1 人			
		兼務		5								5 人			
		計		5 人				1 人				6 人			
1-3 専門資格の保有状況															
		社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護福祉士													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
				障がい名				実施曜日				実施時間			
		発達障がい						随時				随時			
		身体障がい						予約により				予約により			
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		私たちは、社会資源の整備や支援の拡充を通して、社会的ハンディキャップを除去或いは軽減させ、社会への参加・活躍を応援し、障がいのある方の豊かな生活づくりに尽力してまいります。また、医療、高齢、教育等の関係機関や民生委員・町会など地域での連帯を強め、ソーシャルインクルージョンの実現を推進します													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数							
		54.6						330							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
		166.2						90							
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	31	3	4	6		4		6	4	2	3		63	
	聴覚	8		2	1		2	7	2					22	
	肢体	118	14	16	6		19	16	9	3				201	
	内部	16	2	3	2		2	3	4	1				33	
	計	173	19	25	15	0	27	26	21	8	2	3	0	319	
難病		12	3					2						17	
重症心身障がい		11		6	5			2						24	
知的障がい		212	14	54	16	3	31	43	26	14	3			416	
精神障がい		654	124	237	120	23	189	116	89	39	12	3	23	1629	
発達障がい		97	34	14	28	9	5	12		1	2	8	1	211	
高次脳機能障がい		4		1						1				6	
その他		43	3	38	26	7	13	6	2		4		2	144	
合計		1206	197	375	210	42	265	207	138	63	23	14	26	2766	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		1234 件		40 件		276 件		274 件		152 件		18 件		1994 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		受付件数で言えば一昨年より200件ほど増えましたが、昨年よりは400件減っています。しかし、相談の実人数でみると昨年と比べても82人の増加となっています。相談される方が増えているということは基幹相談センターの認知が地域の中でのがさらに高まっていると捉えています。障がい種別では得に変化ありませんが児童の比率が少しずつ増えています。また、ここでは反映されていませんが相談受付ルートでは、本人から直接相談が減り、行政、高齢、医療機関、教育等殆ど項目で件数が増加しています。このことは、自らがSOSを発信できなくとも関係機関が当センターへ相談をできる仕組みづくりができていると捉えています。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	延べ人数として、社会福祉士3名、精神保健福祉士2名、介護福祉士2名を配置している。また、相談員は主任1名、現任1名、初任3名を配置している。	今後も専門研修も含めて、様々な資格の取得を積極的進めていきます。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	触法、引きこもり、相談支援技術等外部の研修にも積極的に参加し、部内全体会において内容を共有している	今後も引き続き積極的な研修参加を行い、内容について職員での共有を行います
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	常駐している。しかし、最低1名の常駐であり、その1名が対応中であれば迅速に対応できない場合もある	現在も行っているが、極力2名以上が常駐できるよう訪問等の支援を工夫する
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルは整備されており、会議でも定期的にマニュアルについては確認されている。	事故、苦情について実際の報告が上がってきておらず、積極的な報告習慣づくりについては検討が必要である
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	まず、基幹相談支援センターとしての専門性を深め、各種障がい及び疾病の支援にあたっています。必要に応じて医療等の専門機関と連携をとり、様々な共同での支援を通じて連携を拡充しています	今後も引き続き基幹相談センターとしての専門性を高めつつ、医療機関や法律機関等への積極的な連携強化をはかります
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談件数は大阪市想定月90件以上に対して月平均160件と大幅に上回っている。相談者数も月平均50人以上となっており、相談数については妥当以上のものとなっている	今後も引き続き周知の拡充に努め、相談所としても地域の中核センターとしての役割を果たしていく
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	手話のできるものが3名配置されている。知的障がいへの支援などの際は必要に応じて情報の視覚化を行うなどの手だてを講じている。	ICTの活用も含めより分かりやすいコミュニケーションに手段の取得について追求していく
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	行えている。行政を始めとする関係機関においても、支援困難ケースについてはまず当方へ連絡が入る仕組みが根付いており、当方も当然支援の受け入れを行っている。また、多くのケース通して、それぞれの強みを持った事業所や専門機関とのネットワークも拡充している	ネットワークの構築に当たっては現状に満足することなく、また、より広範囲にも目を向け、さらなるネットワークの拡充に努めたい
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会において、区内相談支援事業所の状況及び特徴についても把握しており、適切な選定を行っている。	今後引き続き区内全体の事業所の状況等を把握しつつ、適切な選定作業をおこなっていく

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			旭区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	区自立支援協議会においては制度研修会や事例検討会を行っている。また、基幹センターバックアップの役割も各事業所に伝えており、必要に応じて指定事業所からの相談が寄せられている	今後も自立支援協議会における定期的な顔合わせの場において、情報提供や相談支援の質を上げる取り組みを行っていく。また、基幹相談センターとして、有益な助言を指定事業へ行うことができるよう、基幹相談センターとしての専門性もたかめていく
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	区各課(障がい福祉、保健活動、子育て、生活支援)とも強い連携が取れており、地域の医療機関や高齢、教育などとも、しっかりと連携がとれているため、障がい児者の状況や課題は把握しているつもりである	関係機関のみならず地域にも積極的に向き、地域の状況把握を行っていく
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	高齢、子育て、生活支援、保健活動等各分野の相談機関とはしっかりと連携している。また地域ケア会議、支援会議、要対協を含むつながる場への会議に積極的に参加している。	今後は基幹相談センターが中心となり障がい法定会議の活発化を行っていく
	3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	自立支援協議会では運営会議のメンバーとなり、すべての部会に当方の相談員が参加している。また相談支援部会、高齢・障がい部会では部会長をこども部会では副部会長を担い、協議会の活性化に努めている	今後旭区全体の障がい福祉事業所や関係機関を巻き込みながら協議会の活性化をはかっていく
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会においては、本会や各部会において、新たな社会資源の開発に向けての意見交換の時間は設けている	今後、社会資源の開発についてより活発な意見を聴取するとともにそれらが具体的な取り組みへとつながるような議論をすすめていく
	3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	障がい児施設や触法、精神病院からの地域移行については毎年取り扱いがある。要望に対しての支援は行っているが、地域移行推進の取り組みは行えていない	今後大阪市等から地域移行推進の取り組みがあれば、積極的にかかわっていく
	3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区虐待担当も綿密な連携がとれており、虐待問題がかかわっては迅速かつ適切に対応できている。また、基幹相談センター内においては常に虐待にかかわるアンテナを張っている状態で職務にあたっている	虐待にかかわっては、福祉関係者からの通報がまだまだ少なく旭区全体において虐待に関する意識の高揚を図ります
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	虐待同様に差別にかかっても常に意識を持ち職務にあたっており、必要な助言等対応を行っている。	差別解消にかかわっては、虐待よりもさらに認識が低いと思われ、令和6年から合理的配慮の義務化に合わせて制度の周知を行います
	3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	自立支援協議会において、定期的な研修や事例検討を行っています。インターバルの受け入れも要望に対して100%行っています。相談員の増員や相談支援事業の参入において、全体や個別のそれぞれの場において働きかけを行っています	今後も積極的にインターバルの受け入れを行います。また、自立支援協議会相談支援部会を通じて事例検討、制度学習等行い相談支援の質の強化等を行います。
3-9 その他の取組み					

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター	
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など		
		現在旭区において、大きな課題の一つとなっている事に防災の取り組みが上げられます。防災の取り組みは旭区地域福祉計画にも重点として上げられ、自立支援協議会の本会の取り組みとしても、中心的な課題として取り組んできました。この間の取り組みでは、福祉避難室の運営に向けての留意事項づくりや地域の避難訓練への参加・協力等を行ってきました。少しずつ取り組みは行っているものの、福祉避難所に関する取り組みや発災時の動き等にかかわる取り組みなどは毎回話題になりながらも、遅々として進まず毎回繰り返し課題となっています。国においては、個別避難計画の作成も推進され、より一層具体的な防災の具体的な取り組みが必要されています。防災の具体的かつ効果的な取り組みについて、他区の取り組みにも学びながら旭区自立支援協議会において具体化を進めます。 また、旭区だけの課題ではありませんが、現在いわゆる「グリ下」関係に関わる支援が旭区においても非常に増えています。居場所を求めて徘徊する子、ODがやめられない子、リストカットなど自分の居場所がない子、生きる意味がわからない子があふれています。これらの子に対しては、まだ制度が追いついておらず、学校や福祉関係者が頭を悩ませながら、教育・支援に奮闘しています。これらに対して私たちは、行政・教育・民間福祉が一体となり、各地域単位での居場所づくり、こどもたちのそれぞれの現在地に合わせて支援を受けられる機関作りが必要と考え、地域の中で関係機関との連携を強化し、仕組みの実現を進めます	
5 自己評価を終えて			
5-1 区地域自立支援協議会での報告			
	出席者からの意見	報告日	
		1	相談支援事業の概要について
		2	相談支援の状況について
		3	業務に対する自己評価について
		4	区における地域課題について
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)			
		運営評価について、3をつけている項目は自立支援協議会を通じた社会資源開発の項目と地域移行にかかわる項目となっています。社会資源の開発では、なかなか意見がでずに、停滞している課題ですが、令和6年度の法定会議の導入により、積極的なケース会議の開催を予定しています。今後は協議会におけるケースの積み重ねを行ない、本来の形である支援を通しての課題抽出から社会資源の開発へとつなげていきます また、地域移行について、当センターではここ最近触法にかかわる支援が減少しており、改めて地域定着支援センターとの関係構築や弁護士会などとの連携など触法関係機関との連携の再構築をすすめていきます、また、広報等を通じて当センターにおいて移行支援が利用できる周知活動も進めていきたい。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				城東区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和5年度												
	1-1 実施状況について															
		法人名称		特定非営利活動法人燦然会												
		開所曜日		月曜日～金曜日（祝祭日除く）												
		開所時間		9:00～17:30												
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業												
	事業所の特長		・区地域自立支援協議会の活性化に努め、区内事業所全体での協働によるネットワーク構築を行っている。 ・スタッフに当事者を配置し、当事者主体の相談支援を実施している。													
	1-2 職員の状況															
				常勤職員		非常勤職員		計								
		専任		1		1		2 人								
		兼務		6		1		7 人								
計		7 人		2 人		9 人										
1-3 専門資格の保有状況																
			相談支援専門員（主任）2名 ・ 相談支援専門員（現任）3名 ・ 相談支援専門員（初任者）4名 公認心理師1名 ・ 社会福祉士2名 ・ 精神保健福祉士3名 ・ 介護福祉士2名 （上記人数は延べ人数）													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
			障がい名		実施曜日		実施時間									
	視覚障がい		開所日		開所時間											
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化（専門部会の創設等）に取り組む。 5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。													
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
	①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数								
			50.1人					328人								
	②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数								
			120.1件					105								
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
	身体障がい	視覚	32	1	2	1	0	0	0	2	0	2	0	4	44	
		聴覚	17	0	2	0	0	0	4	9	0	0	0	7	39	
		肢体	32	1	11	0	3	0	0	9	0	0	0	21	77	
		内部	4	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	11	
		計	85	3	15	1	3	0	8	20	0	2	0	34	171	
	難病		5	2	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	11	
	重症心身障がい		1	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
	知的障がい		300	8	16	6	2	6	6	13	3	0	2	44	406	
	精神障がい		295	12	39	10	0	4	15	46	29	0	2	110	562	
	発達障がい		39	7	3	3	1	2	5	10	8	1	0	14	93	
	高次脳機能障がい		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
	その他		184	4	26	1	0	1	1	11	1	0	0	18	247	
	合計		911	39	103	21	7	13	35	102	41	3	4	221	1500	
	④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			1105 件		87 件		74 件		101 件		46 件		28 件		1441 件	

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		新規相談者が1月あたり50.1人と多い状況であるが、福祉サービスの利用希望のみの場合等は、適切に選定会議を経て、計画相談支援事業所に引き継ぐなどして対応しているため、延べ相談件数は想定件数を超えるものの対応できる範囲内である。 精神、知的障がいからの相談件数が2/3を占めている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師の資格を有する者の配置を行っている。	継続して専門的資格を有する職員の確保に努めていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	各種研修に参加し、専門性の向上に努めている。	職員に対し積極的に研修への参加を進めて行き、専門的な知識等資質の向上に努めていく。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	最低配置人員を越える職員を配置しており、開所時間中は常に1名以上の者が常駐し、対応できるように努めている。	継続して職員動態表を作成し、職員が常駐し、迅速に対応できるように努める。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	5	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護に関する諸規定等の各種マニュアルを整備している。	苦情や事故の際には職員が内容を情報共有し、再発防止に気をつける。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各種専門機関と連携をし、対応しており、近年では複合的な課題を抱えているケースが増えてきており、生活困窮者自立支援窓口や包括支援センター等との連携を図り、相談支援を進めている。	継続して関係機関と連携していくと同時に、日ごろから顔の見える関係づくりをしていく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	想定されている件数を越える相談を受け対応している。新規の相談者も多い状況が続いており、対応を行っている、	想定されている件数を越え、幅広く相談対応している。しかし、まだまだ相談に至っていないケースがあると思われるため、各関係機関との連携を図る。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	必要に応じて、利用者の希望する方法を取り入れ、点訳やルビ文字・拡大文字対応、メール対応などしている。	相談者の状態に応じた支援を行っており、必要に応じては外部機関の利用も検討していく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	地域包括支援センターや生活困窮者自立支援窓口等と連携を図り、複合的な支援困難ケースに対応している。また、つながる場などへの参加し、多機関と連携し対応している。	各関係機関と連携と図りながら、さまざまなケースに対応できるようにする。また、地域で活動する方々との連携も必要になってくる。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月選定会議を開催し、多数の意見を参考にし、公平性を期し、事業所の選定を行っている。 現状、次月以降に持ち越すなど利用者にとって不利益が生じる状況には至っていない。	継続して選定会議を実施していき、公正かつ適切に選定を行っていく。 なかなか、新規の指定特定相談支援事業所が増えてこないため、今後、受け入れが難しい事業所が増えてくるのではないと思われる。

事業所名			城東区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	問い合わせ等においては適宜、情報提供や助言等を行っている。 また、部会を通じて、情報提供を行ったり、制度や報酬に関する勉強会を実施している。	継続して必要な情報等の提供を行っていく。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	センターの職員が、区地域自立支援協議会における様々な部会に所属することにより、それぞれの視点からの地域課題の把握に努めている。	不足している社会資源の実態把握に努めていく。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域ケア会議への参加や障がい・高齢連携フォーラムなどを開催しており、連携強化に努めている。また、つながる場への参加や利用を行っている。	次年度以降も地域ケアフォーラムを地域包括支援センターとの共催やケアマネ連絡会などとの連携を図っていく。
	3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	各部会・運営会議等主体的に取り組んでおり、研修会・講演会等の活動も実施している。部会の活性化により、事業所間の顔の見える関係づくりが出来ている。	引き続き積極的に運営を行っていき、協議会が活性化するように努めていく。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	制度にない資源の創設など協議会部会で検討している。	
	3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	病院や施設、区保健福祉センター等からの依頼に応じて対応しているが、相談数は少ない。	病院や施設との連携をどのようにしていくかが課題である。
	3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待案件に関しては関係機関と連携して対応を行っている。本年度は他県まで聴き取りに行く事例もあった。	虐待通報があった際には、即時関係機関と連携を図るようにする。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	具体的な相談はほとんどないのが現状である。 協議会にて人権研修等を行い、啓発を行っている。	相談先であるという認知度を高め、必要な際には相談に応じることができるようにする。
	3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバルの受け入れについて積極的に行った。また、インターバルを通じて顔の見える関係性が構築して、日ごろから相談しやすい環境を整えている。	継続して相談支援従事者研修のインターバルを受け入れ、地域の相談支援の担い手が増えるように協力していく。部会等で研修会や事例検討会を実施していく。
	3-9 その他の取組み				

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			城東区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			・特定のサービス種別の事業所は昨年同様変わらず増加しているが、計画相談や短期入所など特定の事業種別は増加していない。新規の事業者のサービス種別の偏りが顕著。 ・訪問介護事業所の新規開設も多くなっているが、移動支援を引き受ける事業所が少ない。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
出席者からの意見	報告日		8月22日		
	1	相談支援事業の概要について	特になし		
	2	相談支援の状況について	特になし		
	3	業務に対する自己評価について	特になし		
	4	区における地域課題について	事業所数も増え、資源も豊富と思われがちだが、緊急時の対応が困難（短期入所がない、ヘルパーの空きがない）。		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）					
			複合的な課題を抱えたケースが増えてきており、多職種連携が求められることが多くなってきており、日々連携を意識し相談援助業務に当たっている。 コロナが5類に移行してからは、全体会など対面での会議を開催するなどして、協議会活動に取り組めた。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				鶴見 区障がい者基幹相談支援センター											
1 相談支援事業の概要				令和5年度											
	1-1 実施状況について														
		法人名称		社会福祉法人日本ライトハウス											
		開所曜日		月・火・水・木・金											
		開所時間		午前9時～午後5時30分											
		同一場所で実施している その他の事業		[社会福祉事業]・障害者支援事業（自立訓練：機能訓練、生活介護、就労移行支援、就労定着支援、施設入所、短期入所）・障害福祉サービス事業（生活介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、指定相談支援：特定・一般・障がい児） [公益事業]・身体障害者等能力開発事業・各種視覚障害関係団体連絡、調整、助成事業・諸外国視覚障害関係機関交流事業											
	事業所の特長		障がい領域だけでなく、生活困窮、生活保護、医療、高齢、児童、地域といった様々な関係機関や事業所との横断的な連携によるチームで本人や家族を支える支援体制の構築を目指している。												
	1-2 職員の状況														
				常勤職員			非常勤職員			計					
		専任		2			1			3 人					
		兼務		3						3 人					
計		5 人			1 人			6 人							
1-3 専門資格の保有状況															
			主任相談支援専門員（1人） 相談支援専門員（4人） 社会福祉士（4人） 介護福祉士（1人） 社会福祉主事（1人）												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
			障がい名		実施曜日			実施時間							
			視覚障がい		適時			適時							
			肢体不自由		適時			適時							
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
			[理念] i)公正・健全・透明な事業活動の推進 ii)信頼され、信任を得るサービスの充実 iii)誠実で包容力のある温かいサービスの提供 iv)時代や環境の変化に対応した組織づくり [基本方針] i)基本理念に基づく事業推進を実現すべく「障害者虐待防止・権利擁護に関する委員会」を設置し「法人職員倫理綱領」を策定した。そして当倫理綱領に従い、各事業所ごとに「行動規範」を策定している。 ii)「大阪市障がい福祉計画」の“個人としての尊重”“社会参加の機会の確保”“地域での自立生活の実現”が実現できるよう、権利擁護の視点から虐待防止に関する取り組み、障害者差別解消法を見据えた事業推進を区地域自立支援協議会を生かしながら取り組む。												
2 相談支援の状況															
	2-1 相談支援実績														
	①相談者数		月当たり相談者数					年間実相談者数							
			38.8					114							
	②相談受付件数		月当たり相談受付件数					【参考】業務委託における想定件数							
			127					75							
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
	身体障がい	視覚	87	3	8	4	0	6	3	3	2	1	0	4	121
		聴覚	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		肢体	92	1	24	6	0	2	6	2	0	0	0	4	137
		内部	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		計	183	4	32	11	0	8	9	5	2	1	0	8	263
	難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい		3	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	7
	知的障がい		538	26	21	42	4	32	22	13	15	0	4	15	732
	精神障がい		450	59	44	67	0	25	46	20	11	6	5	13	746
	発達障がい		42	29	1	28	0	32	5	2	2	4	0	4	149
	高次脳機能障がい		26	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	3	34
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		1242	118	102	150	6	98	82	40	30	11	9	43	1931
	④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
			1143 件		9 件		117 件		171 件		55 件		29 件		1524 件
	2-2 相談支援に関する分析														
			全般的に傾向は変わりなく、複合的な課題を抱えた困難ケースにおいて、既存のネットワークのみならず様々なインフォーマル資源とのつながりをこれまで以上に拡げ、協働して課題解決を図る機会を多く持った。 障がい児に関する相談が比較的增加傾向にある。通所サービスのことや、進路、将来のことなど内容は多岐にわたるが、慢性的な相談支援事業所不足のため障がい児相談支援の利用率が上がっていないことも関連していると分析している。												

事業所名		鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	主任相談支援専門員、社会福祉士、介護福祉士有資格者を配置。3名の社会福祉士は社会福祉士実習指導者養成研修受講修了者であり、スーパービジョン体制も充実している。社会保険労務士国家試験合格者も配置しており、労働保険や社会保険関連など幅広く相談に対応している。	職員の年齢構成に偏りがあり、安定持続的な支援提供のためには、人材の発掘、育成が課題となっている。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	5	行政機関や個々の職員が所属する専門職能団体、他分野の専門機関等が主催する多様なテーマの研修を受講することで、重層複雑な課題を抱える世帯や個人に対する相談援助スキルの向上をはかるとともに、各種研修を通じて多彩な専門職とネットワークを構築。様々な「つながり」を個別の相談援助や地域づくりに反映できた。	各種研修での学びや個別の実践事例の成果を広く地域社会に発信することで、障がい者基幹相談支援センターの実績がエビデンスとして地域に根付かせていくことが課題と考える。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	開所時間中は職員が常駐できるよう勤務体制を工夫するとともに、全職員が業務用携帯電話を所持し、常に連絡が取りあえる体制を確保している。職員不在時には法人本部が1次的な窓口対応を代行し、帰所後職員が迅速に折り返し対応している。また、常に全職員でケースの情報を共有できるよう緊密なコミュニケーションをはかっている。	来所や電話などの手段を介して主体的に支援を求めることが困難な方々に対してアウトリーチの機能を強化し、早期の支援介入を目指す。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人が運営する全事業共通の苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等が整備されており、これらマニュアルに沿った業務実践を展開。「ヒヤリハット事案」についても全部署で内容が共有され、将来的な事故に至らないよう「不適切な関わり」を未然に防ぐ体制づくりを目指している。	日々の支援実践の基盤となる「価値を常に意識できるよう『職員倫理綱領及び行動規範』や2022年度より導入した当法人独自の人材育成ツール・MAP(My Action Plan)を効果的なツールとして活用する。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障害種別や疾病の状況はもちろん、世代や属性を超え、多様性に留意した支援実践を心がけた。その際、個別のケースごとに必要に応じて専門機関、専門職よりコンサルテーションを受けた。 また、個人の特性だけでなくエコロジカルな視点で、個人と環境の相互作用に着目し、個人と環境の接触面に存在する不適切な事柄の解消に向け、柔軟で想像的な支援を展開した。	障害種別に限らずLGBTQや対日外国人などあらゆる属性に着目し、個別化した支援を行う。また、支援実践場面では専門機関との連携が中心となっているが、インフォーマルな団体や住民組織とのつながりを強化し、より「生活」に密着した支援を展開する。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	2021年度に導入したシステムにより、相談件数や相談内容を客観的に分析、経年にわたる傾向を考察することが可能となった。相談件数や介入実績から判断して、合理的な事業運営がなされていると評価した。	相談支援の評価を定量的な手法でのみ解析するのは乱暴であり、一つ一つのケースを深く丁寧に掘り下げる作業が不可欠となる。個別のケース検討会議をより充実させ、数値だけに頼らない質的な評価を進めることで、ソーシャルワーク技能の向上に結び付けたい。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	法人が蓄積してきた実践成果や専門ネットワークの活用によって、視覚障害については個々の「見え方」にあわせてきめの細かい対応が可能となっている。聴覚に障害のある方々へは手話通訳の技能を所持する職員が直接関わっている。自閉症スペクトラムの利用者へは、視覚情報を活用することで、円滑なコミュニケーションをはかった。その他主治医や心理判定機関と緊密に連携し、個々の特性や配慮の方法について、専門的な助言を得た。	事務所が所在する施設の老朽化により、設備の劣化など物理的な環境整備が課題となっている。大規模修繕によって改築される法人内他部署の設備も有効に活用することで、来談者の利便性向上に努める。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	長期間社会的に孤立し、「ゴミ屋敷」で生活する家族の生活再建を支援したり、犯罪を繰り返す触法障がい者の支援を地域生活定着支援センターと協働したり、自宅閉居により不登校が常態化している児童の社会関係性回復を支援したりなど専門的なソーシャルワーク実践を展開した。実際の援助プロセスでは行政や医療、教育、就労、司法など多機関、専門職とネットワークを形成し、地域のインフォーマルな資源とも連携して慎重、丁寧に支援した。支援の過程では障害福祉サービスに限らず生活保護申請や障害年金請求、成年後見制度利用など煩雑な手続きに寄りそうことで、利用者の負担を軽減した。	『地域自立支援協議会個別事例検討会議』を効果的に活用し、ミクロな実践の拡充に留まらず、メゾレベルでのネットワーク構築、さらに政策提言、制度開発、社会変革といったマクロな福祉実践を目標とする。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	毎月第2水曜日に鶴見区内全ての指定特定相談支援事業所が会する地域自立支援協議会相談支援部会においてケース選定会議を実施。鶴見区を支援実施エリアとする他区事業所についても同部会への参加が広がった。選定では事業所による入札制度を採用し、中立公正にケースを分担した。また、計画相談支援の枠組みにこだわらないことで、柔軟な支援実施が疎外されないよう留意した。	相談支援部会でのケース選定会議において担当事業所が確保できないケースがみられ、指定特定相談事業所、障がい者相談支援専門員の絶対数の不足が課題となっている。ただし、相談員個々の心身へ過重な負担が及ぶことは制度運用上看過できない課題であり、量より質を担保するために適正な支援件数が維持されるよう努力する。

事業所名			鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域で活動する相談員を後方から支援し、重層的な課題を抱えるケースでは基幹センターが拡大ケアカンファレンスを招集、開催した。それぞれのカンファレンスではファシリテーターを担い、支援課題を抽出、支援方針を設定、各支援者の役割を整理した。その他、担当する利用者の障害特性を客観的に理解できるよう、相談員と医療機関や判定機関との関係に仲介し、コンサルテーションの場を設定した。	対人援助は人間関係を媒介とする実践であるが故、支援者には利用者に加え、支援チーム内での人間関係において二重のストレスがかかることされ、メンタル不調に至る場合も少なくない。今後も相談員が抱く葛藤やジレンマに寄りそい、バーンアウトを未然に防止できるような環境づくり、相互の成長を支援しあえるような関係構築を目指す。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	ミクロな実践の蓄積を通じて、地域全体が抱える課題を分析し、地域づくりの手がかりが発見できるよう心がけた。個別の支援プロセスや地域自立支援協議会において、支援者間で活発な情報交換がなされ地域特性や地域の社会資源の状況等の把握、共有に努めた。	障害当事者団体の組織率が低下し、会員の高齢化も伴って、団体として意見を集約できる体制が脆弱化している。このような背景を踏まえ、障害当事者の思いが地域づくりに反映できるような仕組みを構築していかなければならない。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	「8050」、「ダブルケア」、「生活困窮」、「触法」など重層的複雑な課題を抱える「困難ケース」へ包括的な支援を提供した。介入プロセスでは地域包括支援センターや社協見守り相談室、こども相談センター、地域定着支援センター等とのネットワークを活用して支援を展開している。その際、地域ケア会議や要保護児童地域対策協議会、「つながる場」へ参加し、個々のケースへの支援について多機関他専門職と連携、協働し、ケースごとに個別化された支援システムを構築した。	2024年度4月の障害者総合支援法改正にともない強化された地域自立支援協議会個別事例検討会議を有効に活用する。さらにメゾレベルでのネットワークづくりを推進することによって地域共生社会の創設に貢献する。
	3－5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	行政担当者と連携しながら全体会、各部会を円滑に運営。地域の支援者相互の関りが活性化するよう寄り添った。例えば発足した児童部会の活動が軌道に乗るよう支援し、研修会や交流会を地域自立支援供養議会と協働して開催するなど、支援者の技能の向上や支援者間の支えあいを援助した。	地域自立支援協議会に設置された各種部会において、活動が停滞している部会については、あらためて地域特性や時代の潮流に沿った活動内容へと進化するよう支援し、必要に応じて部会の再編や活動内容の改善策を提案する。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	地域資源の改善、開発にはサービス種別を超えた事業所、支援者間の緊密な意思疎通が基盤となる。そのため、協議会では個別の実践成果や各事業者が抱える課題を共有できるような場を提供した。協議会が主催した事業所交流会、研修について企画、周知、運営など活動全般を支援し、支援者の顔の見える関係を強化した。	それぞれの事業所、支援者の実践事例を蓄積し、その内容を地域自立支援協議会において深く掘り下げることによって、地域全体に共通する課題を抽出。課題解決に必要な制度、不足している資源の状況を可視化していく。
3－6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	基幹センター事業受託法人が運営する自立訓練施設から地域へ移行する利用者への支援について、同施設支援者と連携協働した。また、精神科入院が長期化している方や入退院を繰り返している方、執行猶予付き有罪判決を受けた方に対して地域移行、地域生活の安定維持に向けて支援介入した。	区内に所在する入所型生活介護事業所利用者の実態を把握し、個々の地域移行が円滑に進むよう事業所スタッフと協働し、個別の支援計画を立案する。その際、「大阪市障がい福祉サービス事業所等地域生活支援拠点等整備要綱」に基づき、地域において拠点等の機能を担う指定障がい福祉サービス等事業所を確保し、一人暮らし体験支援事業、施設入所者地域生活移行促進事業を効果的に活用する。
	3－7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報へは迅速に対応し、行政と共に事実確認、虐待認定、具体的支援実施へと展開した。職員個々が虐待ケースに即応できるよう対応力の向上を目的とした研修へ積極的に参加した。	虐待の芽となる不適切な関わりを早期に発見できるよう職員の感性を磨き、相互に実践をチェックしあえるような職場環境を醸成する。また、虐待が疑われる事象に対しては、通報を躊躇わず被害の拡大を防ぐとともに、常に加害者支援にも注力する。また、引き続き地域に緊急一時保護先資源を確保できるよう、行政と協力して地域生活支援拠点の整備に取り組む。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障害特性が周囲に理解されず、職場の上司、同僚や近隣住民との間でトラブルに至ったケースでは、本人の想いを丁寧に傾聴するとともに、必要に応じて地域ネットワーク委員との間に仲介し、直接的な介入を依頼した。具体的には自治会役員への就任要請をめぐるトラブルなどがみられた。	多数決や排除ではなく、多様性や包摂という価値を基盤に共生が生まれる。学齢期・成長期におけるインクルーシブ理念の醸成は、その後の地域共生社会の実現に欠かす事ができない重要な要素であり、教育現場と協働して、こどもたちが共に生きることの裏側にある差別や偏見、優性思想の問題と真摯に向き合えることを目標に、コロナ禍によって中断していた教職員対象の障害理解をテーマとした研修会を再開す
3－8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	障がい者相談支援専門員初任者及び現任者研修受講者に対して、インターバル研修として延べ17回の個別スーパービジョンを実施した。また、直接的な相談支援の他、事業運営や人材育成など事業所からの組織体制強化に関わる相談へも積極的に対応した。新規開設事業所や当区を活動領域とする周辺区の事業所へも地域自立支援協議会への参画を仲介した。その他広く支援者を対象とした研修会を開催した。	地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核を担うソーシャルワーク専門職の存在が必須であり、区センターが主体となって専門職のスキルアップを支援する。各種事業所職員、相談支援従事者等への後方支援を通じて単に技能面だけでなく、援助関係に起因する心理的揺らぎに寄り添うことで支援者のバーンアウトを未然に防止する。

事業所名			鶴見 区障がい者基幹相談支援センター		
	3－9 その他の取り組み				
			様々な属性をもつ個人、分野を超えた機関・団体、支援者、地域住民が地域福祉活動に取り組むことができる仕組みをつくるために、基幹センター内に開設したサロンでは、月1頻度でグループワークを行い、当事者間のつながりや参加の拡大を支援した。2022年11月から開始した『サロン・de・ポッチャ(スポーツを介したサロン活動)』には、属性や世代を超えて毎回約10名の地域住民が参加。本年3月に開催された区民対象のポッチャ大会には同サロン参加者によるチームを編成、出場した。その他地域の会社の団体が基幹センターの施設、設備を活動の場として利用した。その中には近隣の企業が地域住民を対象とした感染防止対策講座があり、多様な組織、団体の交流の場としての機能を担った。さらに、地域の福祉力向上を目標に支援者に向けた研修を実施した。昨年11月23日(祝)には、大谷多加志氏(京都光華女子大学健康科学部准教授)をファンリテーターに、小池英梨子氏(人もねこも一緒に支援プロジェクト代表)、宮本和俊氏(社会福祉法人ライフサポート協会)から話題提供を受け、人を支援する視点から「多頭飼育崩壊」の問題を考える研修会を主催した。本研修には、障害福祉サービス従事者に限らず、幅広い業界、職種から45名の参加があり、貴重な学びと気づきを共有した。その成果は単に研修の機会に留まらず、多職種がつながりを強化できる場となった。なお、社会福祉士養成のための施設実習は例年通り実施し、大学・専門学校等からの講師派遣要請にも適宜対応するなど多方面から専門職スーパービジョンに貢献した。		
4 区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			2021年4月に改正社会福祉法が施行され、全国の市町村において包括的な支援体制整備を目的に重層的支援体制整備事業がスタートし、各地域の障がい者基幹相談支援センターは地域共生社会の創設に向けて、その中核的役割を期待されている。鶴見区においても行政や各機関、団体等と協働しながら、地域の特性を踏まえた鶴見区版の地域をデザインしていかなければならない。 鶴見区の人口は総数として増加傾向であったが、高齢者人口全体、認知症高齢者数、障がい者手帳所持者の増加はゆるやかな傾斜となっている。一方、出生率や年少人口は大阪市平均を上回り、子育て世代の割合が高いことが特徴として挙げられる。 地域ごとに多少の差異はみられるものの、鶴見区においても地域住民活動の担い手不足、世帯の小規模化、地縁・血縁・社縁等の希薄化など家族や地域のつながりが脆弱化しており、8050問題やヤングケアラー、ダブルケアなど従来の縦割りの制度では対応が困難な福祉ニーズが顕在化してきている。このような状況を打開する新たな社会像が「地域共生社会」であり、今後も「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられる地域」を実現するために、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制」、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を一体的に推進しなければならない。具体的には総合的な相談支援体制事業を普及促進するとともに、生活困窮者自立支援制度やこどもの貧困対策との連携強化、見守り活動の活発化による地域住民の見える関係づくり、住民主体の地域福祉ネットワーク活動の支援や地域住民のつながりづくり、自身や周囲が気づくことのできないケアラーへの啓発や社会資源を紹介するなどの支援を包括的に展開することが求められる。 また、地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核を担うソーシャルワーク専門職の存在が必須であり、個別の相談援助に留まらず、公的支援と地域住民による支え合いを連動させ、切れ目なくサポートできる地域で活躍する支援者が『分野や制度を横断した幅広い知識に基づく高度なソーシャルワークを展開できる人材を育成・確保しなければならない。		
5 自己評価を終えて					
	5－1 区地域自立支援協議会での報告				
	出席者からの意見	報告日		2024年7月18日(木)	
		1	相談支援事業の概要について	特になし。	
		2	相談支援の状況について	特になし。	
		3	業務に対する自己評価について	出席者から精神科入院患者に対する地域移行支援の展開例を尋ねられたため、実践事例を踏まえ同様のケースでは頻回に院内カンファレンスを行い、課題を整理しながら慎重、丁寧に地域の生活基盤体制を整えていくことが肝要と説明した。	
	4	区における地域課題について	特になし。		
5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			コロナ禍を経て、地域や家庭におけるつながりの脆弱化を前に高齢や障害、児童、生活困窮など世代や属性を超えて、さまざまな関係者を巻き込み、創意工夫をこらし、地域の支えあいを支える体制整備が求められている。 このような地域共生社会の実現に向けて、インフォーマルな資源も含め他分野他専門職が柔軟で創造的なネットワークを形成することが重要と考える。複合重層的な課題を抱える当事者へ多種多様な立場の支援者が協働してかかわることで支援体制が強固となり、ミクロな実践の積み重なりがメゾレベルでの福祉力を強化する。 本年4月1日の改正障害者総合支援法施行を踏まえ、鶴見区自立支援協議会において複合重層的な課題を抱える「困難ケース」を対象に、支援課題の整理や支援方針の設定、各支援者の役割確認等を目的に、個別事例検討会議を活用することとなった。個別の事例検討を通じて個々の支援において課題の解決が図られることはもとより、個別の実践事例を積み上げていくことで、潜在的なニーズを抱える人たちや地域全体で解決が求められている課題を把握し、必要なサービスや社会資源が存在しない、機能しない場合に新たな施策の開発の提案へと結びつけ、それが再びミクロな支援へと循環していくシステムの構築を目指したい。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター													
1 相談支援事業の概要				令和5年度													
	1-1 実施状況について																
		法人名称		特定非営利活動法人 燦然会													
		開所曜日		月曜日～金曜日(祝祭日除く)													
		開所時間		9:00～17:30													
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業													
	事業所の特長		地下鉄御堂筋線昭和町駅下車すぐの文の里商店街内に事務所を設けています。 商店街内に設置することで、地域とのつながりや地域への参加を目指し取り組んでいます。														
	1-2 職員の状況																
				常勤職員		非常勤職員		計									
		専任		1		0		1 人									
		兼務		4		0		4 人									
計		5 人		0 人		5 人											
1-3 専門資格の保有状況																	
			相談支援専門員 4名 ・ 介護福祉士 1名 ・ 鍼灸師 1名 ・ 精神保健福祉士 1名 (数字は延べ人数)														
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																	
			障がい名		実施曜日		実施時間										
			肢体不自由		月曜日～金曜日		9時～17時30分										
1-5 センター業務についての理念・基本方針																	
			次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1.障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2.障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3.行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4.支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性(専門部会の創設等)に取り組む。 5.3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口になれるよう職員の資質向上に日々務める。														
2 相談支援の状況																	
2-1 相談支援実績																	
	①相談者数			月当たり相談者数				年間実相談者数									
				60.7人				350人									
	②相談受付件数			月当たり相談受付件数				【参考】業務委託における想定件数									
				141.8件													
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
	身体障がい	視覚	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14		
		聴覚	1	1	4	0	0	0	10	7	0	0	0	7	30		
		肢体	142	4	3	1	0	0	15	5	4	0	0	10	184		
		内部	21	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24		
		計	176	6	8	1	0	0	25	12	4	0	0	20	252		
	難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	重症心身障がい		6	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8		
	知的障がい		220	15	17	21	3	12	15	3	13	0	0	47	366		
	精神障がい		536	83	97	28	8	20	24	15	4	1	10	53	879		
	発達障がい		44	3	0	6	4	3	2	3	2	0	0	5	72		
	高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2		
	その他		163	1	3	2	0	0	2	7	0	0	1	13	192		
	合計		1145	108	126	58	15	35	68	41	24	2	11	138	1771		
	④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
				1230 件		55 件		131 件		211 件		47 件		28 件		1702 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		委託での相談件数が年々増えているのが現状であり、そこでの職員数が足りていない状態。去年に比べ、相談実人数約100名、相談件数約500件ほどが増えている。 区内での80-50問題や高齢者になってからの障がいなどで、包括やランチなどと話し合う機会が増えてきている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	専門職の配置については、精神保健福祉士を配置、ピアサポーターについても来年度のより配置していく	継続した、専門職の人員育成
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	専門研修(医療・強度行動・地域移行定着など)基幹センター職員研修・成年後見研修・人権虐待研修・地域生活指導員養成研修などへの参加している	研修参加をしたい職員もいてるが、業務が多くなっている分、行く事が困難になる事がある。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	職員の動態表をわかる様にし、開所時には常に対応するようにしている。 緊急時、法人とも連携	人員が増えれば、課題などはなくなる
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルの整備・運用に関して適正に行っている。 法人での規定と各事業所での取り組みを管理。 BCPなど追加でのマニュアルも完備	適正に準備出来ている
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	専門機関との連携調整をしている。 複合的な相談もあり、その他関係機関との調整も行う。	継続し関係機関との連携性の強化と連携システムの構築に努める
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	妥当とは言い難い 相談件数は年々増えてい中で、少ないといけない事が増えている。 さまざまな関係機関との連携が増える事が良いが、人員不足	人員的な部分である為に、センター独自での改善は難しいと思われる。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	必要なコミュニケーションのツールを使い対応している。通訳介助・筆談・メールなど	希望するコミュニケーションでない時があるが、必要に応じ対応していく。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	5	区内相談事業所からの相談にも対応し、複合的な課題に関し、区役所・地域包括・社協等と共に連携している。 つながる場にも積極的に参加 件数は増えている 区内以外の関係機関との連携(刑務所・保護観察所・警察等)	長期化している事例に対し連携していくように努める。 継続し関係機関との連携性の強化と連携システムの構築に努める。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	選定依頼があれば適正かつ公正に行っている。 相談支援部会での空き情報も活用。	今後必要であれば、選定会議も考えていく。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	後方支援として、必要な情報提供や助言は行っている。 困難ケースに関しては担当者会議にも積極的に依頼があれば参加している。	新規事業所に関しては、センターの役割を説明し、適正ににかつ円滑にできるように援助できるようにしていく。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会や区役所と共に情報共有や地域課題についてなど共有	当事者やそれに関わる方が、発信しやすい環境を考えていく
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	5	地域ケア会議の参加や高齢・障がい福祉合同連携会・研修など行い、相談支援機関に限らず、横の見える形を区内でも開催している。 つながる場・要対協からの依頼があれば参加している。	積極的に参加しており、各分野との連携強化も行っている
	3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	協議会への参加は主体的に取り組んでおり、専門WGにも参加。 協議会運営を円滑にできるように、各部会などでの共有を図った。	協議会の運営を地域での自主性に変えないといけなと考えている、フォローアップはしていき、継続して主体的にセンターも運営に関わっていく
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	協議会での横のつながりの強化をしていくためにWGの設置があるが、うまく連動できていない部分もあるが、高齢分野との連携や支援学校との連携は改善できていると思う。	協議会における予算がほとんどなく、改善開発に必要なであろう経費が生み出せない。
	3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	5	触法関係での取り組みと病院からの地域移行は行っていた。 病院・区保健センター・触法関係などからの依頼に応じ行っている。	今後も関係機関と連携をしていく。地域相談の事業所も増えており、そこに対して連携強化図る。
	3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	区役所への通報や区各課との連携をとっている。 虐待・人権擁護研修に参加し、事業所内でも共有、職員にも積極的に研修参加を促している。	関係機関との連携強化の改善を図る
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	十分な傾聴をもとに助言や提案を行い、場合によっては専門機関への紹介などをおこなう	啓発・相談として幅広く行う必要があり、地域でのセンター周知を広くすることにより、様々な相談ができるように努めていく。
	3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	5	インターバルは行っている。 フォローアップも兼て、相談に乗っている。 スキルアップは相談支援部会にて定期的に勉強会に取り組んでいる	・今後、主任相談支援専門員への働きかけと、実際にどのような実務をこなすのか考えていけないといけなと感じている。
	3-9 その他の取組み				
			住之江支援学校合同説明会 福祉教育への取り組み参加		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			阿倍野 区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			・緊急時の受け入れ先が少ない。児者ともに ・地域差が出ているが、80-50での問題が増えてきており、今後も増加する事が見込まれている、相談機関の連携強化と制度理解などが高齢・障がいともに必要になってくる。 ・各事業所の人材不足、人材育成などの研修などが必要になっている。 ・協議会の情報や連絡確認などのツールが少ない為、周知など不十分になっているかもしれない、HPなどwebでの情報公開なども考えて行かないといけない。 ・児童保護者への、将来的なアプローチ不足(情報提供)、子育てなどとの共同も必要になるのではないかな。 ・防災の意識は高くなっているが、地域ごとでどのような情報があるのか不明。今後、地活協、市民協働課などと協働していく。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
		報告日	9月25日		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特に意見なし		
	2	相談支援の状況について	件数の増加については、改めて大変そうだな・・・ 区からは、つながる場や生活支援含め相談しやすい関係構築ができ助かっている。		
	3	業務に対する自己評価について	区から、つながる場の参加が100%であり、大変うれしく思っている。 センター職員の誰でも相談に乗ってくれ、早急な対応をしてくれる。		
	4	区における地域課題について	特に意見なし		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			相談件数や実人数がかなりの数増えたが、各関係機関や地域での取り組みにはさほど影響もなくこなせていることがあり、人員不足であるが、継続した活動はできているのかと思う。 事業所側の意見も特にないが、意見などはないがよくやっているのではとの事ではある。 区役所からの意見が、今回はつながる場が総評として関係性の構築に評価をいただいた事は、継続した相談の結果かと考えており、今後も継続した相談と各機関との連携強化をしていきたいと考えている。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				住之江区障がい者基幹相談支援センター											
1 相談支援事業の概要				令和5年度											
	1-1 実施状況について														
		法人名称		特定非営利活動法人 自立生活夢宙センター											
		開所曜日		月曜日から金曜日											
		開所時間		9:00～18:00											
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定居宅介護事業 指定重度訪問介護事業 指定自立生活援助事業 指定同行援護事業 地域生活(移動)支援事業 指定生活介護事業											
	事業所の特長		・障がい当事者が主体的に運営をおこない、障がい者スタッフが「ピアカウンセリングや自立生活プログラム」を実施している。 ・地域の中で障がい者が堂々と安心して自立生活を目指せるように、様々な機関と連携し、あらたな社会資源を発掘していけるよう地域交流に積極的に取り組み、様々な角度からエンパワメント支援をおこなっている。												
	1-2 職員の状況														
					常勤職員		非常勤職員		計						
			専任		2		3		5 人						
			兼務		1		1		2 人						
計			3 人		4 人		7 人								
1-3 専門資格の保有状況															
		社会福祉士3名 介護福祉士3名 精神保健福祉士1名 介護支援専門員2名 点字技能士1名 主任相談支援専門員1名													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
				障がい名		実施曜日		実施時間							
		身体障害/難病		毎日		随時									
		精神障害/統合失調症		毎日		随時									
		身体障害/視覚障害		毎日		随時									
		身体障害/脊椎損傷		毎日		随時									
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
		・住之江区は地域自立支援協議会を中心とし、相談や社会資源の活用が円滑に進められてきており、この基盤となるネットワークを生かしながら、現在構築されている相談ネットワークがより充実したものとなるよう、毎月、相談支援会議(障がい・高齢・子どもの総合相談、地域支援会議、相談支援事業者連絡会)の開催を中心的に担っています。 ・随時の訪問・電話相談や虐待ケースの受付、コア会議への参加、差別解消に向けたアプローチも積極的に行います。 ・複合的な支援が必要な家庭も年々増加していることから、障がいの居宅介護事業所や日中活動等事業所のみならず介護保険事業者からの相談にも積極的に応じ、区役所・地域包括支援センターとも連携し、会議の開催や訪問対応など相談ネットワークを充実させます。 ・地域の中で支援につながることの出来ない障がい者や、障がい者と住民とのトラブル等も、区役所・地域包括支援センター・見守りあったかコーディネーター等と連携しアプローチを進めています。 ・区役所と連携し、区内の資源の開発や啓発活動も積極的に行っていきます。具体的には学習会やセミナー等の開催、障がい者に理解のある民間業者とも連携し、新たな資源の開発を考えている団体とのつながりも行います。													
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
	①相談者数	月当たり相談者数						年間実相談者数							
		161.5						235							
	②相談受付件数	月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
		161.5						105							
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
	身体障がい	視覚							1				1		2
		聴覚													0
		肢体	194	214	66	119	2	174	229	53	17	183	72		1323
		内部	2	2	2	2		2	1			1			12
		計	196	216	68	121	2	176	231	53	17	184	73	0	1337
	難病		7	6	6	3		6	3			2			33
	重症心身障がい		62	30	18	20		42	65	7		64	10		318
	知的障がい		525	163	183	337		466	500	48	180	401	9		2812
	精神障がい		538	437	250	439	3	397	429	35	194	325	55		3102
	発達障がい		87	45	14	46	1	72	75	5	44	53			442
	高次脳機能障がい		43	30	21	31		35	40	8	9	38	2		257
	その他														0
合計		1458	927	560	997	6	1194	1343	156	444	1067	149	0	8301	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		1278 件		53 件		397 件		140 件		70 件				1938 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		住之江区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		相談件数については、昨年度同様、8050問題や地域の中で孤立し支援に繋がらず、主に家庭内トラブルが起きているケースについての相談対応が多くみられた。そのため、介護保険事業所との連携、地域包括支援センターや見守りあったかコーディネーターとの協働、地域支援会議への参加、つながる場の活用等取り組んできた。 指定の相談事業所は増加してきているが、相談支援事業所の変更依頼は増加傾向にあり、つながりの支援が増えてきており、いったん崩れた支援の立て直しは難しい。内容としては相談支援への求めが、強くなり過ぎた故での軋轢も多く、入口での支援導入の際に、相談支援の立ち位置の説明が不十分であったであろうと思うことが多い。丁寧に説明し、理解し合い関係性を修復できたケースもあれば、こじれた糸はほどけず、別の相談員につなぎをするケースもある。相談支援導入に際しての丁寧な説明と、相談者の真のニーズに都度都度気付ける距離感を保てるよう、アドバイスの機会をもつ必要性を感じている。 上記も含めて、サービス事業所とサービス利用者とのトラブルでの相談は後を絶たない。多くはコミュニケーション不足であるが、大元の理解してほしい当事者と理解しようとする支援者の関係に戻ってもらえるような、第三者的な立場での介入が多くなってきている。コロナ禍も超え、再度、人のつながりや関係性の深まりが起きていく中で、トラブルも起きやすくなってきているのだと感じている。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のみならず、当事者相談員の配置を行っており、相談者に寄り添いながら、様々な地域からのニーズに対応している。	引き続き当事者性を発揮しつつ、幅広く人材配置に努めていきたい。人員配置も増えたことにより、より手厚く柔軟な対応を推進していきたい。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	毎日、情報共有を図る場があり、また週1回以上のコア会議、月1回の定例会議、法人全体会議と共有の場を設けている。研修会はコロナ禍でリモートも多いが、対面のものも増え、積極的に参加した。	引き続き資質向上に努め、また、より専門的な分野の研修会に参加していきたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	法人としての事務局、計画相談支援の事業所としても兼ねており、受付できる職員が常駐し、担当者への連絡もスムーズに行えている。	引き続き迅速に対応に努めていきたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルは整備されており、適切に運用されている。	適宜見直し等も行い、引き続き適切な運用に努めていきたい。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	様々な相談に対応できる当事者相談員がおり、その見地から連携機関の把握も出来ているため、専門機関の情報提供もスムーズである。	引き続き努めていきたい。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	1件毎に話題となった相談の中身の内訳を詳細に残すことにより、相談者の生活全般に対しての対応が出来ている。それは区の特性として、在住者よりも移転者が多い区の特性であり、相談の中身が孤独と相まって複雑化することが顕著である。件数について妥当かどうかは難しいが、年々増加にあることは確かである。	相談者数は区の特性もあり、新規相談が続くことが想定される。当事者相談員が多い人員配置であるため、自宅への直接訪問は難しい場面があり、訪問活動の出来る人員配置を検討するべきか否か、課題はある。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	点字および簡単な手話のできる職員を配置しているが、ニーズが少ない。情報保障としてテキストデータや拡大文字などで情報提供を行うなど、障害特性に応じた対応を心掛けている。	様々なコミュニケーションツールの活用や相談員のスキルアップ等、相談者への対応を充実させていきたい。特に手話については、法人全体で検討項目になっている。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	毎月、地域自立支援協議会の相談支援部会・事業者連絡会を軸として高齢・障がい・子どもの相談対応と事例の共有が出来ている。地域包括支援センターからの相談も増え、積極的に事例へと対応を行っている。	引き続き努めていきたい。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定依頼が区から上がってくるようになり、月ごとに10件弱の依頼があり、選定も丁寧に行っている。相談支援部会の中で引き続き検討は行っている。相談者の特性や内容に応じ、区役所と連携を図りながら、中立的に相談事業所に繋ぐことは円滑に出来ている。	選定会議を相談支援部会にて担ってもらえるように進めている。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	各相談支援事業所からの相談が多く寄せられている。基幹センターとして同席するケースも多く、とりわけ新規事業所からの相談には、助言や情報提供を積極的に行ない、後方支援体制は確立されている。	引き続き努めていきたい。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	住之江区在住の障害当事者が相談業務を担い、地域に出向いて訪問相談を行うことで、障害者の視点にたった地域の現状や課題を把握しながら活動を進めている。なんでも相談会の開催により、相談する機会の拡充をが図ると共に、課題の発見にもつながっている。	引き続き地域課題への取り組みを進めていくと共に、孤立化しやすい地域であることを認識しつつ、様々な機関から情報が集まるよう、働きかけに努めていきたい。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域包括支援センター連絡協議会有り、その運営委員に参画している。連携は年々深まってきており、8050問題の事例等の相談も多く、連携しながら対応に努めている。つながる場の開催も少なくもあるが進めてこれた。	引き続き包括支援センターとの連携は満つにしていくと共に、つながる場の活用にも努めていきたい。
3-5 地域自立支援協議会の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	自立支援協議会で当基幹職員が座長を務め、主体的に運営を行っている。自立支援協議会での各種部会(精神保健ネットワーク部会、当事者部会、相談支援部会)活動にも積極的に参画している。当事者だからこそその防災取り組みや学校訪問など協議会のつながりを増やしている。また、就労部会では支援学校での事業所合同説明会を事務局として担った。	引き続き努めていきたい。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	障がい当事者相談員の多数いる本事業所として、当事者の立場に立った研修を依頼され受け入れを進めており、特に就労系の事業所からの依頼が多数寄せられてきている。当事者の立場に立った資源の改善に注力し、当事者の安心できる住之江づくりに努めている。	引き続き努めていきたい。
3-6 地域移行の推進に向けた取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	4	施設訪問・地域移行の取り組みは法人開設当初より積極的に行なっている。隔月、施設への慰問活動を大学の教授や他事業所と連携しながら進めており、地域生活の様子などを伝える活動を行っている。	引き続き取り組みを進めながら、訪問先の拡充にも取り組んでいきたい。
3-7 権利擁護の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待か否かを考える検討会議・勉強会を随時行い、虐待の通報窓口としての意識の向上に努めている。虐待疑いなど含め、区役所の担当者との連携を行っている。この間の虐待検討の研修や連携によって、様々な支援者の気づきは深まってきており、通報に至ることも増えてきている。	引き続き連携を深めると共に、通報、相談のしやすい環境づくりを整えていきたい。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別については、当事者として積極的に解消に取り組む事業体であり、当事者の側に立ち、しっかりと傾聴のうえ、対応策の提案や助言等、対応を重ねてきている。研修会への参加のほか、パネラーとして登壇するなど積極的な周知を行っている。	相談として差別解消に当たるものがそこまで上がってこない現状はあり、周知の方法も模索する必要があるかと認識している。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	5	自立支援協議会の部会は通常開催となり、相談員の顔の見える関係性づくりが再度深まった。資質向上に向けた取り組みについては相談部会内の相談支援連絡会にて困難事例の検討をスタートし、参加者から忌憚のない意見を聞ける良い場となっている。個別ケースについての相談員からの相談(後方支援)は多く、ケース検討会議に参加するなど、積極的にサポートを行った。	引き続き横のつながりを深めると共に、事業所での人材育成を促し、研修の機会を区の中で作っていけるよう努めていきたい。
3-9 その他の取組み				○支援学校連携会議をはじめとした、就職後の進路の拡充に向けて支援学校側との連携も続いており、事業所合同説明会の開催や、社会資源情報シート(日中活動調査シート)を協働し活用中である。 ○住之江区4地区包括との連携強化、包括の会議にも招聘されている。ケアマネージャーや介護保険事業者の研修会や交流会にも参加。 ○なんでも相談会の開催場所を、区役所の会議室や社協の一室をお借りして行った。 ○相談支援従事者研修への講師派遣も継続して行い、相談支援の拡充に努めている。 ○大阪市障がい者相談支援研修センター主催のピアサポート研修に講師、ファシリテーターの派遣を行った。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			住之江 区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			引き続き8050問題は非常に深刻であり、大型マンションの多い地域性も重なり、湾岸地域では特に孤立化が顕著である。市営住宅やURが多い南港地域からの相談依頼は増加する一方で、家庭内・近隣とのトラブルに発展するケースも多く相談内容也多岐にわたり、障がい福祉のみならず、介護・医療・法律など複数の機関と連携を強化・支援していく必要がある。 相談事業所は増えてきているが、相変わらず相談員1名の事業所が多い実情。一方で複数の相談員を雇用する事業所も現れつつある。計画依頼も比較的につなぎを行いやすくなっており、選定による相談のつなぎもスムーズに行えている。 報酬の見直しも見据え、1名事業所の運営についても、相談部会内で検討がなされるようになった。継続した事業所へのサポートの充実が望まれる。 ヘルパー・支援員等の人員不足による慢性的な受け入れ先不足も深刻で、必要なサポートが受けられないケースも相変わらず出ている。 コロナ禍を経て、顕著にみられる複雑化する相談内容に対応するために、専門的な知識やネットワークを構築する必要性が高く、それらを取りまとめる支援力を形成できる人材の育成も課題である。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
			報告日		
			8月22日		
出席者からの意見			1	相談支援事業の概要について	緊急度の高い相談対応のバックアップについて動いてもらっている。どこまで相談の後方支援をしてもらえるのか、どんな時に相談して良いのか、悩むときはある。 虐待対応へのフォローや動きも迅速である。引き続き、新規事業者立ち上げ支援、各事業所のフォローアップや研修等による相談員のスキルアップに尽力願いたい。 障がい者とその家族の困りごとの身近な窓口として、地域の相談支援の中心として積極的な対応を期待している。
			2	相談支援の状況について	支援の難しいケースに幅広く対応してくれている。事業所への関わりを増やして対応してもらっていて助かる。地域の事業所の情報や専門機関の紹介等、情報収集が助かっている。 高齢分野と連携しながらの相談対応は迅速に対応されている。 障がい児分野の課題についての取り組みもこども部会、就労部会に参画し連携してもらっている。 相談支援の拡充、支援力の強化に向けてさらに期待したい。
			3	業務に対する自己評価について	評価点は適正である。 地域、事業所とのつながりは深まっている。アウトリーチもしてくれているが、南港地域もさらにもお願いしたい。 虐待案件や差別解消法事例の周知や集約などももっと対応を行ってもらえたらどうか。 具体的には差別事例の収集が本当に無いのか精査すべきではないだろうか。 各事業所等への後方支援については、どのような部分まで可能なのか、具体的な中身を示してほしい。 コロナ禍も明け、様々な研修会の機会を検討してほしい。
			4	区における地域課題について	児童～高齢まで、切れ目なく孤立化することなく支援できるように、地域のネットワークを構築する必要がある。特に8050問題、児童期の支援の脆弱さは地域の特性。区が横に長く、地域ごとに分断されてしまう。精神科医療は特にだが、障がい者医療分野も受け入れが弱く、まだ地域間格差も大きい。 南港地域の支援については、区役所・地域包括支援センター等、関係機関との連携を密にし、対応していったほしい。
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			コロナも5類扱いとなり、対面式の会議の開催が本格的に復活し、顔を合わせながらの支援検討が行えるようになったのは、時間の都合を合わず手間はもちらんあるものの、忌憚ない意見を集約できる点においては、やはり対面会議が大切なのだと感じる1年であった。 新たな相談支援事業所もこのコロナ禍にも増え、顔を合わせて改めて会議をし、研修会をしということを経る中で、支援についての検討はもちろん、関係性づくりが出来たことは、後方支援を行う立場として、非常に有意義であり、相談支援の在り方を今一度見直す機会にも出来たと実感している。 そのような背景もあり、各事業所の中から2人目、3人目の相談員を雇い入れていく事業所も現れ、住之江区の相談支援がチームとして機能していると実感も出来るようになった。 一方、居宅介護については区内事業所が人材不足で派遣止めになるなど、地域生活を支える仕組みが揺らいできている。他区事業所に依頼することが多くなってきており、全体的な拡充の方法を協議会で検討しなければならない。居宅介護事業所の加算についても、国に要望していく必要性を切に感じている。 コロナ禍を経て、見えていなかった問題が浮き彫りになってきている。8050問題はその典型で、周辺住人がコロナ明けて動き出す中で、動きのない家庭、隣人トラブル、暴言など様々な問題が報告されるようになった。見守り相談室や保健士と同行にて訪問するなど対応が出てきた。やはり、元々支援に繋がっていなかった家庭が多数で、情報がまだまだ行き渡っていないかを実感した。 各支援機関とも連携しながら、制度や支援先の周知、地域との連携、様々な形での広報、といったつながりの拡充と連鎖を作っていければと思う。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				住吉区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和5年度												
	1-1 実施状況について															
		法人名称		社会福祉法人あいえる協会												
		開所曜日		月～金												
		開所時間		9:00-17:30												
		同一場所で実施している その他の事業		計画相談支援 ・ 一般相談支援(地域定着・地域移行) ・ 障がい児相談支援												
	事業所の特長		障害者が地域で自立生活が続けていけるよう、各事業所・行関等とネットワークを築いて、「地域であたりまえに暮らす、本人中心」の支援を軸にすることを基本とし、それぞれの障害特性も意識した相談姿勢をもって取り組んでいます。また各指定相談支援事業所の後方支援やサポート、運営面でのフォローも行いながら、必要な情報提供を随時行うとともに、地域自立支援協議会にも主体的に参画しています。また、必要に応じて当事者スタッフによるピアカウンセリングも行っており、従事する職員も重度身体障害者の介助技術を一定習得しています。													
	1-2 職員の状況															
					常勤職員		非常勤職員		計							
			専任		1		2		3 人							
			兼務		5		1		6 人							
計			6 人		3 人		9 人									
1-3 専門資格の保有状況																
			社会福祉士2名、介護福祉士4名、精神保健福祉士1名、相談支援初任者研修修了者6名、相談支援現任者研修修了者3名、主任相談支援専門員研修修了者2名、ピアサポート研修修了者2名													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
				障がい名		実施曜日		実施時間								
		全身性障害		随時		11:00-16:00										
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
				当センターではどんなに重度の障害者でも地域で生活できるような支援を行っていくことを目指しています。 地域で生活をしている障害者、これから地域で生活をする障害者が福祉サービスを円滑に利用できるように支援を行います。自立生活には福祉サービスの利用援助だけでなく多岐に渡る生活支援が必要です。ニーズを聞き取るところからサービスの調整や制度利用の手続きのための同行支援、様々な経験を積むためのILP(自立生活プログラム)の実施など、本人らしい生活を作っていくために支援を行います。 また地域自立支援協議会では行政や他団体とネットワークを作っていくとともに、必要な社会基盤の整備を進めています。障害者虐待についても防止・緊急対応を行なうために地域のネットワークを強化していきます。障害者への直接支援だけではなく、住吉区で障害者が安心して生活できるように基盤整備を行っていくとともに、地域移行への仕組みづくりにも力を入れていきます。												
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
	①相談者数			月当たり相談者数						年間実相談者数						
				86.9						414						
	②相談受付件数			月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数						
				241						120						
	③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
	身体障がい	視覚	63	0	23	3	0	2	10	5	0	0	2	10	118	
		聴覚	22	6	46	1	0	1	23	12	0	0	1	2	114	
		肢体	112	2	34	11	0	2	44	10	0	0	14	17	246	
		内部	14	0	1	2	0	0	1	1	0	0		0	19	
		計	211	8	104	17	0	5	78	28	0	0	17	29	497	
	難病		37	2	11	2	0	0	2	11	4	0	0	1	70	
	重症心身障がい		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	知的障がい		155	4	33	51	2	16	13	28	13	2	14	8	339	
	精神障がい		552	37	171	276	0	52	197	138	32	5	35	80	1575	
	発達障がい		106	1	9	21	9	12	18	10	24	2	9	21	242	
	高次脳機能障がい		4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	
	その他		70	20	38	2	0	2	11	20	2	0	2	4	171	
	合計		1137	72	366	369	11	87	319	236	75	9	77	143	2901	
	④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
				1829 件		82 件		229 件		463 件		256 件		42 件		2901 件

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		住吉区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		昨年度に続いて、相談者は精神障がい方の相談が多く、発達障害者の相談も増加傾向にあります。この間は8050世帯ケースや、本人が20代の発達障がいひきこもり傾向にあるケースの相談が増加しています。いずれも見守り相談室や生活保護のCW等からの相談が増えていますが、どちらもすぐに福祉サービスを利用するということではなく、長期間の定期訪問から医療機関の同行等、そこからサービス利用につなげるケースが増えていることから、一定の区切りまで期間を要する相談が増えています。また、センター単独では支援が難しく、各関係機関と連携が必要なケースも多いことから、地域の支援ネットワークが一層重要になってきています。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員 の他、専門的資格を有する者を 幅広く配置するように努めている か。	4	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 と多様な有資格者を配置することはでき ている。	まだ専門資格を保有できていない職員もい るので、できるだけ専門職確保を務めていき ます。
b	各種研修に積極的に参加し、職 員内での共有を図るなど、常に その資質向上に努めているか。	4	必要な研修については毎月割り振りをして満 遍なく職員が受講できるようにしている。また 受講後は必ず会議でフィードバックを行って いる。	まだ相談経験の少ないスタッフも多いことか ら、外部の様々な研修に参加して資質向上 に努める必要があります。
c	開所時間中は職員が常駐し、来 所や電話等による相談に迅速に 対応できるように努めているか。	3	訪問が多いことからできるだけ誰か1名は職 員が残って電話対応できるように努めてきま した。	回線が2つあり、1名しかいない場合はもう1 回線が対応できないため、対応ができないこ ともあったことから人員増等の対応を進めて いきます。
d	苦情対応マニュアル、事故報告 対応マニュアル、個人情報保護 規定等の各種マニュアルを整備 し、その運用が適切になされるよ うにしているか。	3	一定のマニュアルは整備しており、必要に応 じて更新をしています。	マニュアルの一部は古くなってきていること から、再度中身の見直しが必要ですが、まだ 手が付けられていません。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかか る相談に適切に対応するととも に、常日頃から専門機関との連 携を強めるなど、円滑な相談支 援の実施に努めているか。	3	区内の専門機関との連携は各ケースを通じ て構築できており、相互に協働しながら支援 を実施しています。ただ各機関ともスタッフが 入れ替わり、再度関係構築をすることもある ことは課題の一つと考えます。	相互に職員体制が変わると再度顔の見える 関係づくりを進めていきます。
b	相談者数や相談件数について、 区の規模や障がいのある人を取り 巻く状況等に鑑みて、妥当なも のとなっているか。	4	想定件数以上の対応はしていることから、現 状の件数は実態であると捉えています。これ までのアウトリーチや各機関とのつながりか ら相談につながるが増えているのが現状 です。	件数が妥当か判断が難しいですが、件数だ けでなく実支援の内容についてはスキルを積 み上げていく必要があります。
c	手話や点字、筆談、映像を利用 するなど、その人に合った個別 のコミュニケーション手段を検討 し、それに基づく対応を行って いるか。	3	必要な方への点字、筆談、手話などできる限 りその人にあったコミュニケーション手段で対 応しています。手話については急な対応がで きていませんが、実績としてはありません。	手話への対応が急遽で対応できていないこ とはこれまでと継続した課題です。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、 問題が長期化している事例など 支援困難事例への対応を積極 的に行っているか。また必要な 支援ネットワークの構築に努め ているか。	4	支援ネットワークの構築についてはこの長い 期間の中で連携を重ねながら構築すること ができてきました。特に8050等のケースは連 携無しに対応ができないため、支援ネット ワークは必須となっています。	担当者が変わると再度関係構築をしないと いけないところは課題です。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼 に応じて、計画相談支援にかか る指定特定相談支援事業所の 選定を公正かつ適切に行って いるか。	3	選定は公正に実施しつつも、依頼書の中身 に基づいて一定見立てをして選定をしていま す。	選定できる程十分に事業所が受け入れられ る状況でもないことから、少ない枠組みの中 での選定となっていることが多くあります。

事業所名			住吉区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援部会運営により横のつながりをつくっています。特に一人事業所についてはサポートをして孤立しないようにしています。	助言をするためのセンターとしての職員のさらなるスキルアップが必要になっています。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	3	8050ケースやひきこもりケースが非常に増えており、それらに対応する支援を関係機関と連携して行っており、一定数は把握しています。	毎年、地域で埋もれている相談が出てくることから、十分に把握ができているわけではありません。
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	各包括支援センターとは日頃から連携をとっており、各会議への参加や区からのつながる場への参加要請も積極的に参画しています。	つながる場へあがっていく仕組みがまだまだ不十分と考えます。
	3-5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	昨年度に引き続き事務局団体と協力して各運営、企画を進めてきました。2023年度は養護者虐待防止向けのパンフレット作成、研修会も年4回実施、コロナ禍明けで各部会も活動を再開してきました。	事務局を務める団体もメンバーの入れ替えも出てきていることから、改めて役割を分担しながら運営ができるようにしていきたいと考えます。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	社会資源の改善に向けた取り組みについて、事務局団体と議論して、各部会単位でも取り組みに努めている。	改善というところまで十分に至っていないところは多いです。
	3-6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	4	昨年度に続き障害児支援施設からの地域移行に携わりました。また市外施設ですが、コロナ禍前から関わりのあった障がい者支援施設と再度つながりのために訪問をしています。	コロナ禍になってから施設との関係が薄れてきており、地域移行に向けた推進に向けて、改めて施設とのつながり作りを進めていく必要があります。
	3-7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	新規スタッフへ十分な伝達ができおらず、受理から区への報告が遅れた事例がありました。改めて虐待対応についてセンター内でも研修、共有を行っています。また毎月区の虐待担当者と虐待通報対応の共有しており、日々の連携に心掛けてきました。	虐待通報後の支援としてつながることが多いのですが、虐待防止に向けての支援が十分に介入ができないケースもあり、個々の対応へのスキルアップが必要です。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別事案については傾聴の上で対応、市への報告を行ってきました。2022年度に協議会で作成した差別解消啓発リーフレットについても、配布を継続しています。	差別事案の相談は年間でも少なく、十分に拾えていないことが考えられますので、市とも協働してさらなる啓発が必要と考えています。
	3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	協議会において事例検討会を開催、またインターバル受け入れも実施、指定相談支援事業所については部会参加と日頃のサポートを実施してきました。特に相談支援部会においてはグループワークや研修会を開催する等し、地域の相談支援事業所の育成強化を図ってきました。	1人事業所が複数体制になっていけるよう、各団体と協力しながら体制強化の啓発とサポートを継続していく必要があります。
3-9 その他の取組み					
			・当事者スタッフを中心に、法人全体で2016年7月26日に起こった相模原障害者施設殺傷事件を忘れないためのアピール活動を実施しています。 ・福祉教育への協力のため、当事者スタッフを中心に各学校での講演活動を行ってきました（地域の小中学校や大学での講演活動）。 ・大阪全体の相談支援従事者養成のため、相談支援初任者または現任者研修のファシリテーター派遣、ピアサポート研修の講師、ファシリテーター派遣を行ってきました。 ・区内地域包括支援センター（4か所）で、障害施策にかかる学習会の依頼を受け、実施してきました。		

事業所名			住吉区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			住吉区だけに関わらない課題ですが、支援が多く必要な障害当事者の支援、8050等の複合的なケースの支援、制度の狭間にありサービスにつながらないケースが潜在しています。これまでも区役所、各包括、見守り相談、就ポツはじめ、各関係機関とネットワークを構築して支援を行い、地域課題を抽出して毎年、市協議会への提言も行ってきました。 今後はより行政と地域機関との連携が必要になってくることが想定されます。これまで支援の狭間にあるケースでは、支援の軸が定まらなかったり、無理な支援介入で拒否が強くなる等の事例もありますが、この間つながる場ができ、関係機関でつながってどう支援をしていくのかという議論ができるようになってきました。 今後、多職種連携を進めていくための、顔の見える関係づくりが進んでいくような取り組み等、区の中で定期的に開催、取り組めるような仕組みを、自立支援協議会を通して作っていきたいと考えます。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
		報告日	2024/6/26		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について			
	2	相談支援の状況について			
	3	業務に対する自己評価について	・相談件数について妥当な件数と考えているとあるが、市の想定件数が120件/月で実際は240件/月というのを含めて妥当と考えていますでしょうか。 ⇒市に想定件数は設定がありますが、現在来ている件数は実態として対応しています。 ・電話対応がしっかりとできるように増員を考えているとあるが、人件費は確保できますか。赤字になってまで配置するのはよくないのではないかと思います。 ⇒今年度委託料が増額されましたので、それに基づいて配置を進めていきます。		
	4	区における地域課題について	・虐待防止に向けたパンフレットを作成して頂いたところですが、虐待対応後の支援の伴走の仕組み作りであったり、今回のパンフレットも含めてどう運用していくのか、協議会と一緒に担う立場として協力してやっていきたいと思っています。今回パンフレットを作成いただいたことは非常に大きいし、基幹の取り組みとして大変ありがたいと考えています。今後もよろしくお願いします。 ⇒地域の各団体、各機関、区の協力があったことでできたことですので、こちらこそよろしくお願いします。		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
			・コロナ禍があげて、協議会活動もようやく以前と同じようになってきました。今回自己評価をする中で、できていると感じる場所もありますが、やはり地域課題は毎年複雑化していることもあり、高い評価をつけることは難しいと判断しています。それは課題に終わりがなく、常に走り続けたいといけないうこと、日常の支援や協議会の取り組みについては、地域で連携できる各機関があるからこそ成り立っていると改めて感じました。特に今回の虐待防止への取り組みについては、同区にある地域生活支援センターや協議会の研修会でもお世話になった専門家の協力がなければ、取り組みが始められなかったと考えています。 基幹センターを受託してかれこれ5期目に入りますが、センターとしてはまだまだスキルアップが必要な状態であり、もっと地域のことを知って対応できる力が必要だと改めて感じたところです。引き続き住吉区の基幹センターとして、地域の各団体や各機関と連携を図っていきたいと考えています。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				東住吉 区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和5年度												
1-1 実施状況について																
事業所の特長		法人名称		特定非営利活動法人 ちゅうぶ												
		開所曜日		月曜日～金曜日 土曜日は事前予約のみ												
		開所時間		9時00分～17時30分 時間外は事前予約のみ												
		同一場所で実施しているその他の事業		なし												
		当事業所は1998年に初めて相談支援事業の前身である市町村障害者生活支援事業委託を受けた。障害当事者主体の自立生活センターとして身体障害者の自立生活を支援し、地域の障害者の相談支援を進めてきた。2012年に3障害対応の東住吉区相談支援センターを受託してからも当事者スタッフが主となった自立生活プログラムなど特長的な事業を展開しながら相談支援活動を行っている。2018年からは区基幹相談支援センターを受託し、地域に根差したセンターとして自立支援協議会の運営、地域の相談支援機関との連携などにもさらに力を入れ、引き続き自立生活のモデルとなる当事者スタッフが主となって運営し、あくまでも当事者の立場に立った支援を目指し、自立生活の実現に力を入れている。また、スタッフには順次相談支援専門員資格を取得させ、主任相談支援専門員も配置し、専門性を高めている。														
1-2 職員の状況																
						常勤職員		非常勤職員		計						
				専任				2		2 人						
				兼務		2		7		9 人						
				計		2 人		9 人		11 人						
1-3 専門資格の保有状況																
				介護福祉士・社会福祉士・相談支援専門員・主任相談支援専門員												
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
				障がい名		実施曜日		実施時間								
				肢体不自由		随時		随時								
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
				当センターの母体である特定非営利活動法人ちゅうぶは、1984年に大阪市東住吉区に設立された。以降、大阪市内初の重度身体障害者グループホームの設立を果たし、現在日中活動である生活介護2箇所、重度身体障害者グループホーム1箇所、介護派遣事業所1か所を運営し、全面介護が必要な重度障害者の自立生活の支援に取り組んできている。そうした地域での自立生活支援の実績を基に、さらにより多くの障害者市民の自立生活をサポートするために1998年自立生活センター・ナビを設立、市町村障害者生活支援事業を受託。2012年4月から東住吉区障害者相談支援センターの委託を受け事業運営を行い、2018年度より基幹相談支援センターとして活動している。 東住吉区は、市内で障害者数が多い平野区・西成区と比べても地域での社会資源数は多いが、社会参加等、生活の質の観点から見ると不十分なケースもある。また、大阪発達総合療育センターという医療機関もあり、周辺には療育センターに通う為、東住吉区内に移住してくる障害児家族も多い。 私たちは、いまだ福祉サービスが届いていない障害者にアウトリーチする努力を行い、地域での生活を支え、自立と社会参加を基本に置き、どんなに重度の障害をもっていても自己決定できるように支援していきたい。 当センターが中心となり、区内の社会資源のネットワークを作り、自立支援協議会の運営を行っていく。障害当事者の視点に立ちながら、区内の社会資源や相談支援事業所で行われているケアマネジメント業務の推進を行い、相談支援事業所の後方支援業務を行っていくことで地域の支援の質の向上を目指し、ひいては地域在住のすべての障害者の生活をよくしていくことを目指したい。 また、虐待防止についても、区役所と連携しながら具体的に対応し、必要な支援を受けられるようにしていきたい。虐待をさせないための方策として、ニーズの掘り起こしに努め、サービス利用につなげていくようにしたい。 さらに、権利擁護においても、金銭管理だけではなく、相談者と同じ立場に立つ障害当事者のピア・カウンセラーが相談者に寄り添って、合理的配慮がないなどの、社会的な差別に対しても、解決していきたいと考えている。												
2 相談支援の状況																
2-1 相談支援実績																
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数								
		68.3人						269人								
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数								
		243.5件						105件								
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
身体障がい	視覚	10	3	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	18		
	聴覚	21	2	5	51	0	4	8	40	0	1	0	0	132		
	肢体	182	19	35	85	1	10	24	25	5	3	6	14	409		
	内部	18	1	6	8	0	0	4	0	0	0	2	0	39		
	計	231	25	46	147	2	14	36	66	5	4	8	14	598		
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
知的障がい		224	20	28	430	3	63	36	145	54	9	2	22	1036		
精神障がい		484	76	148	417	1	44	101	117	59	8	7	31	1493		
発達障がい		70	6	3	47	9	10	4	10	13	0	2	1	175		
高次脳機能障がい		24	5	11	13	0	2	2	0	5	0	0	0	62		
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		1033	132	236	1054	15	133	179	338	136	21	19	68	3364		
④受付方法別件数				電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計
				1952 件		352 件		185 件		310 件		120 件		3 件		2922 件

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
	2-2 相談支援に関する分析			
		今年度は昨年度に比べてもかなりの相談者数の増加がみられた。実相談者数を見ても、年間に50人以上の増加、月平均で新規相談者が4人以上増加している計算になる。新規の方についてはサービスを紹介する情報提供的に終了することもある。本人からというよりは関係機関から支援に関して相談があることが多い。延べ件数で見ると同じ方からたくさん相談いただいていることもあるが、計画相談につながるものが困難だったり、福祉サービスでは充足できないニーズがあり、対応を行っているケースなどがある。基本的には相談支援につながることで終結しているケースが多い。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	主任相談支援専門員・相談支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・ピアカウンセラーを配置している。	全員が相談支援専門員を取得できるように進めていく。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	・職員の研修計画をもとに、OJTを行い、定期的に振り返りを行っている。 ・外部研修にも参加している。	外部研修の案内に反応できないことがあるが、積極的に参加していきたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	受付対応の職員を1人必ず事務所に配置するよう体制を組んでいる。ただ、訪問や相談予約等で受付担当職員以外の職員のほとんどが対応できない場合もある。	電話相談が長引き、複数回線が埋まってしまう場合があり、課題。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	各種マニュアルを整備している。	マニュアルを読み合わせる時間を作っているが、時世に合わないものもあったため、更新を行う。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	専門機関と連携することができる体制を取っている。	特に問題はない。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	区の人口12.8万人・手帳所持者数計約1.2万人・障害福祉サービス受給者数2886人・障害児サービス受給者1006人に対して月当り相談件数は243件、市から求められる標準件数は105件である。	手帳所持者は変化ないが、サービス受給者は10%以上、児サービスは15%以上の利用者増となっている。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	4	手話ができる職員配置を行っている。また、本人に合ったコミュニケーション方法を本人とともに確認し、筆記を行いながら面談するなどの工夫を行っている。	手話ができる職員配置を行っている。また、本人に合ったコミュニケーション方法を本人とともに確認し、筆記を行いながら面談するなどの工夫を行っている。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	複合的な課題を抱えた事例は関係機関と連携を行い、対応を行っている。長期化している支援困難事例については粘り強く対応を行っている。計画相談支援事業所にも協力してもらい、対応をお願いするが、福祉サービスだけでは対応できないケースにはかわり続け、対応を行っている。	つながる場を活用し、ケースを掘り起こし、他機関と連携しながら進めていく。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	自立支援協議会のなかで相談支援部会を開催し、事例選定の時間を設けて公正に選定している。	選定後にサービスの介入ができない事例、うまく続かず途切れてしまう事例などがあり、後追いが難しいが、バックアップできるように事業所へのフォローが必要である。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	個別のケースに関する対応の方法や、利用可能制度の状況、社会資源、専門機関に関する情報提供や、担当者会議やケース検討に出席するなどの方法で後方支援業務を行っている。	求めに応じて行っている。また、相談支援部会で情報提供を行っている。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	自立支援協議会を通して課題を抽出している。	サービス利用を行っていない方々の課題については把握することが難しい。
d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	他分野の相談機関と顔の見える関係を作れている。	お互いにコミュニケーションを行っている。

事業所名		東住吉 区障がい者基幹相談支援センター		
3ー5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	区役所と協働で自立支援協議会の運営を行っている。5つの部会のほか、全体会、事例検討会など様々な取組を行う中で顔の見える関係作りと地域課題の意識共有は一定進められている。	力不足で事例検討会を企画することができていないが、必要な取組みであるため来年度は進めていきたい。
b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	課題の抽出を行い問題解決に向けて大阪市や国への提言を行っている。区独自の社会資源の開発に向けては区内調整チームでも議論を始めている。	区内の課題について、協議会で共有し、市にも投げかけている。
3ー6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	2	今年度は行えていない。法人独自の取り組みとしての施設訪問、外出企画も新型コロナの影響で行えていない。	施設や病院から問い合わせがあることも少なく、なんらかの取組みの必要性を感じているが、行えていない。
3ー7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	区役所担当者と連携をとって、一緒に確認のために動いたり、防止のために分担して動くなど、必要に応じて適切な対応を行っている。防止に向けて、必要なサービスを入れながら、本人や関係者を交えた話し合いを定期的に開いたり、本人のエンパワメントに取り組むことを継続して行っている。	今後も区と連携しながら虐待防止の観点で支援が進められるように進めていく。スタッフ研修は法人を上げて取り組んでいる。、
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別解消法関係相談昨年度は3件。①フリースクールへの中学受験を考えている親御さんから。息子が書字困難なため入試の時の合理的配慮を求めたところ、前例がないの一点張り。大阪市に相談し、進め方のアドバイスをもらった。②重度の身体障がい者から「がん検診を受けたい」と希望が出た。相談員が大阪市にがん検診の受診方法などを確認。ヘルパーが同行していても診察台で上下に上がるし、何かあっても責任が取れないので子宮頸がん、乳がん検診は対応できないと拒否される。介護者が2名体制で行くことも可能と伝えても受け入れられないの1点張り。③聴覚障害者の当事者がドラッグストアを利用しようとした際に一部の店員がマスクを外して口話を依頼しても拒否され、筆記も拒否されると相談があった。相談員が本人の代わりに電話し、店長に事案を伝えて改善を依頼。店長が改善を約束してくれたため本人に伝えた。	当センターに限らず、区役所などにもさほど事例は集まっていないと聞く。差別に対する捉え方が人それぞれ違う事や差別と訴えるには一定のエネルギーが必要なため訴えても変わらないと思っている障害者に対して啓発活動が必要と考える。
3ー8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	自立支援協議会の取り組みとして、相談支援部会の中で研修・事例検討を行っている。初任・現任研修におけるインターバル受け入れも行っている。	まだまだ計画相談を受けられている障害者も少なく、区内の事業所の底上げが必要であるため、今後も力を入れて取り組んでいく。
3ー9 その他の取組み				
		機関誌ナビゲーションを年3回1000部発行している。東住吉区内の社会資源情報（オスメのお店紹介）、色んなテーマのなぜを解消！今年度は交通アクセスをテーマにして3名の方にインタビューした記事を掲載、○エンパワメントを高めるための取り組み（自立生活プログラム）の記事を掲載し、自立生活の啓蒙を行っている。○ 大学生に対して、障がい者の置かれている状況や自立についての考え方、施設や病院でなく住み慣れた地域での生活を紹介するため、大学での講師活動を行なっている。○ 団体職員への研修、重度訪問介護従業者に対する研修、基幹相談支援センター主催の相談支援専門員に向けた研修、大阪府相談支援専門員初任者研修、現任者研修のファシリテーターなどの講師活動を積極的に行っている。○ 自立に向けた個別プログラムを一人ひとりのニーズに応じて取り組んでいる。ひとり暮らしを希望する障がい者には生活イメージを深めてもらうことを目的に先輩の自立障害者3名に話を聞く機会を作った。○60代前半知的・肢体の重複障がい者に対しては、自宅訪問や来所してもらっての定期相談・2ヶ月に1回担当者会議を行い、日々の生活や介護体制について情報共有を図っている。 ○手動車いすユーザー、電動車いすユーザーが区内を移動の際、不便を感じる歩道の段差をピックアップし段差がどのくらいかを測り平野工営所に改善を求める活動を行っている。 ○見学・研修の受け入れを行っている。大学の社会福祉現場実習先として学生など様々な団体を受け入れ、相談支援や自立支援、ピアカウンセリングの手法や意義などを伝えている。障害のある学生にはその人の生活を掘り下げて聞きとりを行い、障害がある事で嫌な思いをした事や我慢していることがないか聞き取りを行い本人のエンパワメントに繋げている。○高校に通う障害当事者学生への支援に関わった。学校内での日常的な介助を、大阪府下の複数の自立生活センター、事業所、基幹相談支援センターがサポートしている。 地域自立支援協議会の当事者部会として「他区の当事者部会の活動を知る」というテーマで住之江区、都島区の当事者部会の担当者に来てもらい、活動内容を共有した。それぞれの区の活動がよく分かち合いにとって有意義な時間となった。○ 障がい者団体とのネットワーク作りを行っている。東住吉区内に止まらず、大阪市内、大阪府下、全国レベルでのネットワークがあり、常に連携の取れる状態を維持している。”		
4 区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		別紙地域課題に対する取組報告のとおり		

事業所名				東住吉 区障がい者基幹相談支援センター	
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
出席者からの意見		報告日		7月11日	
		1	相談支援事業の概要について	想定件数を倍以上上回っており、お疲れ様です。 困難事例への対応、地道な活動等見習うべき活動が多々ある。	
		2	相談支援の状況について	差別解消法に関しての啓発活動が必要。 思い返せば、あれも差別だったとすることはかつてはよくあった。今後とも仕事の話聞かせてもらいたい。 差別解消法について、化内で情報共有が必要だと感じている。 処遇困難ケースの連携に置いて心強い存在である。	
		3	業務に対する自己評価について	地域移行については難しいと思うが、新たな取り組みを期待している 知的障害の対応で、幼い当時の呼び名で呼ぶことがあり、虐待防止について基本的なところを勉強する必要がある。 人材育成の取り組みを相談部会と絡めながら行われており、頑張っていると思う。 マニュアルを時代に即して見直す必要がある。 当事者部会で何をしているかもう少しみんなに知ってもらう機会が作れば。 合理的配慮については学校ができることもある。アドバイスできるので言ってほしい。	
		4	区における地域課題について	障害福祉のサービスは需要が増えていく一方だが、一方で受け皿が必要である。若手を育てる必要がある。	
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)					
				3年間の委託期間を終え、無事基幹相談支援センターの運営を完遂することができた。個別の相談については件数としてもかなり増加しており、地域に認知されてきていることを確認するとともに、自立支援協議会でもいくつかのお褒めの言葉をいただき、活動に対する期待と社会的要請をひしひしと感じている。 地域移行支援に関する取り組みや地域生活拠点事業に関する取り組み、また、差別解消に関する取り組みに関してもまだまだ進んでおらず、これからの課題となっている。 これまでの地域とのかかわり、相談部会で培ってきたネットワークなどを活用しながら、地域課題の解決を目指した活動を行い、今後も地域に必要とされる基幹相談支援センターとして活動を行っていきたい。	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				平野 区障がい者基幹相談支援センター												
1 相談支援事業の概要				令和5年度												
	1-1 実施状況について															
		法人名称		社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会												
		開所曜日		月曜日から金曜日（祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く）												
		開所時間		午前09時00分から午後05時30分												
		同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業 指定障害者支援施設（施設入所支援／自立訓練／生活訓練／短期入所）、児童発達支援セン ター福祉型												
	事業所の特長		当該事業所は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内に設置されています。リハビリテーションセンターとは「障がいのある方へ福祉・医療・教育・労働など多くの分野を有機的に連携しながら、総合的立場から障がいのある方の福祉の向上を図る」という趣旨に基づき4部門の事業から構成されており、そのうちの訓練部門となる指定障がい者支援施設、児童発達支援センター、職業能力開発校については、当該法人がそれぞれの所属や特性を踏まえ一体的に運営しております。当該平野区障がい者基幹相談支援センターについては、その他の事業として位置づけられており、障がいのある人たちへの相談支援事業をおこなう地域の社会資源として役割を果たしているところです。													
	1-2 職員の状況															
						常勤職員		非常勤職員		計						
				専任		2		1		3 人						
				兼務		5		2		7 人						
計				7 人		3 人		10 人								
1-3 専門資格の保有状況																
			社会福祉士4名、精神保健福祉士2名、介護福祉士2名、保健師1名 相談支援専門員6名（主任：1名、現任1名）													
1-4 ピアカウンセリングの実施体制																
			障がい名		実施曜日		実施時間									
1-5 センター業務についての理念・基本方針																
			当センターの運営管理に際しては、「障がい者総合支援法」や「大阪市障がい者支援計画」などの関連法規、関連施策や設置条例等を最大限に尊重し、障がいのある子ども・障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を実現し、「その人らしく豊かで自立した生活」が営めるように、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を実現することを基本理念としています。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた福祉サービス等が、多様な関係機関から総合的かつ効率的な支援が提供されるよう配慮するとともに、利用者のニーズ充足や課題の解決の過程で、地域において必要な社会資源の改善や開発につとめ、地域福祉の推進に貢献していくことを基本方針とします。													
2 相談支援の状況																
	2-1 相談支援実績															
	①相談者数	月当たり相談者数						年間実相談者数								
		59.2						343								
	②相談受付件数	月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数								
		183.9						150								
	③受付件数の内訳	福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計		
	身体障がい	視覚	59			9				1	1		1		71	
		聴覚	8	1	1				3	2	1		8		24	
		肢体	147	13	30	51		3	1	8	5	1			259	
		内部	5			1				2					8	
		計	219	14	31	61	0	3	4	13	7	1	9	0	362	
	難病	1							1					2		
	重症心身障がい	9	2		1		1							13		
	知的障がい	352	29	78	172		16	45	81	31		51		855		
	精神障がい	336	23	142	206		13	32	67	53	2	33		907		
	発達障がい	25		25	3			3	2	7				65		
高次脳機能障がい	2		1										3			
その他													0			
合計	944	68	277	443	0	33	84	164	98	3	93	0	2207			
④受付方法別件数			電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
			1335 件		46 件		393 件		293 件		140 件				2207 件	
2-2 相談支援に関する分析																
			令和05年度の相談件数は、合計2207件となり、常勤職員の加配によって月当たりの相談人数が増加しており、新規相談者数も343件となっています。障がい種別では、精神・知的の占める割合が高く、昨年度からは精神障がい者からの相談が知的障がいを上回る結果となっています。相談内容については、新型コロナウイルス感染症が「5類」へ見直されたことで、医療機関からルートが減少したことに加え、日中活動等のサービス調整にかかる相談対応も減少しています。一方で、コロナ禍の長引く在宅生活によって、健康問題や社会活動に不安を抱えた本人・家族からの電話連絡が増えており、相談対応のおいても病院や行政機関、サービス事業所等へ職員が同行する機会も増えています。 障がい者手帳の発行数や福祉サービスの受給者数は、24区最大であり、年齢を問わず福祉サービスの利用者が増え、公営住宅やグループホーム等の住環境の利点を求め、他市区町村からの転入者も目立っています。引き続き、アフターコロナ後も感染症の影響が続き、利用者のあらたな生活ニーズが広がる中、単身生活者の増加や高齢化、親亡き後の支援など、深刻な地域課題を抱えている状況です。													

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		平野 区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	5	相談支援専門員を6名配置するほか、総合的かつ専門的な相談対応や地域の相談支援体制を強化する取り組みが実施できるよう、社会福祉士や精神保健福祉士、その他専門的資格を有する職員を基準配置しています。	本市の意向により国家資格の所持者についても、配置人員が相談支援専門員の資格取得を検討していきます。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	様々な専門機関が行う研修に参加しており、職員の自己覚知を促すとともに、経験・継続学習による実践力の向上を図っています。WEB配信のメリットを活かし、月2回程度の参加実績となっています。	職員の主体的なキャリア形成を促し、主任相談支援専門員を中心とした人材育成を含むマネジメント能力の向上に努めていく。地域生活定着支援センター等が主催する触法障がい者への支援に関する研修に積極的に参加していきたい。
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	5	事務所が不在にならないよう、複数名の職員が常駐しており、突然の来所や相談の電話など、常に業務が輻輳することを想定した職員体制の管理に努めています。また、事業者の営業にも時間をとって適宜対応しています。	相談者以外の来所者にも適宜対応していくことで、地域資源の把握や以後の連携および協議会をはじめとする組織強化にも尽力していきたい。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人内の研修体制も整っており、正確な知識の習得と実行を担保するため、各種の規定やマニュアル整備し、業務上必要な知識・技術の向上を図っています。苦情に至らない相談についても、その都度職員間で内容を共有し、適切な対応を心がけています。	新型コロナウイルス感染症については、「5類」へ見直されましたが、引き続き、感染予防に努めるほか、自然災害が発生した場合における事業継続計画（BCP）にかかる研修・訓練等に取り組んでいます。
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	心身障がい者リハビリテーションセンターの各部門とは、連携体制が整っており、その他精神障がいや難病者については、保健福祉センターの保健相談員と緊密な連携を図っています。障がい種別を問わない就労支援に関しても、同一法人が運営する専門機関との相談支援体制が確保されています。	施策分野を超えて専門職のスキルや理念を展開しつつ、専門機関のネットワークづくりを展開させるなど、総合的で的確な支援展開を図り、活動地域で職責を担う専門機関として、事例課題の解決に向けた取組みを実施していきたい。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	専門的資格を有する職員が中心となり、手帳の所持者数や福祉サービス等の事業者数に照らした地域アセスメントを実施しており、地域の支援ニーズを把握しながら、相談者数や相談件数の妥当性を自己評価しています。	「セーフティーネット連絡会議」や「生活支援体制整備事業の協議体」など、他分野との連携体制が整ってきており、引き続き、区役所の各部門、社会福祉協議会や地域包括支援センターと実務者レベルで、地域の障がい者を取り巻く状況等を共有していきたい。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	対象者の障がい特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いた個別対応を図っています。また、内面的な課題に配慮が必要な知的・発達障がい者等には、可能な限り視覚情報を活用した対応を心掛けています。本体施設と合同で週1回のワンポイント手話教室に職員が参加しています。	
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	専門性の高いケースや世帯全体への支援ケースなどに迅速かつ丁寧な相談対応を実施するほか、地域の相談支援体制に着目しながら、他機関とのネットワークを駆使し、従来の会議体との情報共有や調整機能などの役割を果たしています。	協議会における個別事例の検討の推進について、場の設定や頻度を関係機関と話し合いながら、地域課題の抽出等に繋げていきたい。地域の相談支援事業者等については、「つながる場」や「自立支援協議会」を積極的に活用できるよう周知や調整を図っていく。
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	令和05年度に依頼を受けた事業者選定件数は、合計64件となっており、相談事業部会において、適宜事業者の余力確認を行っています。また、計画相談支援を希望する利用者について、区役所の窓口で便宜が図れるよう、事業者の空き状況等が記載された議事録を作成し、区役所の担当者と共有しています。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	令和05年度は合計51件の相談を受付けています。区域の相談支援専門員に対し、伴走型の支援を継続しながら連携の緊密化を図るほか、支援が困難な事例は、当センターが個別に会議を開催するなど後方支援を展開しています。	引き続き、相談支援従事者のインターバル対応のほか、必要に応じてサービス等利用計画の内容やモニタリングの結果を共有しながら、専門的見地から検証・評価をおこない、相談支援専門員の質の向上や公正・中立性を高める機能を高めていく。
c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	「セーフティーネット連絡会議」や「生活支援体制整備事業の協議体」など他分野との新たな連携体制が整ってきており、区全体の調査データや小学校区を単位とする地域の特性を把握しながら、地域住民や地域の福祉団体、住宅管理センターなどと連携する機会が増えています。	区役所の各部門、社会福祉協議会や地域包括支援センターと実務者レベルで協議が行われ、地域の障がい者を取り巻く状況等をより深く認識できるよう努めていく。

事業所名			平野 区障がい者基幹相談支援センター		
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	令和05年度は、「つながる場」の参加実績は1回となっていますが、他機関主催のケース検討会に16回参加しています。また、相談事業部会においては、包括支援センターにも参加いただいております。多機関協働が必要とされるケースなど、積極的に検討できる機会が増えています。	
	3－5 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	個別の課題を幅広く把握する立場にある相談支援を中心に、課題の分析から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進する取り組みや、その目的に沿って関係機関等の協力等を求めるなど、個別支援から発信された課題を集積し、解決に向けた取り組みが行われるよう、相談支援の基盤整備を進めています。	現在、ホームページを活用した積極的な情報発信の仕組みを検討しています。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	地域力を開発する意味では、個別支援から地域課題を抽出する仕組みづくりを念頭に置き、地域支援の可能性を広げるためには、自立支援協議会の機能を活用しながら、関係機関とのコーディネートに努め、チームアプローチの展開が円滑に進むよう、センターとして尽力しています。	既存の制度や資源の活用方法の提案に留まらず、俯瞰的な視点から地域の課題を捉え、支援全体のマネジメント能力が発揮できるようにチームアプローチを意識していきたい。
	3－6 地域移行の推進に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	令和05年度は、児童施設、矯正施設、生活保護施設から合計9件の相談を受け付けており、基幹センターが実施する地域相談支援コーディネートの流れに沿って、区域の相談支援事業所等へ受入れ体制の整備にかかる調整等を行っています。	引き続き区内の障がい者施設に対しては、増設傾向にあるGHの実情を踏まえ、地域資源を活用するために必要な事柄について、協議会や支援者と意見交換する機会を設けています。
	3－7 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	令和05年度の通報届出の受理件数は、2件となっており、コアメンバー会議に3回出席しています。養護者からの虐待以外も、利用者や相談支援専門員等から施設従事者等による虐待を疑うご相談を数件受付けており、本市の対応窓口を案内の上、対象者の権利擁護の観点から、必要に応じた相談対応を実施しています。	
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」において、区役所の政策推進課と共に「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談窓口となっています。また、相談事項の解決に向けては人権啓発・相談センターや大阪市と連携を図ることとなっています。	令和06年度から事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務化されており、引き続き相談窓口として関係機関との連携を図りながら、傾聴や建設的対話を心掛けた初期対応等に努めていきたい。
	3－8 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	令和05年度は、個別ケース検討会議に合計28回参加、内12回は自センターが会議を主催しています。インターバルの受入実績としては、現任26件、初任11件となっており、年度内に新規開設した事業所については、部会参加の案内を行うほか、事業者選定の依頼にかかる事業所の基本情報等の聞き取りに努めています。	年々インターバル対応件数が増加しており、短期間に受講者が集中する傾向があるため、主任相談支援専門員のほか、対応できる人材を管内で確保していく必要がある。
	3－9 その他の取組み				
			2023.07.07 大阪府福祉部障がい福祉室主催：障がい者虐待防止・権利擁護研修(管理職向け研修)に参加 2023.08.01 大阪府福祉部障がい福祉室主催：障がい者虐待防止・権利擁護研修(現任研修)WEB研修 2023.08.18 大阪府福祉部障がい福祉室主催：大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修(現任研修)に参加 2023.08.04 大阪市こころの健康センター主催：支援者向けゲートキーパー研修 2023.08.08 市障がい者相談支援研修センター主催：相談支援事業所フォローアップ研修(講座編)に参加 2023.08.22 市障がい者相談支援研修センター主催：相談支援事業所フォローアップ研修(演習編)に参加 2023.08.25 大阪市こころの健康センター主催：こころの健康講座「こころの健康について」に参加 2023.09.04 平野区役所保健福祉課主催：障がい者事案の振り返り研修に参加 2023.11.10 大阪市こころの健康センター主催：OACミニフォーラムに参加 2023.11.14 大阪市福祉局生活福祉部主催：令和5年度障がい者虐待対応研修(中堅期)に参加 2024.01.16 一般社団法人よりそいネットおおさか主催：触法障がい者の支援についてに参加 2024.02.27 社会福祉研修センター主催：地域連携ネットワークにおける成年後見制度利用促進研修に参加 2024.02.27 大阪市福祉局生活福祉部主催：令和5年度障がい者虐待事例検証会議に参加 2024.03.04 大阪市障がい者相談支援研修センター主催：障がいのある方の就労を支える連携支援に参加 2024.03.06 大阪市福祉局生活福祉部主催：大阪市主任相談支援専門員連絡会に参加 2024.03.11 大阪市障がい者相談支援研修センター主催：意思決定支援における基本的な考え方に参加 2024.03.15 法人職員一斉人権研修：個人情報の保護、障がい者の人権(虐待対応と権利擁護)に参加		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			平野 区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			令和06年03月現在の障がい者手帳交付数は、身体10209件、知的3866件、精神4734件で、区の人口に占める手帳の交付率も高く、自立支援医療の受給者(7129件)を含め、多くの方々が何らかの保障や支援の対象者と認識されます。その他、地域の特徴としては、公営住宅の整備率が高く、障がい者の居住支援も他区に比べて非常に多く存在しています。グループホームについては、市内最大の設置数となっており、今もなお増加の一途を辿っていますが、重度の障がい者に対応できる事業者が少ないことに加え、障がい福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く、支援の質の低下が懸念される事業者がいくつか見受けられ、地域自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるかが課題となっています。 福祉サービスや制度が広がりを見せる一方で、障がい者の重度化・高齢化について、8050問題など親亡き後の生活を見据えた地域生活支援拠点等の整備も重要な課題となっています。一昨年から拠点整備にかかるサービス事業所の登録が開始されていますが、未だにエントリーがない状況であり、引き続き自立支援協議会と通じて、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められているところです。		
5 自己評価を終えて					
	5-1 区地域自立支援協議会での報告				
		報告日	令和06年07月19日 相談事業部会で報告 令和06年07月23日 運営委員各位に報告		
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	当センターのリーフレットを配布し、受託事業所の概要や特長を参加者に説明しました。また、区障がい者基幹相談支援センターについて、各種の業務内容や職員配置など業務の実施状況を報告しました。	
		2	相談支援の状況について	特に意見を頂いておりません。 障がい者手帳発行数の推移、障がい福祉サービス事業者の指定数、計画相談支援の支給決定者数など、業務地域の実情について、地域アセスメントを用いて、相談支援体制を理解するための報告をおこないました。	
		3	業務に対する自己評価について	特に意見を頂いておりません。 当センターとしては、これまでの活動実績を踏まえ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの関係機関との連携強化に向け、協働作業の土台作り貢献しつつ、引き続き、高度な要求水準に応える情報力・技術力の向上を目指した事業展開を図っていることをお伝えしています。	
		4	区における地域課題について	相談事業部会で共有した地域課題について、以下の点についてご意見を頂いております。 ○「8050問題」を背景とした障がい者の高齢化と複合世帯への対応 ・CMと連携の機会が少なく、立場や役割の相互理解に至らず、支援の方向性が定まらない。 ・これまで福祉サービスの利用歴がないなど、権利擁護のあり方が浮き彫りになった事案がある ○地域生活支援拠点等の整備について ・親亡き後の地域自立生活に向けた体験の場の確保が重要と考えられる。 ・介護者の急な事情による緊急対応に困難を抱えている。 ○65歳到達時の介護保険への移行問題 ・要支援となった場合、CMが見つかりにくい。 ・認定結果に応じて相談員が障がい福祉サービスを当て込んだり合わせ打つ難しさがある。 ○相談支援専門員の資質向上への取組みについて ・困難事例だけでなく、様々な事業者から好転事例の報告を頂き、事例検証などを通じて、相談員の資質を高める取り組みを行ってみたい。 ○子ども部会の設置について ・放課後等デイサービス事業者の繋がりが希薄。その他GH等の部会を含め、事業者数が多く部会として纏まらない状況が常態化している。	
	5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて(総評)				
			令和06年03月時点で区内の指定相談支援事業所も45ヵ所となりました。各事業所とも人材の育成や定着に多くの課題を抱えるなか、定期開催する部会において、困難事例等の報告やケース検討を通じた事業者間交流が活性化しており、地域の障がい者を取り巻く環境を共有しつつ、関係各位から幅広く意見等を拝聴するなど、有意義な活動が展開されています。一方で、地域の相談支援体制についても、高齢、障がい、子ども、生活困窮の関係事業と分野を超えた連携が深まり、重層的な相談支援体制の構築に向け、協働作業の土台が形成されているところです。 相談支援の推進については、事業者が微増傾向にあるなか、日常業務で蓄積されたノウハウや地域評価を通じて、地域課題へのフィードバック機能を高めることが求められます。実情としては、各事業者とも運営管理や人材確保の課題から、自発的な点検が行われておらず、相談支援従事者のスキルアップについては、自立支援協議会の機能を活用するなど、地域課題の抽出に繋がる組織的な取組みが期待されています。 当センターとしては、引き続き、高齢、障がい、子ども、生活困窮の関連事業など、各種相談機関との重層的な支援体制の構築に向け、施策分野を超えたネットワーク強化を図りながら、事業者に対する後方支援や従事者へのインターバル対応など、多面的なマンパワー強化を展開することで、地域を支える福祉人材の基盤構築が促進すると考えています。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名				西成区障がい者基幹相談支援センター											
1 相談支援事業の概要				令和5年度											
1-1 実施状況について															
		法人名称		社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会											
		開所曜日		月曜日～金曜日(土日祝日を除く)											
		開所時間		9:00～17:30											
		同一場所で実施している その他の事業		生活介護、放課後等デイサービス											
		事業所の特長		法人内サービスには子どもから高齢者支援の総合サービスを実施しています。 そのため、子どもから高齢者に至るまでの支援がスムーズに行える、ライフステージに応じた支援を活かした強みがあります。											
1-2 職員の状況															
				常勤職員				非常勤職員				計			
		専任		1				3				4 人			
		兼務		3				2				5 人			
		計		4 人				5 人				9 人			
1-3 専門資格の保有状況															
				主任相談支援専門員:2名 相談支援専門員6名 精神保健福祉士:6名 社会福祉士:5名 介護福祉士:6名 介護支援専門員:2名											
1-4 ピアカウンセリングの実施体制															
				障がい名				実施曜日				実施時間			
1-5 センター業務についての理念・基本方針															
				障がい者支援の質の向上と、地域に根ざした障がい者支援の体制の構築に向けた活動に取り組みます。具体的には、障がい者支援の専門性の向上、地域の相談支援を行う人材育成、地域の理解と協力の促進に向けた啓発・交流活動、区内の行政、関係機関、地域住民などの連携を促進していきます。 これらの基本方針に基づき、西成区障がい者基幹相談支援センターでは、障害者の権利擁護と社会参加の推進に尽力し、障害児・者の自己決定が尊重される社会と安心して地域で暮らせるまちづくりを目指していきます。また、障がい者が地域で自立して生活し、地域社会に参画・参加できる相談支援に取り組みます。											
2 相談支援の状況															
2-1 相談支援実績															
①相談者数		月当たり相談者数						年間実相談者数							
		70.9						454							
②相談受付件数		月当たり相談受付件数						【参考】業務委託における想定件数							
		139.4													
③受付件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計	
身体障がい	視覚	17	0	0	1	0	0	0	6	1	0	0	2	27	
	聴覚	9	0	2	0	0	1	2	35	0	1	1	0	51	
	肢体	56	0	10	6	0	2	0	7	1	4	0	8	94	
	内部	5	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	8	
	計	87	0	13	8	0	3	2	49	2	5	1	10	180	
難病		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
重症心身障がい		11	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	1	17	
知的障がい		194	20	74	76	13	15	181	134	10	37	21	29	804	
精神障がい		384	30	213	410	1	21	79	242	37	51	22	67	1557	
発達障がい		66	16	13	33	2	8	22	30	8	36	7	2	243	
高次脳機能障がい		14	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	16	
その他		28	1	13	9	1	1	11	9	0	3	6	5	87	
合計		797	67	327	539	17	48	295	465	57	132	59	114	2917	
④受付方法別件数		電話		メール		来所		訪問		同行		その他		合計	
		1015 件		11 件		277 件		212 件		60 件		97 件		1672 件	

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター		
2-2 相談支援に関する分析				
		昨年度と比較すると、延べ相談支援件数は1.3倍と増えている。特に発達障害者7倍、精神障害者1.6倍、知的障害者1.3倍と増えています。実人数も知的1.4倍、精神1.4倍、発達6倍と増えている。相談内容としては①福祉サービス②健康医療③家計④生活技術が増加傾向となっている。要因としては障がい福祉サービスやあんしんサポートにつながらないケースや医療機関との連携が必要なため基幹相談支援センターで長期間継続して支援していることが件数として表れています。 また、数字には表れてこない相談の特徴として①大阪府地域生活定着支援センターからの相談や保護観察所、医療観察法対象のケースなど相談も数件あった。これらのケースについては退院・出所前には訪問、会議など行い地域での受入れ準備を行っている。②見守り相談室、生活困窮者支援からの相談が増えてきています。何らかの生きずらさを抱えている、障害があるかも知れないので一緒に関わってほしい。自宅が不適切な環境となっている。等の相談。関係者で時間をかけて信頼関係を築きながら片付けなど時間を要するケースも多かった。③薬物やアルコール関連問題を抱えているケースも増えており見立てによっては遠回りの支援になっていることもある。		
3 業務に対する自己評価				
3-1 運営体制		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	職員について、相談支援専門員の他、専門的資格を有する者を幅広く配置するように努めているか。	4	地域の幅広いニーズに対応するため、専門的資格及び知識を有する職員を配置し、現職員にて専門的資格未取得者に対しては、積極的に資格取得を推進する体制を整えています。	障がい当事者職員が未配置となっている。
b	各種研修に積極的に参加し、職員内での共有を図るなど、常にその資質向上に努めているか。	4	法人内において人権研修を定期的実施し、人権意識の向上を図っている。また、当職員の相談援助の質の向上を図るため、積極的な研修への参加及び当職員が主体となり定期的な研修や事例検討の企画立案に努めています。	
c	開所時間中は職員が常駐し、来所や電話等による相談に迅速に対応できるように努めているか。	4	相談員1名は事務所に常駐する様に努めていますが、どうしても不在になる時は事務員より連絡を受けて敏速に対応出来るように連携しています。	相談員が外出している時は事務員に電話を取って貰い、折り返し連絡を取るようになっている。
d	苦情対応マニュアル、事故報告対応マニュアル、個人情報保護規定等の各種マニュアルを整備し、その運用が適切になされるようにしているか。	4	法人内統一のマニュアルを整備しており、毎月リスクマネジメント委員会を開催し対応しています。また、個人情報保護のマニュアルも整備しており、法人でプライバシーマークを取得しています。	
3-2 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	常日頃から情報共有やネットワークの構築に努めています。また、研修会等には積極的に参加しています。難病患者等の相談については大阪府難病センターと相談しながら対応出来るように努めています。	今後も引き続き医療機関や各関係機関とネットワークを構築していきます。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	毎年、西成区内の障害者数や区分認定者の増加が見られ相談件数も増加している。西成区の相談機関の連携により対応する事が出来ている。	相談者への対応が多岐に渡っている事から様々な期間とのネットワークの構築が必要であると考えています。
c	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っているか。	3	障害特性に応じた対応を行っている。また、手話が必要な方には手話出来る相談員が同席しコミュニケーションを図っています。	手話出来る相談員を増やす。タブレットやアプリでのコミュニケーションツールの活用を図っていきます。
3-3 困難ケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例など支援困難事例への対応を積極的に行っているか。また必要な支援ネットワークの構築に努めているか。	4	つながる場に積極的に参加し、見守り相談室やその他の行政・高齢者支援事業所・障害者支援事業所等と連携し、横断的なニーズの把握と世帯ごとの支援対応に努めています。	
3-4 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	毎月西成区自立支援協議会の相談支援部会にて選定会議を行っています。専門性が必要な選定では各事業所の特性や地域、新規相談が受入れ可能かどうかを見ながら選定を行っています。	障害児の計画相談の数が少なく、依頼する事業所が偏ってしまう事があるため、担い手の増加を図ったり、他区の事業所との連携を図る必要があります。

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			西成区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	西成区自立支援協議会の相談部会を通じて情報提供を行っています。今年度は地域移行支援の研修も開催する事が出来ました。事業所の後方支援においては、事業所や相談員としての相談が増えてきています。必要に応じて会議に同席し、後方支援を行っています。大阪府内の精神科病院へ地域移行の推進のための訪問活動を行いました。	地域移行、地域定着の相談がなかなか上がってこない現状もあり、継続して大阪府下の精神科病院への訪問活動や「被保護精神障害者等地域移行支援事業」大阪市保護課と連携を行っていきます。
	c	地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できているか。	4	障害福祉サービス事業所や区保健センターとの連携や地域ケア会議等の会議を通じて、地域のニーズ把握や、課題の共有に努めています。	
	d	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組を積極的に行っているか。また「つながる場」へ積極的に参画しているか。	4	地域包括支援センター主催の交流会に参加し、地域のケアマネジャーと顔の見える関係づくりに努めています。西成区自立支援協議会の精神保険福祉連携部会において横断的な関係機関と連携に努めている。また、つながる場へも積極的に参加している。	
3-5 地域自立支援協議会の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	全体会・運営委員・各部会には積極的に参加しています。来年度からは各部会に基幹センター職員配置を行う予定。相談支援部会においては相談支援専門員の質の向上を目的に各種研修会を企画・実施予定しています。	相談支援部会においては参画されていない事業所もあることから参画してもらえる仕組み作りが必要である。
	b	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	今年度は精神保健福祉連携部会が正式に発足。各関係機関と課題を共有し意見交換を行っています。また、社会資源が不足している場合は代替え案の提供や資源開発を行っている。	
3-6 地域移行の推進に向けた取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。	3	地域移行支援事業の申請が殆どないため、パンフレットを作成し、大阪府下の精神科病院へ事業推進のための訪問活動を行いました。	コロナが5類になっても施設や病院などの面会制限される中、地域移行支援が進まない現状はありますが、事業推進のための訪問活動の継続が必要と考えます。
3-7 権利擁護の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	権利擁護や障害者虐待の研修には積極的に参加しています。また、虐待通報が入った場合は行政と協力し迅速に連携出来ています。	虐待が外から見えない事もあるため、行政・地域・関係機関等、より一層の情報共有、連携の強化をしていく必要があります。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障害者差別に関する相談は区役所担当者と共同しながら対応に努めています。来年度は令和6年4月1日の法改正に伴い事業者により障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから西成区自立支援協議会において地域の事業所へアンケートを実施する予定にしています。	市民や企業に向けた普及啓発活動を継続的に実施していく必要があると考えます。
3-8 地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催、相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどにより、地域における人材育成や相談支援体制強化に積極的に取り組んでいるか。	4	今年度は相談支援従事者インターバルの受け入れを35名、協議会参加は11名を実施しました。毎年増加傾向にあります。インターバルに併せて基幹センターの役割や事業所の後方支援の説明を行う事で顔の見える化が行えました。また、新規事業所立ち上げ時には実習受け入れを行っています。	他区からのインターバル受入れ依頼があり、受け入れてはいるが、今後も受け入れる場合はマンパワー不足となる可能性がある。
3-9 その他の取組み					
			①障がい当事者活動支援 ・当事者ミーティング ・外出活動（桜の通り抜け、ジブリ展、カラオケ、プロ野球観戦、なんばグランド花月観覧等の外出支援） ・調理レクリエーション活動 ②おれんじまつり（認知症啓発イベント）への協力 ・啓発活動、町会や商店、医療機関等と連携したウォーキングイベントに協力しています。 ③地域包括支援センターと基幹相談支援センター協働勉強会 ④大阪公立大学にて「精神障害者と人権」をテーマに講師として派遣しました。		

区障がい者基幹相談支援センター 自己評価シート

事業所名			西成区障がい者基幹相談支援センター		
4 区における地域課題について					
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			○西成区の特徴として単身世帯が多く、高齢化率、生活保護受給率が他区に比べて多い区となっています。 さらに障害者率については精神障害者手帳及び自立支援医療の増加が見られ、毎年相談件数も増加傾向となっている。また、全国の平均寿命は男女とも西成区がワースト1位となっています。いずれもはっきりとした理由はわかりませんが単身＝孤立というキーワードは何か関係しているかも知れないと考えます。 ○相談内容としては多岐に渡る複合的な課題を抱えている相談が多く、より専門性や分野を超えて支援が必要な現状があります。 ○公的サービスに繋がっていない方（いわゆる制度の狭間）不適切な住環境の問題については障害福祉サービスでは対応出来ず、相談員が信頼関係を構築しながら少しずつ片付けを行っている、そのため相当な時間を要することも多い。 ○インバウンドの増加からトコジラミの発生相談が年々多くなってきている。駆除を業者に依頼したくても金銭的余裕がなく放置しているケースもみられる。また、トコジラミについての正しい知識がないためにご本人やサービス提供事業所の職員を介して拡大する恐れもあり、トコジラミに対する正しい知識の普及啓発が必要と考えます。 ○各関係機関から相談があがってくるケースの中にはアルコール関連問題を抱えておられる方が多く、根本原因がアルコールに起因する事が見逃されているケースがある。アルコール関連問題の知識について普及啓発を継続する必要がある。 ○就労系事業所においては、昼食と作業工賃、在宅ワーク、短時間のみ通所で生活保護の収入申告上限額の15,000円を工賃として支払うと謳い文句に当事者のニーズ及び自立において不適切な支援を行う事業所が増加している。 居住支援系事業所では、実態のない支援事業所が横行している事が続いている。また、相談支援事業所、就労系事業所、医療機関が連携し、不用意な自立支援医療の受給を行い、福祉サービスにつなげることで大阪市の財政圧迫の視点からも大きな課題であることが考えられる。 ○被保護者の精神科病院に1年以上入院されている方が大阪府南部の精神科病院に多く見られているものの、指定一般相談支援の地域移行支援については申請率が低く、地域移行が進んでいない現状があり、大阪市保護課との連携が求められる。 ○特定地域における居住物件について、その物件に入居するとオーナーと連携をしている事業所を利用しないといけない。また、本人の意思とは違う不本意な金銭管理など横行している状況がみられる。生活保護担当者や相談支援専門員など権利擁護の視点を持った支援が求められる。		
5 自己評価を終えて					
5-1 区地域自立支援協議会での報告					
報告日			2024年6月12日		
出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	障害児の相談支援事業所が少ない理由は？ →モニタリングが大人より低頻度であるから、新たに児童の申請書様式等を覚えるのが大変であるから、親御さんと対等に話すにはキャリアが必要であるからだと思われている。 障害児の計画相談の数が少ないというのは事業所が少ないということで認識齟齬ないか。 →認識齟齬ない。選定で依頼できるのは5事業所程度である。		
	2	相談支援の状況について	相談受付件数2917件のうち、どのくらいが解決につながったのか？ →相談件数の中には具体的に困りごとがある人もいれば、ただ話を聞いてほしい人がいる。前者については概ね解決に向けてサポートできている。 成年後見制度の申し立て支援はあったか。擁護者からの虐待や、施設従事者からの虐待、権利侵害など、どのようなものが多いか教えてほしい。 →基幹からの申し立てはなかったが、本人申し立ての支援はした。事案としては擁護者虐待が圧倒的に多く、ほかにはパートナーからの暴力も多い。		
	3	業務に対する自己評価について			
	4	区における地域課題について	地域移行支援推進のために精神科病院を訪問しているが、訪問先の病院の反応はどうか。 →病院によってさまざまである。営利目的の病院からは反応が良くないこともある。地域移行のメリットは退院後の社会資源が確保されることであるので、理解を得られるよう話している。関係を継続していけるよう訪問を続けたい。 活動の感触や課題があれば教えてほしい。 →施設入所事業所にもアプローチしないといけないと思っている。地域移行の相談が1件もあがっていない施設がある。		
5-2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）					
			・障害児計画相談支援事業所の選定に苦慮している現状があり新規事業所立ち上げについて広報や協力をしていきたい。 ・一般相談支援事業所にも地域移行支援を推進していけるよう基幹相談支援センターとして後方支援をしていきたい。		